

鹿兒島県史料

旧記雑録追録

四

## 例言

一 本書は、東京大学史料編纂所蔵本「薩藩御記雜録」を底本とし、そのうち追録卷七十一から卷九十四までを収めて、「鹿児島県史料 舊記雜録 追録 四」として継続刊行するものである。年代は享保十四年十二月から延享四年四月までの十九年間である。

一 文書・記事を通じ、底本の順序に従い、通し番号を文首に付した。また卷末に文書・記事目録を掲げた。

一 文書、または記事が数種の内容に分かれる場合には、小番号を付した。  
一 刊行に当って、文書の体裁を、おおよそ次のように統一した。

イ 文書の所在などを示す原注は、一字下げて首部に付した。

ロ 猶々書は、二字下げにし、その位置は底本どおりにした。

ハ 文書・記事には適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。

ニ 附（付記）、但（但し書）は一字下げにし、改行した。

ホ 文書の年月日、差出、宛所の位置などは、底本の体裁にあわせて、ある程度の統一をした。

ヘ 書状は、底本の体裁に従うが、包紙の封じ目は「 $\text{メ}$ 」に統一し、包紙への注記は底本にならった。

ト 花押は（花押<sup>№x</sup>）と番号を付し、適宜人名を傍注するほか、卷末に花押集を掲げた。

一 漢字は原則として底本の用字に従い、改める場合はなるべく正字を使用するが、底本の文意体裁をそこなわないものは一部当用漢字新字体を使用した。

一 異・略・俗体文字は、大部分を普通の字に改めたが、次のような字は特にこれを残した。

尔(爾) 早(畢) 吳(異) 玠(珍) 弥(彌)

一 特殊文字としては、次の字だけを残した。

ノ(しめ) ㇿ(より) ㇿ(まいる) く(々々) ㇿ(候)

一 変体仮名は、普通の平仮名に改めたが、ニ、者、後、ゐ、はだけはそのまま残した。

一 人名・地名および難解な語句などには、適宜傍注を付した。地名は旧薩藩領域外は国名のみ、また領域内は現在

(昭和四十六年四月一日)の郡・市名で表わした。

但し、国・市の字はこれを省略した。

一 原注には括弧を付さず、新たに注を付する場合には、( )で囲んで原注と区別した。

一 欠所部の原注 本マ、、欠、スリキレ等は、その部分を□で囲み、本マ、、欠、スリキレ等と傍注した。

一 文意の通じない字、またはその箇所は□で囲み、(ママ)、(〇〇カ)と傍注を付した。

一 挿入、付紙、押札等は、右肩に(挿入)、(付紙)等と傍注し、他とまぎらわしい場合には「」で囲んだ。

一 朱書は(朱)と傍注し、その箇所を「」で囲んだ。

一 行間の書き込みは、底本の体裁にあわせたが、書き込みの内容が、底本に齟齬しない場合は、その位置を示し、関連箇所の文末にまとめた。

一 本文書の行間に朱書された返書は、年月日と差出・宛所の関係を示す「上」「下」の位置は底本の体裁どおりとした。

一 闕字・平出等は、原則として底本の体裁に従った。

一漢文は、返り点・送り仮名等不統一または不正確に用いられているが、底本通りとした。

一当時一般に使用された用字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

百性(百姓) 同性(同姓) 陳(陣) 蜜(密) 次飛脚(継) 烈(列) 咲止(笑止) 諏方(諏訪)

魔(鹿兒) 船(船) 相摸(相模) 訴詔(訴訟) 飛彈(飛驒) 大守(太守) 太輔(大輔)

一文字および文書を、原文書で補正する場合には、(○○)によって補う)と補注した。

一訂正された文字には、左傍に「、」を付し、訂正文字を右側に付した。

舊記雜錄 追録四 目次 題字 鹿兒島県知事 金丸三郎

例言.....一  
目次.....四

卷七一 享保一四年一二月 (竹姫君様御入興之件).....一

卷七二 享保一五年 一月——四月 (吉貴公・繼豊公・宗信公).....四二

卷七三 享保一五年 五月——同 一六年 二月 (吉貴公・繼豊公・宗信公).....七九

卷七四 享保一六年 三月——同 一二月 (吉貴公・繼豊公・宗信公).....一七

卷七五 享保一七年 (吉貴公・繼豊公・宗信公).....一五九

卷七六 享保一八年 (吉貴公・繼豊公・宗信公).....一九六

卷七七 享保一九年 一月——同 一七・一八年 同 一六月 (吉貴公・繼豊公・宗信公).....二三六

卷七八 享保一九年 七月——同 一〇年 八月 (吉貴公・繼豊公・宗信公).....二八二

卷七九 享保二〇年 九月——同 二二年 二月 (吉貴公・繼豊公・宗信公).....三二〇

卷八〇 享保二一年 三月——同 一七月 (吉貴公・繼豊公・宗信公).....三六一

卷八一 元文 元年 八月——同 二年 六月 (吉貴公・繼豊公・宗信公).....四〇〇

卷八二 元文 二年 七月——同 一二月 (吉貴公・繼豊公・宗信公).....四四九

卷八三 元文 三年 一月——同 四年 五月 (吉貴公・繼豊公・宗信公).....四八九

卷八四 元文 四年 六月——同 一二月 (吉貴公・繼豊公・宗信公).....五三四

卷八五 元文 五年 (吉貴公・繼豊公・宗信公).....五七七

卷八六	元文	六年	一月—寛保	元年一〇月	(吉貴公・繼豐公・宗信公)	六二二
卷八七	寛保	元年	一月—同	二年六月	(吉貴公・繼豐公・宗信公)	六七〇
卷八八	寛保	二年	七月—同	三年一二月	(吉貴公・繼豐公・宗信公)	七〇七
卷八九	寛保	四年	一月—延享	元年一二月	(吉貴公・繼豐公・宗信公)	七五三
				<small>(表紙(二年卜誤))</small>		
卷九〇	延享	二年	一月	一〇月	(吉貴公・繼豐公・宗信公)	七九一
卷九一	延享	二年	一月	一二月	(吉貴公・繼豐公・宗信公)	八三八
卷九二	延享	三年	一月	六月	(吉貴公・繼豐公・宗信公)	八八五
卷九三	延享	三年	七月	一二月	(吉貴公・繼豐公・宗信公)	九三一
卷九四	延享	四年	一月	四月	(吉貴公・繼豐公・宗信公)	九六四
花押集						九八七
文書・記事目録						九八一

(表紙)

竹姫君様

享保十四年十二月

御入輿之件

追  
舊記雜錄 卷七十一

(原寸縦三・三センチ 横一・六七センチ)

1 繼豐公御譜中

今茲享保十四己酉歲十二月十一日、豫涓吉辰議婚既定、於今日、繼豐尚竹姫君於芝宅守殿也、執政松平左近將監乘邑・酒井讚岐守忠音、副執政本多伊豫守忠梁歩行供奉、其餘諸有司等附從焉、阿部伊勢守正襲登(正徳)營勳(統)御迎、鳥居丹波守忠利・島津但馬守忠就出(雅)門外一奉迎之、見御輿之既臻焉、直候于守殿玄喚薄緣矣、家臣國老・用人・近習役等躡踞於大門外矣、既而御輿過大門、入守殿廣敷上座、乃執政乘邑授御輿、島津忠就

2

扣正文在家老座

受取之、執政忠音授御貝桶、鳥居忠利受取之、其儀嚴重受授事畢、竹姫君假平輿間、於茲繼豐與待上薦共入守殿上段、而后竹姫君入同上段、調著座之儀式、繼豐修嫁娶之大禮、以獻酬頻繁、故略于茲、其次序詳于後、

一 御守殿御玄喚外廻り御手當之儀付、委細別紙御本宅次第書之通都、之儀申渡、

一 御守殿方勤之御用人を始諸御役人末迄、支度其外相詰、場所之儀同斷、別紙御本宅次第書之通申渡、

一 高津・佐川表御局、澤田・山路并高輪御中藤貳人、芝高輪表御使兩人、高輪芝若女中七人、御次女中拾人其外高輪芝御簡所女中早朝より御守殿に罷越相詰、

尤御入輿前御座御掃除其外御臺子等仕懸儀共、都の御先女中に申談、御入輿之節諸事御用不差支様相調置申、

但右人數いづれも御勝手口方御守殿に罷通、相詰、様仕、支度等之儀先達調方相濟被下置、間、其格々準シ致着用、

(備中屋敷)

一 御待御上藤阿部伊勢守様奥方様早朝櫻田御屋鋪より御

入被成り、御屋鋪東御門より御入、夫方 御守殿御勝

手口に御入被成、御守殿方奥附士 御輿御勝手口こ

ゝ相請、上鎖口涯迄守り上申外、尤御入之節高津・佐

川表御局御勝手口迄御迎申上、御輿居り處方御鎖口内

に御供仕外、御守殿方御用人・添御用達御勝手口縁

石へ罷出外、且又上御鎖口外へ御輿居候節、外方不見

込様御屏風ゝの相圍、御鎖口へ御入之節右御輿相下外、

尤御屏風表取申外、

一 伊勢守様奥方様御供之御年寄を初末く迄、中御鎖口番

所御廊下方中御鎖口之様罷通、夫より御鎖口内へ罷通

外、  
但 御供之女中爲案内、御勝手口へ芝高輪御簡所女中

扣居申外、

一 伊勢守様奥方様上御鎖口内に御通被遊、御先女中衆へ

申談、御上段を初一通り御座御覽被遊り、尤先最寄御

客座に御通り、御熨斗・御茶・御たはこ盆差上、御座

被成御覽外、

一 御入輿前御湯漬差上外、

一 右御供之たミのを初女中、中御鎖口方内へ罷通相詰り、

座敷之儀老高輪・芝女中同座へ相詰り、

一 御持せ被遊り御挾箱、其外御鎖口内に差通り御道具、

御勝手口に御鎖口添番相詰居三雲宗八に申談、相請取

之表使申談御鎖口内に相通り、

一 表向御供之人數之内伊勢守様御家來之分老、  
(宗信) 益之助

様御方御式臺脇御使者之間に差置り、益之助様御方

納殿挨拶座見廻相動候、左りゝ御輿調ゝ二汁五菜之

御料理・肴・吸物・銚子三篇、茶菓子・濃茶・後菓子・

薄茶迄被下、其以下老御料理之膳部座敷其役格相こよ

りて相應こ被仰付り、尤前以御供人數之儀、御抱守方

宗八へ承合、座分ケ御料理之膳部等迄委細申出外上手

當申渡り、且又宗八を初此御方方被召付置り御廣敷番・

奥附士いつれも、益之助様御方納殿に被召通、一汁三

菜之御料理御輿仕出ゝゝ、吸物・銚子二篇被下外、此

請込御抱守致首尾外、  
但 宗八事表より御供之御跡乘相伴被仰付り、

一 此方より被召付り足輕に老、御輿仕出ゝゝ一汁壹菜之

御賄被下り、

一 太守様御駕籠之者貳拾人、御挾箱持十人 御入輿之節、

御道具相運り御用表爲可有之、子持筋長絹着用ゝゝ、

御本宅御玄喚脇東之方入口前ニ扣居候、此差引御納戸  
筆者之内壹人・肝煎兩人花色不洗物かちん上下着こゑ、  
右人數相纏居り、

一御守殿御廣敷上之間、御輿・御貝桶御請取渡之場所  
ニ相成り間、右之御座純子幔幕等引調之儀者、委曲  
御本宅御次第書之内ニ有之り通、諸事此儀ハ、御守殿  
方御用人方差圖いたしり、

一御守殿御上段御化粧之間、御寢所御床御掛物・御棚飾  
其外末々之御座、都而別紙御飾付之通相調り、且又御  
入輿付り、御上段を初御座へ相飾り御規式之儀ハ、先  
達石原嘉右衛門に被仰付、申出置り通相飾申り、

一御待受御衣類之内、白紅幸菱御時服ニ重白木臺ニ受之、  
其上ニ幸菱白紅御帶ニ筋置之、并御末廣貳本・御疊紙  
五帖、外ニ御髪斗包相添、右白木壹臺ニ載之、御色直  
之御座に備置申り、

一御小袖御時服六重白木壹臺ニ載之、上ニ髪斗包相添、  
右御同座へ相備置申り、

一御夜物・御蒲團・御つほ袖其外之袖何れも御寢所に相  
飾り、尤御衣桁等相飾り儀も御先女中申談、御化粧之  
間後之御廊下へ相飾り、

右三行飾様之儀者、都而御先女中には高津・佐川より  
申談相飾り、

一御毛氈十枚

一右御化粧之間御寢所へ入付申り、

一御床疊貳帖

一右御寢所に入付置申り、此入付之儀高津・佐川より  
御先女中へ申談、御寢所に敷付置り、

一竹姫君様 太守様 御待上藤様御式正之御褥御上段に  
飾置り儀、高津・佐川より御先女中には申談、御入輿  
前に相備置申候、尤御色直以後御不洗褥ニ相改り、

但御褥之儀先達の上り方出来、高輪に相渡置り付、

御夜物等 御守殿に入付り節、一所ニ入付置申り、

一御座廻御手水構水次調り儀、又者御手拭御手水御手洗  
飾置り儀、御上段御化粧之間、御寢所御縁類御手水構  
之所に備置申り、尤此儀も高津・佐川表御局方御先  
女中には申談致首尾り、

一御湯殿に白繪之御衣桁并御二方様御湯形御足ふき等入  
付置り儀も、右三人より御先女中申談備置り、

一御客座に御臺子仕懸り儀、又者御衣桁・御手水手洗等  
飾置り儀、右三人方申談備置り、

一 御入輿以後爲御用御餅御重ニ入付、其外御小重ニ御茶受等入付、御内證御末に上置申候、此儀高津・佐川表御局に添御用達より申談、前以用意致置候、

一 こわ飯 御入輿前御内證御末又老惣部屋部屋に老夫々

ニ入付置申候、調方之儀御納戸奉行へ委細前以申渡置、添御用達に問合入付申候、

一 御入輿之當日 御本丸御女中之内、岩野様御右筆衆壹人・御使番壹人被差越り、且又 竹姫君様御供之内より御先は御中臈三人・御次頭壹人・御右筆壹人・御次貳人・呉服之間六人・こせ壹人・御三之間五人・御末壹人・御中居壹人・御使番壹人・小間遣三人・御半下拾貳人被差越候付、右人數被参り節、將監橋又老赤はね橋邊に足輕壹兩人程遣置、右御女中方乗物見掛、早速 御守殿御勝手口に罷越、右御女中方被爲越り段相通り節添御用達承届、 御守殿方御用人に申出、御奥に相通し、高津・佐川表御局御鎖口番所に扣居、御簡所者御勝手口迄罷越相待居候、尤御鎖口添番兩人・大番目付壹人・大番貳人・奥付士・同足輕召列御勝手口に扣居り、

一 右御女中方 御守殿裏御門を被爲入り、岩野様御乗物

其外御女中方乗物都る御勝手口ニの下乗有之り、右御

人數都る御鎖口番所を被爲通り付、右迎として相扣り

高津・佐川表御局中御鎖口に御案内申、直ニ御女中詰

座敷に御越り、右女中之内 御本丸表御使岩野様 竹

姫君様御中老野崎・おみを・おすわ此人數老御三之間

に案内、 竹姫君様御次頭淺野 御本丸御右筆衆おま

さ・御右筆衆壹人・御次貳人・呉服之間六人・こせ迄

老、御女中方御詰座敷へ案内申り、且又 竹姫君様御

三之間五人・同御末壹人・御中居壹人 御本丸御使

番壹人・御使番貳人・小間遣三人・御半下拾貳人右之

人數老、 御守殿末々之御座に老役々之格ニ應し、高

津・佐川表御局を御先女中に前以申談、御座分致シ右

之御座に呼入申候、

一 右御女中方之内、岩野様

竹姫君様御中臈三人御三之間ニの高津・佐川表御局よ

り御挨拶申上、切熨斗・昆布岩野様へ差上、夫より御

順々ニ進之、引次白木三方式御三獻、御雜煮・御吸物・

御差味・御銚子三篇、  
但 御給仕芝高輪若女中、

一 御本丸御右筆衆壹人 竹姫君様御次頭壹人・御右筆

壹人・御次貳人・呉服之間六人・こせ壹人右之人數御女中詰座敷ニの高津・佐川表御局致挨拶、白木三方切熨斗・昆布二通り正座之衆より順々ニ相廻、茶・たはこ盆進之申外、引次塗木具ニの御雜煮・御吸物・御差味・御銚子三篇進之申外、

但 給仕芝高輪御次女中、

一 御三之間五人・御末壹人・御中居壹人・御本丸御使番壹人 竹姫君様御使番貳人・小間遣三人・御半下拾貳人右前條之通其役々格合ニ應し、高津・佐川表御局見合御座分いたし、右之御座ニの切足八寸ニの熨斗・切昆布二通ツ、座頭方順々ニ居之、茶・たはこ盆進シ、引次黒塗宗和膳ニの雜煮・吸物・差味・銚子三篇順々ニ相廻申外、

但 右挨拶見合芝高輪女中、給仕芝高輪御次又老御簡所女中、

一 右御先御女中之御人數へ 御入輿前御料理進外、別御御臺所手廻し難致管付、右之分御祝進シ、御料理之儀老 御入輿以後御供之御女中同前ニ進シ外様可致旨、高津・佐川表御局より挨拶申達外、尤餅・こわ飯類段々ニ入付有之外間、左様成を見合進シ、乍其上御

湯漬ニのも参り御方老、其節之様子次第右三人之内方添御用達ニ相達、時々進之外様手當仕置外、

一 御先并御供御女中衆御乗物持運用として、御國人足三百人七之字合紋羽織着、御守殿裏御門通内東之方ニ相扣させ、宰領足輕三拾人程不洗物花色かち類之小袖、同色之小紋麻上下御借物ニの着之、右爲差引御目附兩人、横目・御歩行之内拾人程差添、萬端致下知外、

一 御本丸方御越之岩野様・御右筆衆御使番之乗物老、御勝手口ニの宰領之人ニ、大番目附・大番之内名承屈、料紙致持参置、右乗物ニ札相付、御守殿御本門南脇御長屋之内へ入付申外、右持人足七之字合紋羽織着之者ニ請取らせ、右足輕之内宰領ニの入付外、御入輿前之儀外間、入付外儀難儀ニ付宰領相付、御守殿裏御門東之方不障所に差置、追ゐ夫々ニ入付外、尤惣の混亂無之様ニと前以被仰渡、專御目附を始横目・御歩行より致下知外、右御三人老 御入輿相濟、御七ツ目迄老御滞在候付、御七ツ目御祝相濟、御本丸ニ御披キ前以御入用之管外、且又御持せ外挾箱其外之御道具老、大番目附・大番、宰領人より請取之、御鎖口番所ニの芝表使女中に相達、御鎖口内ニ相通し、御客部屋

に入付外、右岩野様被召列外針用貳人・半下貳人、御右筆衆被召列外しんめう壹人・半下壹人御勝手口より芝高輪御簡所女中致案内、御鎖口番所も相通シ、御客部屋に致案内、塗木具八寸の切熨斗・切昆布居之、茶・たはこ盆出、引次こわ飯銘居之、取看の銚子出外、右見合芝高輪御簡所女中、給仕同人、

一竹姫君様若御年寄女中衆を始末の女中乗物、御勝手口の前の條之通大番目附・大番右宰領人より相請取らせ、銘く乗物に札付、右足輕に宰領申付、前條之人足に持せ之、御守殿脇御長屋之内に入付外、尤御入輿前入付難成り付、東御長屋の方には運之、惣の混亂無之様に御目附を始横目共より致下知り、左方の御入輿相濟候以後時節見合、添御用達に相断り上、御長屋之内に入付外、

一右御女中方御持せ之挾箱其外之御道具、御勝手口の大番目附・大番受取之、銘く名承届札相付、御守殿付足輕に爲持之、下鎖口方部屋へ相通り、且又右御女中方被召列外針用・半下、芝高輪御簡所女中御勝手口に出會案内、御鎖口番所罷通、下鎖口方夫々の部屋へ入着外、

一右針用・半下部屋へ入着外付、針用之分は部屋之内別座鋪に差置、半下煮一座に召置、右之部屋へ八寸の切熨斗・昆布上之座末之座共に入付置、人へ廻之、入付之こわ飯振廻之、茶・たはこ出之、左方の取看の銚子出外、此見合高輪芝御簡所女中相勤り、

一惣部屋に爐に火を起し、其外入付等之諸品都る十二月九日御城より御先女中被参り節之通いたし置外、

一御守殿を始末に部屋に迄之灯方、前以手當申渡置外、

一御城より御先へ被差越り御女中方針用・半下并竹姫君様御女中御先へ被参り衆之針用・半下は、御守殿次臺所仕出宗和膳の針用は二汁五菜之御料理、

肴・吸物・銚子三篇、茶菓子・薄茶迄被下、半下は煮一汁三菜之御料理、吸物・銚子二篇、茶菓子・當季之水くわし類出之、煎茶出外、此人數は御入輿已後一同に出外様有之候は、却る手廻惡敷儀有之付、

添御用達逐吟味、御入輿前之御料理被下り方手廻致能は、見合次第芝輿表使に申談、時々見合段に御料理可被下り、尤挨拶何角之見合芝高輪御簡所女中給仕共相勤り、

一右相濟、御入輿之儀段に御到來有之付、時々御

守殿に申通、御輿御座御掃除其外之儀、御先御女中方に申談、諸事無御滯様御座廻り致首尾外、

一 御入輿之節、先御式臺御廣間上御座敷に 御入輿、其

節御貝桶御渡酒井讚岐守様、御受取鳥居丹波守様、御

輿御渡松平左近將監様、御請取島津但馬守殿御勤被成

外、右之場所に 御入輿之節、御幕都の相下シ申外、

此段者前以 御守殿方御用人より致差圖外、

一 右御貝桶御受取渡之御作法相濟、御附之御用人衆より

御差圖有之、早速御半下右御請取渡之場に罷出相連、

右相濟、 御輿御受取渡之御作法相濟、 御輿を昇御

鎖口に 御入輿、 御守殿に御通り被遊候、右 御輿

居候場所之儀、前以御先又者御供之御女中方之内御

差圖有之外、

一 御待上蔭様御迎之儀、夫より御化粧之間に被爲入候儀

共者、都の豊岡様・外山様 竹姫君様御年寄衆より御

差圖有之外、

一 右 御輿御半下女中御鎖口外に居之、 御守殿方御用

人より、御供之御用人衆に得御差圖、御廣敷上之間に

輿附士相連之外、

一 御守殿に 御入輿以後御持せ御道具左之通相受取、又

者差添相連申候、

一 御臺目御弓

請取人御守殿方御用人

山澤 十太夫 (盛香)

小笠原郷左衛門 (長賢)

右連人御守殿方大番

有 馬 權 藏

柳川 文右衛門

右 御守殿御玄關薄縁の相請取之、直に右大番に相

渡、 御守殿に相連り、左の御鎖口番所より 御

守殿に相通り、

一 御守脇差

請取人御守殿方御用人

山澤 十太夫

差添右同御鎖口添番

須磨 中之丞

臼井 貞之丞

右 御守殿御玄喚薄縁の、御廣鋪番頭加藤甚右衛門

様より御渡、十太夫請取之、於上御鎖口表使森田に相

渡り、尤此儀者御附之御用人衆御差圖之上相渡り、右

御守脇差者、大上藤おとみの方請取之筈得共、御供  
こゝ支度等被相改候付、爲名代表御使罷出被相請取  
候由、御用人より被仰聞、

一御長刀

請取人

二階堂 (行孝) 八太夫

木村四郎左衛門 (時忠)

運人御守殿大番

加治木七右衛門

伊地知仁兵衛

右 御守殿御玄關薄縁こゝ請取之、直ニ大番に相渡、

御守殿に相運、左、右中御鎖口より 御守殿に相納  
外、

一御貝桶

受取人御守殿御鎖口添番

伊勢 仲右衛門

牧 十左衛門

山元 利右衛門

築瀬 長右衛門

右中之御門外こゝ相請取之、直ニ 御守殿御廣敷上之

間右御請取渡之御座敷に持參備置申、

但御貝桶壹ツ兩人ツ、こゝ持之、備所等之儀付、

平兵衛様へ御尋申上、御附之御用人衆に得御差圖

候上、委細之儀者

御守殿方御用人より致差圖相備、

一御召替御輿

請取人御守殿大番

平田 源之丞

谷山 伊左衛門

平 吉右衛門

安藤源太左衛門

一御挾箱

請取人同大番

上村 正之丞

川口 平八

井上 彦右衛門

兒玉 源七

一御輿建

請取人同大番

野村 五右衛門

一 御傘

濱田 勘右衛門

請取人同大番

吉田 新左衛門

一 御茶辨當

受取人同大番

原田 五納右衛門

長崎 甚藏

一 御簞箱

請取人同大番

大田 正右衛門

長田 新兵衛

右中之御門之外に相請取、直に

御守殿御廣敷に相運申上、尤納り所之儀者、御付之御

用人衆に得御差圖候上、御守殿方御用人より致差圖、

中御鎖口より 御守殿に相通り、右之内 御輿建之儀

者、御輿御受取渡之節之御用候故、先達に相請取、

右御請取渡之御座に御陸尺より相備り、

一 御酌豐岡様、御見送外山様御勤、御兩人共 姫君様御

供に御越候故、右御兩人者 御守殿御勝手口より御

入、御勝手上に下乗被成、直に 御守殿に御通被成

但上御鎖口は高津・佐川・澤田・山路御迎、夫も

御守殿へ御案内申上り、直に 御守殿御化粧之間

に御通被成り、且又御通り以後御長柄東之方に相

運り、左より豐岡様こそ、則晚 御本丸に御披被

成候付、御乗物御勝手口は直之置申り、右之差

引大番(白脱)附大番請込申り、外山様こそ御七ツ目迄者

御滞在被成り付、御輿に御名札相付、 御守殿

御本門脇御長屋に入付申り、右首尾方前條御先女

中方乗物入付り次第之通に相納り、

一 御供之御女中方者、都の御勝手口より御通被成り付、

前以御附之御用人衆に得御差圖、 御入輿被遊り節順

に御輿相通り、御勝手口より下乗り付、御鎖口添番・

大番目附・大番こそ申合致差引り、且又御供人數 竹

姫君様大上臈御壹人・小上臈御壹人・大年寄御壹人・

御局御壹人・御年寄御壹人若年寄壹人・御中老三入・

御小姓貳人・表使壹人・御右筆壹人・御次貳人・御末

壹人・御中居貳人、右之通御供に、御入輿御行列に

御越候付、右御人數之御輿順に御勝手口へ相廻し、

惣の末々迄混亂無之様ニ申付、右差引御鎖口添番・大番目附・大番夫々ニ首尾致り、

一右御女中方都の中御鎖口より被罷通、芝高輪女中案内  
ニある御守殿に被罷通り、

一御右筆より御中居迄者、芝高輪御簡所女中御勝手口へ  
相扣、直ニ中御鎖口番所より御守殿に案内申付、

一右御人數長柄又者乗物御勝手口ニある、差引之大番目附・

大番より宰領之人に相斷、夫々之御名承、直ニ右長柄  
又者乗物ニ札相付、七之字相紋之人足ニ運之セ、宰領  
足輕相付、御守殿裏御門東之方に混亂無之様順々ニ

居置之、御入輿相濟り以後、御守殿御本門脇御長

屋に御先女中乗物同前ニ入付り、尤右差引前條之通御  
目附・横目・御步行受込致下知り、右入付り節者、大

番目附・大番之内御長屋へ差越見届之、入付させ申付、

一豊岡様・外山様御もたせり御挾箱其外之御道具、御勝

手口ニある大番目附・大番、宰領人に相斷爲受取之、銘

々御名承札相付、御守殿付足輕持之、御鎖口番所に  
差通、芝高輪表使に相斷、御客部屋に入付り、且又豊

岡様御召仕御年寄壹人・針用貳人・半下貳人、外山様

御召仕御年寄壹人・針用貳人・半下貳人被召列候付、

右之女中御勝手口より被差通、芝高輪御簡所女中御勝  
手口に相扣、夫より直ニ御鎖口番所に案内、御客部屋  
に相通り、

一竹姫君様御供之大上臈より御年寄を初、其外之御女中  
方被召列り針用・半下都の御勝手口より被罷通候付り、

是又芝高輪女中御勝手口に扣居致案内、下鎖口より夫  
々之部屋に罷通、且又右御女中方御もたせり御道具

之儀も、御先女中御もたせ道具と同前ニ、御勝手口ニ  
ある大番目附・大番より宰領人に相斷爲請取之、銘々名  
承札相付、御守殿付足輕持之、下鎖口より部屋に

差通申候、

一豊岡様・外山様御守殿に御通、於御三之間白木三方  
切熨斗・昆布差上、式御三獻上ル、引次御雜煮・御差

味・鱒之御吸物白木三方ニある差上、御銚子三篇差上り、

尤高津・佐川表御局御挨拶申上り、

但御茶・御たはこ盆等見合差上り、右之御方様御座

同前之御料理差上善り、然共御規式都の相濟り迄

者間も有之り付、御湯漬差上り、

一御供之大上臈・小上臈・大年寄・御局・御年寄此御五  
人以及、右同前之御座に御案内申入、御饗應惣の豊岡

様・外山様同前ニ致り、

但 御湯漬等差上り儀前條同斷、

一若御年寄より表御使迄御座見合御案内申、右御座同前之御規式進之、右三人又老澤田・山路御挨拶申り、

但 御湯漬等進り儀前條同斷、

一御右筆壹人・御次貳人、御先女中同前御座に案内いたし、白木三方切熨斗・昆布受之、順々ニ備之、引次塗

木具ニ有雜煮・差味・吸物・銚子三篇、此挨拶芝高輪表使又老御次御簡所女中給仕共ニ夫々ニ相動り、

一御末壹人・御中居貳人、右之人數も御先女中同前ニ、

塗木具八寸ニ有、切熨斗・昆布順々ニ相廻、引次黒塗宗和膳ニ有雜煮・差味・吸物・銚子三篇、

但 右挨拶芝高輪御簡所女中、

一豊岡様・外山様被召列り御年寄并しんめう・半下御客部屋に案内いたし、岩野様被召列りしんめう・半下同

前ニ、塗木具八寸ニ有、切のし・昆布出之、餅・こわ飯・取肴ニ有銚子出之り、右見合芝高輪御簡所女中受

込相動り、

但 切のし・昆布・餅・こわ飯等前以御客部屋へ入付置、取肴・銚子之儀芝高輪御簡所女中受込入付置

り、

一右上薦より御年寄迄之しんめう・半下、其外之御女中

方召仕りしんめう・半下は表御先女中同前ニ、夫々之部屋ニ有、切のし・昆布出之、餅・こわ飯・取肴ニ有銚子出り、此受込前條同斷、

一右御饗應之儀、都々秀小路様又老

御本丸御年寄衆御差圖ニ有、右之通ニ被仰付り、

一御入輿以後先御化粧之間に御入、御休息被遊筈候、豊

岡様・外山様より御差圖之趣有之り、御休息之内御湯漬差上候、此儀も前以豊岡様・外山様御差圖有之り、

一御化粧之間に御休息之内表御局高津・佐川 御目見被

仰付り、

一御待上薦様御化粧之間ニ有 御對顔有之、又老御規式

之節御勤方御愛敬之御守御受取被成り、御作法之儀豊岡様・外山様より被仰合り、

一太守様御支度被遊、 御入輿前より御休息所新御書院

に御扣被成御座り、御上段ニ有御規式相初りり前、豊岡様外山様御近付ニ御成、御規式之次第其外御挨拶之

御程合前以被仰上り、此儀老先頃佐川 御本丸に參上候節被仰進置候ニ付、御祝相始り候前 御守殿に 御

入御對顔被成り、右 御對顔相濟、 太守様又新御書院に御入御扣被成御座候、

一 竹姫君様御休息被遊、御支度替御上段に御入之節、

太守様 御守殿に被爲 入候御時節之儀も、豊岡様・

外山様より御差圖有之、 御入前以表御局高津・佐川

之内新御書院に參上御供仕、 御入被遊り、

太守様御腰物懸者、右御上段脇御縁類に相直置、御腰

物相懸申候、

但 御待上藤様ニ者御上段に御入被成り、

一 竹姫君様御上段に 御入、 太守様・御待上藤様御着

座、其節御愛敬之御守 竹姫君様より御待上藤様に御

渡被遊り節、 太守様被備御覽、夫よりおとみの方御

請取、直ニ御床之柱柳針に被爲掛り、

但 右御三人様御着座被遊様之次第も、豊岡様・外山

様より御差圖有之、御調臺之方 姫君様、其御向

太守様、 姫君様御着座末之方(吉備登女、阿部正福志)にお喜代様御着座

被遊り、

一 式御三獻三之御膳迄上ル、

一 長柄之御銚子上ル、

但 三々九度上ル、

一 式之御雜煮上ル、

但 御添肴御居付上ル、

一 御土器御銘々御居付上ル、

一 長柄之御銚子・提子上ル、

一 竊之御吸物上、

一 御土器右同斷、

一 長柄之御銚子・提子上、

一 饗之御膳三迄上、

一 御土器右同斷、

一 長柄之御銚子・提子上、

一 御湯上、

一 卯之花煎上、

一 御土器右同斷、

一 長柄之御銚子・提子上、

一 鱒之御吸物上、

一 御土器右同斷、

一 長柄之御銚子・提子上、

但 御しため上ル、此時結び酌ニ御盃事有之り、

一 ます煎上、

一 御土器右同斷、

一 はね鮒之御吸物上、

一 御土器右同斷、

一 長柄之御鉢子・提子上、

右之通御規式有之相濟、御土器被召上候次第者、御酌豐岡様御加へ、又者 竹姫君様小上臈おてり御方御勤御規式之次第、右之御方外山様 竹姫君様御年寄衆より御見合御規式相濟、且又 竹姫君様御向とおとみの御方、 太守様御向豐岡様、お喜代様御向 竹姫君様若御年寄御勤、御配膳表 竹姫君様御中臈之御女中方右御規式差上候儀、前以高津・佐川表御局も石原嘉右衛門に得と承届、尤嘉右衛門も差上り方之儀、委細に書付を以右三人に相達置候、

但 嘉右衛門事御規式差上候に付、女中詰座敷に罷通、夫々こ差上り、尤 御守殿方御用人相詰り、

一 右御規式相濟、 竹姫君様御色直御化粧之間に 御入、

太守様も表御休息所に 御入、かちん無地御髪斗目、

同色之長御袴御支度替、御待上臈様も表御色直被遊

り、

一 御規式之儀者、都ゝ 太守様より御先こ差上り様こと

豐岡様・外山様より御差圖有之、其通り差上りり、

一 御色直シ相濟御上段に御入、 太守様・御待上臈様も

表御上段に 御入御着座、此時者御着座被遊方最前御

着座之御席、 竹姫君様御座に 太守様御直り、 太

守様御座に 竹姫君様御直り、 御待上臈様も 姫君

様御次こ御着座被成り、

一 太守様新御書院に御扣之節、御近習役之内奥御小姓相

詰居候、御色直者御休息所を被遊りこ付、前以御支

度取揃置、御小納戸役右之御座に相詰居り、

一 御色直以後於御上段御祝之次第

一 竹姫君様 太守様・御待上臈様御上段に御着座、

一 白木三方御のし上、

一 御五ツ目迄之御膳上、

一 御島臺 竹姫君様 太守様は御銘々こ上り、

右御配膳最前之通、 竹姫君様御中臈衆御向迄も最前

之通、御盃事等之儀都ゝ豐岡様・外山様御差圖有之り、

一 御湯上、

一 御膳相濟御茶菓子上、

一 御濃茶上、

一 御後菓子上、

一 御薄茶上、

一 豐岡様・外山様に 太守様御盃事有之候、

一 御規式相濟、竹姫君様御化粧之間に 御入之儀、又  
若 太守様御休息所に 御入、御待上臈様御勝手へ御入  
時節之儀ハ、前に 豐岡様・外山様より御差圖有之、其  
通被遊外、

一 太守様御守殿に 御入、

一 於御寢之間御祝之次第

一 御三獻上ル、

但 御二方様に、

一 長柄之御銚子・提子上ル、

右御規式御盃等之儀、都る 豐岡様・外山様御差圖有之  
外、

一 豐岡様・外山様 竹姫君様御供之大上ろう衆より御年  
寄衆迄、御五人之御方に 猫足御膳こゝ、御座同前之御  
料理差上之、御肴・御吸物・御銚子三篇、御茶菓子・

御濃茶・御後菓子・御薄茶迄差上、右御人數御膳御向  
之儀も、高津・佐川表御局、又若澤田・山路高輪御中  
ろう之内相勤候、給仕高輪 益之助様御方若女中、

一 御本丸岩野様并 竹姫君様御先御供若年寄・御中ろう・

御小姓・表御使前條之御人數に 猫足御膳こゝ、三汁七

菜之御料理・御肴・御吸物・御銚子三篇、御茶くわし・  
御濃茶・御後くわし・御薄茶迄進申候、

一 御次頭 御本丸御右筆 竹姫君様御右筆 御次・呉服之  
間・ごせ迄若、二汁七菜之御料理ぬり木具こ被下之、  
御肴・御吸物・銚子三篇、茶菓子・濃茶・後くわし・

薄茶迄出之、挨拶芝高輪表使、給仕右同所御次女中、  
一 御三之間より以下 御本丸御使番并 竹姫君様御使  
番・小間遣・御半下迄若、黒ぬり宗和膳こゝ、夫々格

相見合御座分いたし、二汁五菜之御料理被下、肴・吸  
物・銚子三篇、茶菓子・薄茶被下外、右座挨拶給仕共

芝高輪女中之内高津・佐川表御局より見合申付外、

一 豐岡様・外山様・岩野様御供之年寄・しんめうへ若、

宗和膳こゝ於御客部屋二汁五菜之御料理、肴・吸物・  
銚子三篇、茶菓子・薄茶迄被下之、右しんめう外之半  
下若一汁三菜之御料理、吸物・銚子二篇、茶菓子・  
當季之水菓子類被下之、せんし茶出、

但 右見合芝高輪御簡所女中給仕共ニ相勤外、

一 竹姫君様御供之御女中方召仕之しんめう・半下に 表右  
同前之御料理被下外、

但 右見合前條同斷、

一 豐岡様ニ者則晚 御本丸之様御披キ被成<sup>レ</sup>付、今日御酌御勤付<sup>ル</sup>、表立<sup>ル</sup>被進物之儀ハ、左近將監様より御差圖之通、御目錄を以卷物五卷被進、右之外ニ秀小路様御差圖之通、御内々より銀五枚・羽二重三疋於 御守殿被進<sup>レ</sup>、

一 豐岡様御披キ之節、御乗物最前之通御勝手口ニ相直、一 豐岡様御披キ之節者、高津・佐川表御局御乗物ニ被召<sup>レ</sup>所迄御送り申<sup>レ</sup>、

一 豐岡様御披キ前 太守様御對顔御禮御挨拶有<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>、一 御待上臈様御披キ之節者、前以高津・佐川より 御守殿方御用人ニ申達、左<sup>レ</sup>御供之人數早速寄置、末々迄相揃、御用人より右兩人之内へ首尾申達<sup>レ</sup>、

一 御披キ之節上御鎖口ニ御輿奥付士居之差置<sup>レ</sup>、御鎖口添番・大番目附・大番右致差引、御輿ニ被爲召候節者御目掛脇ニ相扣、尤御立之節者高津・佐川表御局芝高輪女中御供いたし、御輿立<sup>レ</sup>涯迄參<sup>レ</sup>、御輿ニ被爲召<sup>レ</sup>ハ、奥付士守之、御勝手口ニ御駕籠之者ニ相渡申<sup>レ</sup>、

一 御供之たみのを始、御立前以御鎖口番所<sup>(手籠カ)</sup>御勝手口へ相披<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>、其節芝高輪表使御鎖口番所迄案内、夫より

芝高輪御簡所女中御勝手口迄致案内、順々乗物ニ乗付<sup>レ</sup>、

但此差引御鎖口添番・大番目附・大番致首尾<sup>レ</sup>、

一 御立之節 御守殿御用人・添御用達御勝手口くり石迄罷出<sup>レ</sup>、

一 お喜代様御立以後、表方以御使者、今日者早朝より御出、御勤も首尾好相濟、段々之御祝無殘所相濟、御満悦被成<sup>レ</sup>趣之御口上ニ<sup>レ</sup>、御禮御歡被仰進<sup>レ</sup>、

一 御入輿之當日豐岡様・外山様ニ者爲御休息、時々御客部屋へも御入可被成<sup>レ</sup>間、右御座御火燵等仕掛、御茶・御たはこ盆等差上置、又者右之御座ニ御小重御茶うけ等入付、御銚子取揃、右御座ニ入置<sup>レ</sup>様、前以手當可申渡旨、秀小路様より御差圖有<sup>レ</sup>之、其通被仰付置<sup>レ</sup>、

一 御入輿御規式等相濟、 御守殿方御用人より御附々之御用人衆へ得御差圖<sup>レ</sup>上、時節之儀 御本宅へ申上<sup>レ</sup>付<sup>レ</sup>、總州様(吉敷室、松立定重女)・益之助様(宗傳)・大御前様(正徳)・阿部伊勢守様(益就)・右之奥方様・嶋津但馬守殿・御同姓淡路守殿奥方より、御使者を以 御守殿ニ御祝物御進上有<sup>レ</sup>之候、右御使者

之面々御本宅へ取揃相勤申候、  
一 張紙(末) 伊勢守様之奥方様御使者高瀧左仲、三田御使

者 桃山清右衛門相勤、是又拜領御座候由、

一 白銀二十枚

一 綿二十把

一 三種二荷

右 總州様より御使者御家老 御守殿に罷越、御使者可相勤り、御口上等申上候儀、御附之御用人衆へ得御差圖、其趣 御守殿方御用人も可申上り、

一 綿二十把

一 二種壹荷

右 益之助様より御使者御家老前條同斷可相勤り、

一 綿二十把

一 二種壹荷

右 大御前様御使者御家老前條同斷、

(朱) 一 總州様御使者 中務

益之助様御使者 左

大御前様御使者 内匠

右之通御使者相勤り處、御用人遠山久四郎様御案内

こゝ、御守殿御廣座敷へ三人一同に罷出り處、おとみの御方より御口上、御祝儀と御座りぬ御銘く品く被差上、御満悦被成り、幾久敷御祝可被成との由御

返答承知仕、左りぬ御祝被成り由こゝ、三人一同に

ちりめん三卷ツ、拜領被仰付り、

一 三種二荷

右阿部伊勢守様より御家老御使者前條同斷、勤之次第 御守殿方御用人より申出りハ、其趣此御方御家老より御留守居に申合、勤方之次第御取次等之儀可申合り、

一 ちりめん五卷

右伊勢守様之奥方様より前條同斷、御家老御使者を以御進上可有之り、勤方も前條同斷可相心得り、

一 さや五卷

一 二種壹荷

右嶋津但馬守殿

一 さや三卷

一 一種一荷

右嶋津但馬守殿之奥方様

一 二種五百疋

右嶋津淡路守殿

一 二種三百疋

右島津淡路守殿之奥方

右之通御家老御使者を以可被差上<sup>レ</sup>、御使者勤之儀付  
る者前條同斷、此御方御家老より差圖可致<sup>レ</sup>、

一 御附之御用人衆、御醫師衆御供<sup>ニ</sup>御越被成<sup>レ</sup>、御

廣敷御勤等相濟、御守殿方御用人より御挨拶申上、

御役所<sup>ニ</sup>御案内申、式御三獻上ル木具、引次御雜煮・

御差味、白木三方御土器差上、御吸物・御銚子三篇<sup>ニ</sup>

、御用人御挨拶申上、御座同前之御料理木具<sup>ニ</sup>上

ル、御肴・御吸物・御銚子三篇差上、御吸物之上白木

三方御土器、同御挾肴立御銚子上ル、御用人より御挨拶

申上、右相濟御銚子相下ケ、御茶菓子・御濃茶・御

後菓子・御薄茶迄差上<sup>レ</sup>、御家老之内罷出御挨拶申候、

但 御座分ケ之儀、前以御用人衆へ御尋申<sup>レ</sup>處、御醫

師衆・御用達衆迄者御同席之由被仰聞<sup>レ</sup>付、本文

之通御饗應有之候、御用達衆ハ御差合有之御引入

外故、御供不被成<sup>レ</sup>、

一 座見廻御鎖口添番、給仕通坊主、

一 御附之御臺所頭衆・御同朋衆右次之間に添御用達より

御案内申入、御用人罷出御挨拶申達、木具<sup>ニ</sup>式御三

獻御用人衆御座同前、引次三汁七菜之御料理木具、御

肴・御吸物・銚子三篇、御吸物之上白木三方御土器、

同御挾肴<sup>ニ</sup>御銚子進之、御用人罷出御挨拶、御順盃  
御廻御銚子相下ル、御茶菓子・御濃茶・御後菓子・御

薄茶迄可進<sup>レ</sup>、

但書同斷、

一 御士衆五人・御臺所與頭貳人、右御役所三之間に御鎖

口添番案内申、ぬり三方御のし出、引次<sup>ニ</sup>ぬり木具<sup>ニ</sup>

の雜煮・差味・吸物進之、銚子三篇、添御用達及御挨拶

、二汁七菜之御料理ぬり木具<sup>ニ</sup>進之、肴・吸物・

銚子三篇、吸物之上ぬり三方土器、同挾肴立御銚子進

之候節、添御用達罷出及挨拶、右土器順々相廻、御

銚子持下ル、御茶菓子・濃茶・後菓子・薄茶迄出<sup>レ</sup>、

但 座見廻大番目附、給仕通坊主、

一 御臺所四人

一 小間遣組頭壹人

一 小間使七人

右大番目附・大番之内より 御守殿御敷敷に案内申入、

ぬり木具<sup>ニ</sup>の雜煮・さしミ・吸物・銚子三篇、御鎖口

添番及挨拶、二汁五菜之御料理、肴・吸物、銚子三篇、

茶菓子・薄茶出之、

但 座見廻右同斷、給仕

御守殿付下通番、

一御輿昇貳拾人

一下男與頭壹人

右 御守殿方奥附士之内、御長屋御士衆下部屋に案内

申入、取肴に鈔子出、引次二汁三菜之御料理、吸物、

鈔子二篇、當季之水菓子出之、

但座見廻 御守殿方奥附士、給仕 御守殿方人足、

一豊岡様・外山様并 竹姫君様大上臈より御年寄始御供

之御女中方に於、則晚御夜食進候、都る九日御先女中

御越之節之通、夫々之應御役、御膳部見合進、此儀

九日御越之御先女中格相を以、添御用達其手當申渡、此

方々相詰御年寄其外之女中も問合次第無滞仕出、

一外山様御七ツ目迄御滞在付る者、御朝夕御夜食迄都る

竹姫君様御膳下差上、其外時々上り物御不自由無之様、

專高津・佐川表御局氣を付申、様被仰付、御守殿

方御用人并添御用達よりも氣を付、萬端御取仕付様

被仰付、

一御三ツ目以後御供之女中方都る部屋々朝夕調管候

間、先達物奉行に申渡置、通、四ツ目之前夜より白

米・故實・野菜・肴類銘々部屋々に入付、品免數之儀

者別紙人數書を以、一部屋之人數に應し、添御用達物奉行所に問合之上無滞入付可申候、

一姫君様御長柄者其儘に、御廣敷上之間に相備置、翌

日御藏に相納、

一部屋方女中用事之五菜男參、節之儀者、諸事九日次第

書之通申付、

右之通に諸事無滞相濟申候、

(米)「享保十四年」

3 継豊公御譜中

調<sup>(忠)</sup>嫁儀之翌日、上使戸田喜右衛門來芝第一、襦<sup>(賀カ)</sup>賜、

五百八十餅・美酒十箇・佳肴十種、乃拜謝之、同日

繼豊亦使國老島津中務久貫爲<sup>(賀カ)</sup>使節、登<sup>(賀カ)</sup>營獻上同

品于

吉宗公<sup>(賀カ)</sup>奉<sup>(賀カ)</sup>恭賀之、執政松平左近將監乘邑執<sup>(賀カ)</sup>奏之、

久貫謁<sup>(賀カ)</sup>執政<sup>(賀カ)</sup>賜<sup>(賀カ)</sup>盃酒、且拜<sup>(賀カ)</sup>頌卷物五卷、

4 正文在文庫

十二月十二日

一五百八十之御餅

此上々白八石七斗

内

丸餅貳百九拾 但一ツ一升七合ツ、

鳥子貳百九拾 但一ツ一升三合ツ、

一 小豆粉三升六合

但一包三合ツ、 拾貳包

一 黄粉三升貳合五夕

但一包貳合五夕ツ、 拾三包

此二色紙ハ大鷹紙御納戸を請取、折形糸花や九左衛門仕立、紙大サ貳尺貳寸四方、紙之長サ其儘なる足り不申外故、繼りゐる一包ニ紙三枚ツ、入立蝶甲立之様包申外、

一 右御餅近江表をかますこいたし、臺ニ居覆を懸申外、

かます數貳拾五組、

貳拾五入 貳拾かます

拾五入 四かます

貳拾入 一かます

かますとち糸青細繩也、

右御餅之臺、楸板ニして數拾貳枚、打かぶせ蓋覆棒貳本通し、右臺之貫出目ニ麻ニる紺口淺黄三ツぐり之緒

付、

一 十種御肴

一千はも九拾本 一からすミ七拾挺

一 塩ほら五拾本 一するめ五拾連

一 塩たい三拾枚 一 塩いなた三拾本

一 塩さけ三拾尺 一 昆布三拾把

一 のし三拾把 一 千鱈三拾枚

右木地長持五棹ニ入、あなたニる臺積申外、臺拾枚、但びやう打、

一角杉御樽拾荷、但一樽ニ壹斗五升入、

蕨樽のかつかう角有物寸法如此、

高壹尺三寸五分、差渡壹尺五寸五分、底差渡壹尺三寸、

手の長六寸五分、手の幅四寸八分、厚サ壹寸、

たが右組・左組二ツ、三所、合六ツ、手の出を奉書紙

ニる包、松竹の墨繪、銀赤の水引ニる三所結、組樽の

上書無之、右釣臺は一荷ツ、入、釣臺の手は紺之麻白

くり合結、棒通し、臺二ツ重、下臺はくり合結付申外、

何表紺木綿ゆたん懸申外、

(米) 「享保十四年」十二月

全上  
正文化文庫

御床

西十二月十二日

餅一臺 白木かまけ貳ッ入  
粉包紙貳ッ添  
同 白木かまけ貳ッ入  
かまけ三ッ入  
餅一臺 粉包紙貳ッ入  
同 白木かまけ貳ッ入  
粉包紙貳ッ添

上 同

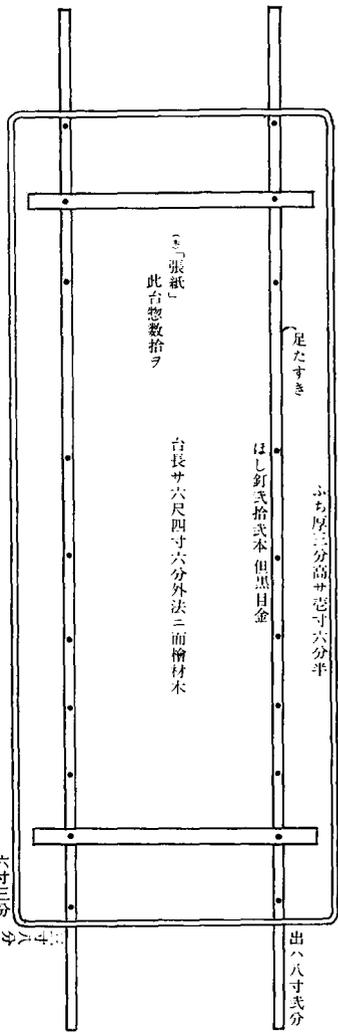
餅一臺 白木かまけ貳ッ入  
粉包紙二ッ添  
同 白木かまけ貳ッ入  
かまけ貳ッ入  
餅一臺 粉包紙貳ッ添  
同 白木かまけ貳ッ入  
粉包紙貳ッ添

上 同

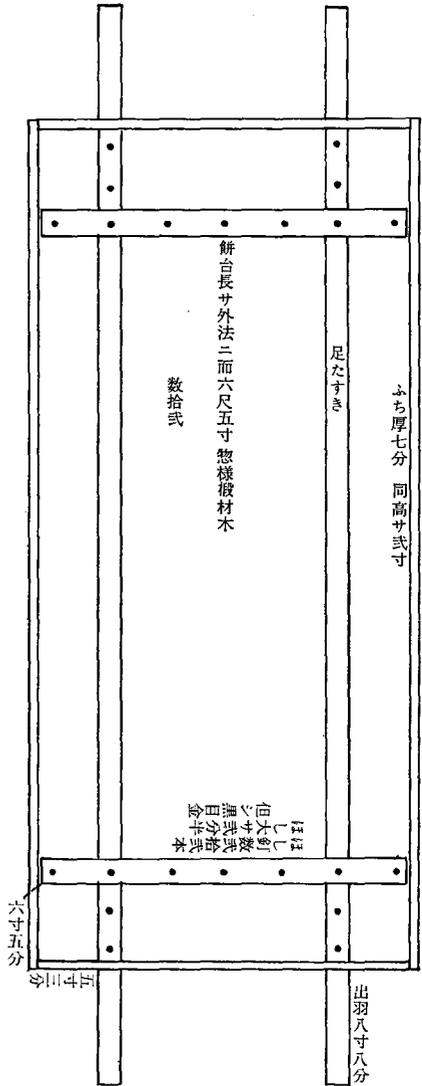
同 同 塩鯛一臺 白木  
數三十 鯛一臺 白木  
五拾れん  
からすみ一臺 白木  
數七拾 干鱈一臺  
數三十

同 同 塩鯉一臺 白木  
數三十 塩いなた一臺 白木  
數三十 塩ほら一臺 白木  
數五十 干はも一臺 白木  
數八十

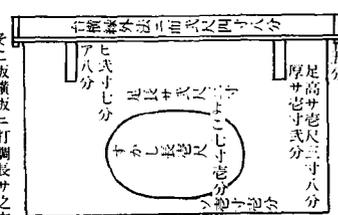




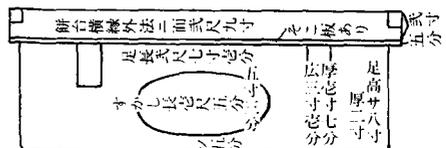
ふち厚三分高サ一寸六分半  
ほし釘式拾式本 但黒目金  
足たすき  
此台惣敷拾ヲ  
台長サ六尺四寸六分外法ニ而櫓材木



餅台長サ外法ニ而六尺五寸惣様櫓材木  
敷拾式  
ふち厚七分 同高サ貳寸  
出羽八寸八分



足高サ老尺三寸八分 厚サ老寸貳分  
足長サ貳尺八寸  
七式寸七分



足高サ八寸 厚二寸  
足長サ貳尺七寸五分  
七式寸七分

そ二板横板ニ打調長サ之方ニ  
七五分ニ、ア老分ノ板ニ而ふ  
ち外ニならへ打調

継豊公御譜中

扣正文在家老座

酉十二月十二日

御獻上之餅・御肴御樽行列

案内 かちん殿斗目同色半 御留守居 土岐半助 御使者 嶋津中務  
かちん字棟敷斗目 同色半持御菓子 此所分置

御馬廻 竹原安兵衛  
かちん殿斗目同色上下

右筒 御留守居付 小川彌兵衛  
 足輕

餅 持人足十人持筋羽織  
一臺ニかますニツツノ居  
 紺木綿油津掛

右着 かちん殿斗目同色半 御留守居付 入江清左衛門  
 足輕

同  
 同  
 同  
 同





御步行 伊集院九兵衛	右南	御步行 内山勘兵衛	右南	御步行 石原與左衛門	花巻不渡物から上下
足輕 同	右南	御步行 河田茂左衛門	右南	足輕 同	花巻不渡物から上下
同 同	同			上着 同	
同 同	同			同 同	
同 同	同			同 同	
御步行 福永十兵衛	右南			同 同	



御馬廻 士持半右衛門	押	御馬廻 二人	押
からん殿寸目同色	同勢	一御馬廻	同
	同	一御步行十三人	同
	同	一足輕六十六人	同
	同	一足輕百六十四人	同
	同		合

正文在文庫

(朱)  
「在口裏」(島津維豐)  
松平大隅守に

來ル十五日朝、爲

上使和泉守(水野忠之)五時參着外様可罷越外、對馬守(安藤信忠)爲 御使五

時過參着外様相越答外、

御女中様方(田安宗武) 右衛門督殿 小五郎殿御使先本宅に罷越、

相濟の 御守殿に御使勤候様申渡外、且又右御使等濟次

第即日被致登 城、御入興相濟外御禮可被申上外、尤

上總介名代阿部伊勢守(吉貴)及罷出外様可被達外、相濟の西丸

に及可被致登 城外、嶋津但馬守(念此)・鳥居丹波守(念利)及先達の

相達外通

御目見可被 仰付外間、登 城外様可被達外、家來兩人

及可被差出外、

竹姫君様ニ及同日 御本丸に被爲入外答外間、可被得其

意外、以上、

(朱)  
「享保十四年」  
十二月「十二日」

全上

正文在文庫

御黒書院

松平大隅守

以進物御禮、御次に退座、

松平上總介

名代阿部伊勢守

以進物御禮、退去、

重の 大隅守出席、御下段御右之方着座、

御盃

御吸物

御捨土器

御肴

大隅守に及吸物出之、

御酌

御加

御盃被 召上之、其御盃三方ニ載之御酌扣有之時、大隅

守出座之時御次に立、小サ刀取之、御盃頂戴之節、先御

酌之方に會釋被有之、其後 御前之方被伺ひる頂戴、御

肴被下銚付被有之、此節御刀・御脇差可被下外、老中取

次頂戴、御次に退座有之、刀・脇差帶之出座御禮、御

次に被退、刀・脇差取之、小サ刀帶之出座、加有之、盃

を持御次に被退時老中取之、三方ニ載之御酌に渡之、其  
盃 御前に御取被遊り節出座、御禮有る復座、御銚子入  
御膳部引之、重る御禮被有之相濟、

(朱) 「享保十四年十二月十二日」

10 全上

正文在文庫

(朱) 「在口裏」  
松平大隅守に

松平大隅守

竹姫君様御入輿相濟り付、爲祝儀振廻來ル廿一日之晚  
何表可相越り、

(朱) 「享保十四年」  
十二月「十二日」

11 全上

正文在文庫

此度 御入輿相濟り爲御祝儀、各様招請仕度奉存、當月  
中御出可被下旨相伺り處、來廿一日之晚何れも様御出可  
被下旨被仰渡、承知仕り、格別之御祝之儀御座り付、能  
興行可仕り間、被聞召置可被下り、加賀守様御方承合り

(前田吉徳)

12 全上

正文在文庫

明十五日朝、從  
(徳川吉宗) (徳川家重)  
公方様 大納言様以

上使、大隅守に拜領物被仰付候り、若益之助・上總介

奥・御待上藤阿部伊勢守奥に表右以

上使拜領物被仰付儀ニ及御座りハ、益之助・上總介奥・

伊勢守奥より御禮之儀、  
右可爲何之通候、尤明日老中若江被相廻候節右之御礼をも可被申置候、伊勢守

上使之御方様其外之御老中様は、以使者御禮申上候様ニ

可仕り哉、此段相伺り様ニと大隅守申付り、以上、

(朱) 「享保十四年」  
十二月十四日 松平大隅守内  
肥後藤之丞

13 継豊公御譜中

同年十二月十五日、

吉宗公 上使執政水野和泉守忠之來芝第、被り賀三婚儀、

賜<sub>二</sub>白銀三十枚・縮緬十卷于繼豐、白銀三十枚・綿五十把

于老父吉貴、白銀二十枚・縮緬十卷于適子益之助、綿五

十把于吉貴室、縮緬十卷・佳肴二種・尊酒一荷于阿部正

雙室<sub>一勳侍</sub>、繼豐總拜<sub>二謝之</sub>、乃邀<sub>三請於大書院</sub>、進<sub>二盃</sub>

酒於忠之、與<sub>二刀一腰</sub>、是因<sub>レ</sub>祝<sub>レ</sub>婚儀<sub>一也</sub>、忠之召<sub>二</sub>國老

久貫<sub>一</sub>、賜<sub>レ</sub>折目錄<sub>二</sub>、于國老四人<sub>一</sub>、島津中務久貫、島津本久兼、伊、

久貫敬<sub>二</sub>戴之<sub>一</sub>退<sub>レ</sub>席、又一同出席拜<sub>二</sub>謝之<sub>一</sub>、同日

家重公 上使執政安藤對馬守信友來<sub>二</sub>于芝第<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>賀<sub>二</sub>嫁

儀<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>紗綾二十卷于繼豐、綿五十把于吉貴、紗綾十卷于

益之助、同品于吉貴室<sub>一也</sub>、乃繼豐總拜<sub>二</sub>謝之<sub>一</sub>、乃邀<sub>三</sub>請

信友於大書院、進<sub>二</sub>盃酒<sub>一</sub>、與<sub>二</sub>刀一腰<sub>一</sub>、同日

天英院殿<sub>一</sub>、遣<sub>二</sub>杉岡備後人於芝第<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>紗綾十卷

嘉肴二種・美酒一荷于繼豐、同品于吉貴、紗綾五卷・鯛

一箱・尊酒一荷于益之助、同品于吉貴室<sub>一也</sub>、繼豐總拜<sub>二</sub>

謝之<sub>一</sub>、同日 養仙院殿<sub>一</sub>、遣<sub>二</sub>美濃部彌兵衛人

於芝第<sub>一</sub>、賀<sub>二</sub>賜紗綾五卷・鯛一箱于繼豐、同品于吉貴、

紗綾三卷・鯛一箱于益之助、同品于吉貴室<sub>一也</sub>、繼豐總

拜<sub>二</sub>謝之<sub>一</sub>、同日德川從三位中將宗武卿之使者伏屋備前守

守、小五郎君之使者河野忠右衛門<sub>一</sub>、各來<sub>二</sub>芝第<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>

種一荷于繼豐、即日馳<sub>レ</sub>使而以謝<sub>レ</sub>之、於是繼豐登<sub>レ</sub>營、

於<sub>二</sub>黑書院<sub>一</sub>拜<sub>二</sub>調

吉宗公、獻<sub>二</sub>上御太刀一腰<sub>一</sub>、備前正恒縮緬三十卷・白糸百

斤・馬代白銀五十枚、奉<sub>レ</sub>謝<sub>二</sub>婚儀既成<sub>一</sub>焉、小出信濃守

英貞奏<sub>二</sub>達之<sub>一</sub>、時

公降<sub>二</sub>尊詞<sub>一</sub>、親有<sub>二</sub>寵召<sub>一</sub>、而賜<sub>二</sub>盃酒於繼豐<sub>一</sub>、拜<sub>二</sub>領

大小寶刀<sub>一</sub>、大正宗代金二百五十枚、小來因代金百枚、執政乘邑持<sub>二</sub>之於

而授<sub>二</sub>平繼豐<sub>一</sub>、乃拜<sub>二</sub>戴之<sub>一</sub>辭<sub>レ</sub>席、脫<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>帶之小刀、帶<sub>二</sub>

所<sub>レ</sub>賜之大小、進<sub>レ</sub>席奉<sub>レ</sub>謝<sub>レ</sub>之、老中各演<sub>二</sub>說取會<sub>一</sub>之

也、

公又加<sub>二</sub>懇言<sub>一</sub>、繼豐奉<sub>レ</sub>謝<sub>二</sub>恩遇接待之篤<sub>一</sub>矣、家臣久貫

久豪拜<sub>二</sub>調

台顏、土岐丹波守賴稔奏<sub>二</sub>達之<sub>一</sub>、阿部正襲亦代<sub>二</sub>平吉貴<sub>一</sub>、

獻<sub>二</sub>上御太刀一腰<sub>一</sub>、來國黃金十枚・卷物二十・綿五十把于

吉宗公、奉<sub>二</sub>禮謝<sub>一</sub>與<sub>二</sub>繼豐<sub>一</sub>同矣、時於<sub>二</sub>白書院<sub>一</sub>執政列居、

公使<sub>二</sub>執政乘邑<sub>一</sub>述<sub>二</sub>台命<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>脇刀一腰<sub>一</sub>、來國光代於吉貴、寶

刀一腰<sub>一</sub>、包水代金五十枚於益之助、而正襲代之奉<sub>レ</sub>謝<sub>レ</sub>之、島津但馬

守忠就獻<sub>二</sub>上御太刀・銀馬代<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>謝<sub>レ</sub>之、其次島居丹波守

忠利獻<sub>二</sub>上同品于

吉宗公拜<sub>二</sub>謝之<sub>一</sub>、而后賜<sub>二</sub>卷物<sub>一</sub>、五卷于忠就・忠利矣、其

後正襲代<sub>二</sub>于吉貴<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>白書院<sub>一</sub>獻<sub>二</sub>上刀一腰<sub>一</sub>、二字國後脇刀

一腰行光代金、三百枚、益之助亦使家臣町田八左衛門俊昌側用登、營、候于檜之間、而謁執政乘邑、獻上御太刀・金馬代・卷物卷十于

吉宗公奉謝之、吉貴室亦使向井四郎右衛門友榮人

登營、獻上卷物二・三種二荷于

吉宗公奉謝之、同日正觀室亦使家臣登營、獻上

卷物五・一種一荷、奉禮謝與吉貴室同矣、是因勤

待上薦也、繼豐辭營、直登西城、拜謝

家重公、獻上御太刀一腰友女代、金七枚・白銀五十枚・卷物二十、

白糸六十斤奉謝之、本多豐前守正矩奏達之、正襲亦

代于吉貴、獻上御太刀一腰備前家助、代五枚・馬代金五枚・縮緬

二十卷・綿三十把奉謝之、然後益之助使木脇賀左衛

門祐盛爲使節、獻上御太刀一腰・馬代金一枚・卷物

五奉謝之、同日竹姫君整婚姻之後始登營行班總振、松姫君入

輿之後始至、謁見於營中之例

吉宗公呈進賀品、

公大悅有饗應、而還于守殿矣、

全上

正文在文庫

〔卷〕御張紙  
來ル廿一日御老中様方致招請候節、大隅守衣服褐衣無地

半袴可有雜用候、家來衣服之儀者加賀守時之通可致致候  
熨斗目同色之長袴着用之、心得御座、加賀守様御方に

御入興以後爲御祝儀御老中様御招請之節、加賀守様御衣

服之儀相尋外處、舊記不相見得由申來外得共、其節加

賀守様・御家老并頭分迄褐衣無地熨斗目同色之長袴着仕

候旨申來外、右之段申上置外様と大隅守申付外、

〔卷〕  
〔享保十四年〕

十二月十四日

松平大隅守内

肥後藤之丞

全上

正文在文庫

御用之儀外間、明十六日四時可有登城外、以上、

〔卷〕  
〔享保十四年〕

十二月十五日

酒井讚岐守〔忠〕

松平左近將監〔乘〕

水野和泉守〔忠〕

松平大隅守殿

全上

正文在文庫

今度入興相濟外付外、今日登城、於御黒書院御禮申上

外處、小出(英)濃守殿披露(息)ニ、目出度(英)との蒙  
 上意、松平左近將監殿取合有之(乘)外退座、重(息)御前(息)  
 罷出外得者、夫(息)江之

上意候故、御右之方(息)に着座、

公方様御同前御吸物被下之、御看上、御盃被 召上、御  
 加へ有之頂戴之、席(息)に御酌被扣居外節御次(息)に下り、小サ  
 刀を取席(息)に進(息)、御酌(息)に致會釋 御前(息)を相伺外處、はや  
 ふと 上意有之外付御盃頂戴、左外(息) 御手自御看被下  
 之外時、左近將監殿御刀・御脇差(息)を持出、拜領之旨相述  
 被渡之(息)故頂戴、直御次(息)に持下り、右大小(息)を帶罷出外(息)  
 御禮申上外節、左近將監殿より披露有之、又御次(息)に下り  
 小サ刀(息)ニ差替、本之席(息)に進(息)御加へ有之、御盃持下り外  
 時左近將監殿差寄、御盃(息)を被爲取外付相渡引下外得者、  
 公方様(息)に被 召上外故、進出御禮申上、最前之席(息)に着座、  
 御鉢子御膳部下ル、老中衆取合有之外節、首尾好との  
 上意候付、段(息)難有奉存外旨申上退座、左外(息)老中衆(息)  
 今日老御入興之御禮申上外處、段(息)御懇之蒙  
 上意御盃頂戴、其上御道具拜戴、上總介・益之助(息)に表御  
 道具拜領仕、且又家來共(息)表御目見被 仰付、重疊難有  
 次第奉存外旨御禮申達退出、直(息)西之丸(息)に爲御禮登 城

候處、於御座之間

大納言様(家)に 御目見、本多豊前守殿披露被相動、左外(正)  
 御手自御熨斗頂戴之致退座、安藤對馬守殿(息)に御禮申上退

出外、

右老入興相濟外爲御禮登 城、於 御本丸 西之丸之  
 次第右之通候之條、堅固可記置者也、

享保十四年十二月十五日

繼豐

17 全御譜中

竹姫君様御事者、

常憲院様御養姫君様之由御座外、何年間(續)ニ御養姫君様(志)  
 被爲成外哉、又ハ御實方之儀委細承知仕、應

公義御記錄之趣、此方系圖等ニ書載申度御座外旨、御留

守居肥後藤之丞(基)を以、林大學頭様(備)に御尋被仰達外處、清  
 閑寺左少辨御娘(無)ニ外、

常憲院様御代寶永五年子七月廿五日、 御臺様御願ニ付  
 御養子ニ被遊、同年十一月廿七日 御養娘之爲御祝儀、

清閑寺様方御使者溝井主水を以、御太刀・銀馬代・紗綾  
 五卷江戸(息)に被獻之外由之御書付、大學頭様方被遣外付、

御系圖書載可申旨御供之御記錄奉行に申渡し、此段各迄申越し、被達 御聽し儀者御考次第存し、以上、

〔享保十四年〕 十二月十六日 平岡内匠（之息）

此志嶋津人殿  
嶋津登殿（龜房）  
（久置）

18 全御譜中

同年十二月十五日受執政水野和泉守忠之、松平左近將監乘邑・酒井讚岐守忠音之奉書、翌十六日繼豐登、乃徵繼豐于白書院縁頼、執政各列居、就中松平乘邑傳、台命、敍從四位上、任左近衛中將、乃拜謝之、即日繼豐登、西城、就秋元但馬守喬房奉謝之、乃退去矣、

19 全上

正文在文庫

上卿 三條西大納言

享保十四年十二月十六日 宣旨

從四位下源繼豐

宜令敍從四位上

藏人頭右近衛權中將藤原定種奉

〔朱〕  
「在白裏」  
口宣案

20 正文在文庫

上卿 烏丸大納言

享保十四年十二月十六日 宣旨

左近衛權少將源繼豐朝臣

宜轉任左近衛權中將

藏人權右少辨兼春宮權大進藤原光綱奉

〔朱〕  
「在白裏」  
口宣案

21 正文在文庫

左近衛權少將源朝臣繼豐

從二位行權大納言藤原朝臣光榮宣、奉

敕、件人宜令轉任左近衛權中將者、

享保十四年十二月十六日大外記兼掃部頭造酒正中原朝

臣師守奉

22 正文在文庫

從四位下源朝臣繼豐

右可從四位上

中務、表節兵欄、宣勤羽衛、精誠無懈、夙夜在公、宜申榮級、用旌寵章、可依前件、主者施行、

享保十四年十二月十六日

(天皇御璽)

二品行 中務卿 職 仁親 王宣

正四位下行 中務大輔臣藤原朝臣國廣奉

中務少輔從五位上臣中原朝臣職永行

正二位行權大納言兼右近衛大將臣 (久我) 惟通

從二位行權大納言臣

從二位行權大納言臣

內教坊別當從二位行權大納言兼春宮大夫臣 (今出川) 公詮

從二位行權大納言臣 (清閑寺) 治房

從二位行權大納言臣 (三條西) 公福

從二位行權大納言臣 (鳥丸) 光榮

從二位行權大納言臣 (清水谷) 雅季

從二位行權大納言臣 (日野) 資時

權大納言正三位臣 (勸修寺) 高顯

從二位行權中納言臣 (高野) 保光

從二位行權中納言臣 (高) 總長

從二位行權中納言臣 (山本) 公尹

從二位行權中納言臣 (庭田) 重孝

正三位行權中納言臣 (大炊御門) 經秀

正三位行權中納言臣 (三條) 經季

正三位行權中納言兼春宮權大夫臣 (德大寺) 實憲

正三位行權中納言臣 (久我) 通兄

權中納言從三位臣 (西園寺) 晃等言

權中納言從三位臣 (葉室) 賴胤

制書如右、請奉

制、附外施行、謹言、

享保十四年十二月十六日

制可

月日辰時從五位下行大外記兼掃部頭造酒正

中原朝臣師守

右 中 辨

關白從一位朝臣 (近衛家久)

太政大臣闕

從一位行左大臣朝臣 (三條吉忠)

右大臣正二位兼行東宮傳朝臣 (一條兼盛)

(備司房總)

内大臣從二位兼行左近衛大將朝臣

二品行兵部卿貞建親王

從四位上行兵部大輔重豐

正四位上行右大辨兼東宮學士資敬

告從四位上源朝臣繼豐奉

制書如右、符到奉行、

從四位下行兵部少輔義知



(天皇御璽)

大錄

少錄

少錄

享保十四年十二月十六日

朱イ

全上

正文在文庫

從四位上

上卿

三條西大納言

薩摩中將

同

職事

今城頭中將

中將

上卿

烏丸大納言

同

職事

柳原權右少辨

全上

正文在文庫

明十九日御能被

仰付外間、可致見物旨 上意外、被存

其趣熨斗目長袴着用、五時可有登 城候、以上、

(朱)「享保十四年」

十二月十八日

酒井讚岐守

松平左近將監

水野和泉守

松平大隅守殿

全上

正文在文庫

(朱)「御強紙 令承知候」  
私儀官位昇進被

仰付外付の、以御序御禮申上度奉願外、依之

公方様、一位様に獻上物之儀也、同氏上總介中將任官

被 仰付外節之通差上可申外哉、

一、發仙院礎立被差上物之儀も可致勝手次第候、

一位様に表立の獻上物に不及儀外ハ、兼の御内證

向の獻上物表仕儀外間、此節之儀も御内證向より女使  
を以、獻上物仕外筋に可有之外哉、且又

(家憲) (八重姫、徳川与字憲)(田安宗武) (二攝宗丹)

大納言様 養仙院様 右衛門督殿 小五郎殿に表差上物仕度外、此差上物者先例無御座儀外、如何差上可申外哉、品員數等之儀御差圖被成可被下外、

一 公方様 大納言様は同氏上總介并益之助方表献上物爲仕度奉存外、是又差上物如何可仕外哉、先例無御座外(朱) (御張紙) 上總介献上物者以別紙相達候、益之助より被差上物ニ不及候間、何分ニ表御差圖可被下外、尤表向より差上物ニ不及儀御座外ハ、御内證向方女使を以、差上物仕筋ニ被仰付被下度奉存外、

一 公方様 大納言様 一位様は、同氏上總介妻より女使を以、御内證向方献上物爲仕度奉存外、上總介中將任(朱) (御張紙) 奥女中迄申達候、右ニ准し上總介同室よりも被差上物可被致候、一位様五被官被 仰付外節、

公方様 御臺様は上總介祖母陽和院并繼母信證院より御看一折宛御内證より差上外付、此節之儀表右列を以献上物爲仕度外、 大納言様は差上物之先例者無御座外得共、此節者献上物爲仕度外、差上物品之儀者如何可仕外哉、

一 右付の御本丸大御與御年寄衆・表使衆之之贈物等如何可仕外哉、右差上物并贈之儀、何分ニ表御差圖可被下外、爲御見合上總介中將任官被 仰付外節、献上物并贈物例書別紙相添相同申外、以上、

(朱) (御張紙) 以別紙相達候

(卷) 「享保十四年」 十二月十八日 松平大隅守

26 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様御機嫌被相同之外、益御安全御儀外間可御心易外、隨而鯛一箱被獻之外、各申談遂披露候處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力キ 享保十四年 十二月十八日 松平左近將監 乘邑判

松平上總介殿

27 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様御機嫌被相同之外、益御安全御儀外間可御心易外、隨而鯛一箱被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力キ 享保十四年 十二月十九日 安藤對馬守 信友判

松平上總介殿

同年十二月二十一日、繼豐賀<sub>レ</sub>整<sub>二</sub>婚儀<sub>一</sub>、招<sub>レ</sub>執政水野和泉守忠之・酒井讚岐守忠音、若年寄本多伊豫守忠統、奏者本多豐前守正矩、留守居大久保下野守、大目附與津能登守、小普請奉行小菅因幡守、普請奉行鈴木伊豆守、葉山伊兵衛<sub>附</sub>、高岡左大夫<sub>附</sub>、林備後守<sub>日光</sub>、浦賀奉行妻木平四郎等於東武芝亭<sub>上</sub>、備<sub>二</sub>盛膳<sub>一</sub>奏<sub>二</sub>猿樂<sub>一</sub>、阿部伊勢守正襲・鳥居丹波守忠利・堀田出羽守正附・松平備前守定章・酒井右京亮忠武・松平百助定喬・津輕右京亮信興・松平筑後守定胤・柳生靱負俊平・島津但馬守忠就及戲下故舊之士數十輩來而臨<sub>二</sub>勝手席<sub>一</sub>、島津忠就・島津式部・山元大膳其外故舊之士來而待<sub>レ</sub>之、被<sub>レ</sub>扶<sub>二</sub>奔走<sub>一</sub>、同二十二日亦賀<sub>二</sub>婚儀<sub>一</sub>、招<sub>レ</sub>立花飛驒守清直・小笠原遠江守忠晴・阿部正襲・松平豐前守隆貞・鳥居忠利・三浦志摩守長在片桐石見守貞起・堀田正附・松平定章・酒井忠武・柳生備前守俊方・松平定喬・津輕信興・金森若狹守臺賴・松平定胤・柳生俊平及戲下故舊之士於芝亭<sub>上</sub>、備<sub>二</sub>盛膳<sub>一</sub>奏<sub>二</sub>猿樂<sub>一</sub>、島津忠就・島津式部・山元縫殿・山元大膳其外故舊之士數十輩來而待<sub>レ</sub>之、被<sub>レ</sub>扶<sub>二</sub>奔走<sub>一</sub>、

正文在文庫

(卷)  
「在白裏」  
松平大隅守<sub>江</sub>

竹姫君様御守殿<sub>江</sub>風並惡敷出火之節<sub>ハ</sub>、大隅守高名輪屋敷敷、幸橋内屋敷敷、又老濱御殿敷、壽光院殿敷、風筋次第御退被成<sub>レ</sub>様<sub>二</sub>可相心得<sub>レ</sub>、

但四ヶ所共<sub>二</sub>御退難被成<sub>レ</sub>節<sub>ハ</sub>、

麻布湖雲寺  
(淨力)  
渋谷樺雲寺

右二ヶ寺之内敷、其外<sub>二</sub>亦も風筋能寺院<sub>江</sub>御立寄暫御見合、其以後右四ヶ所之内<sub>江</sub>御退被成<sub>レ</sub>様<sub>二</sub>相心得<sub>レ</sub>、右之通 竹姫君様御用人<sub>江</sub>申渡置<sub>レ</sub>、爲心得相達<sub>レ</sub>、

(卷)  
「享保十四年十二月二十一日」

嚮<sub>レ</sub>是賀<sub>二</sub>人日之靈辰<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>獻<sub>二</sub>嘉儀<sub>一</sub>於將軍家<sub>二</sub>之先蹤<sub>上</sub>也、今般竹姫君因<sub>レ</sub>整<sub>二</sub>婚儀<sub>一</sub>、繼豐向來奉<sub>レ</sub>祝<sub>二</sub>若菜之嘉儀<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>獻<sub>二</sub>御肴一折于幕府<sub>一</sub>、上<sub>三</sub>書之<sub>二</sub>訟<sub>一</sub>于執政<sub>一</sub>、於是同年十二月二十五日如<sub>レ</sub>願可<sub>レ</sub>獻<sub>レ</sub>之也、執政松平乘邑傳<sub>レ</sub>之、當家獻<sub>二</sub>若菜之嘉儀<sub>一</sub>於幕府<sub>一</sub>、

權<sub>二</sub>與于茲<sub>一</sub>矣、

31 全上

正文在文庫

若菜之御祝儀只今迄者差上不申候得共、今度 御入與付  
亦者、向後右之御祝儀

公方様 大納言様江御着一折宛獻上仕度奉存外、宜御差

(朱)「御張紙、何之通可被差上候」  
圖可被下外、以上、

(卷)「享保十四年」十二月廿二日 松平大隅守

32 全上

正文在文庫

去十九日大隅守御能見物被仰付、段々御懇之蒙

上意、其上御取分を以御料理頂戴仕外付亦者、隱居上總

介於國許承知仕外上、御禮申上外儀如何可仕外哉、此段

(朱)「御張紙、上總介より御礼ニ不及候」  
可奉伺旨大隅守申付外、以上、

松平大隅守内

十二月二十二日(朱) 堀萬右衛門(貞紀)

同年十二月二十五日、

吉宗公使<sub>二</sub>大年寄外山<sub>一</sub>來<sub>二</sub>于芝守殿<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>賀<sub>二</sub>歲末<sub>一</sub>、  
蒙<sub>二</sub>懇篤之

上意<sub>一</sub>、且拜<sub>二</sub>領御時服五領・箱着<sub>一</sub>一種<sub>一</sub>、乃繼豐敬<sub>レ</sub>戴  
之<sub>一</sub>、即日至于執政安藤對馬守信友之第<sub>二</sub>申<sub>二</sub>謝<sub>一</sub>之<sub>一</sub>、  
先是

將軍家被<sub>レ</sub>賀<sub>二</sub>歲暮<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>賜<sub>二</sub>賀儀於當家<sub>一</sub>之先蹤<sub>上</sub>矣、然  
今般因<sub>二</sub>竹姫君婚儀整<sub>一</sub>也、同日 天英院殿亦使<sub>二</sub>老女梅  
園<sub>一</sub>來<sub>二</sub>于守殿<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>賀<sub>二</sub>歲末<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>塗重一組・作花臺于益

之助<sub>一</sub>、乃繼豐拜<sub>二</sub>謝<sub>一</sub>之<sub>一</sub>、即日詣<sub>二</sub>于執政信友之第<sub>一</sub>禮<sub>二</sub>  
謝<sub>一</sub>之<sub>一</sub>賜實屬所蒙執之爲於侯伯之時通申刻、則發<sub>レ</sub>營而不及禮謝、至執政之、  
宅申謝之、此日賜<sub>レ</sub>上候之時通申刻、故舉前件之傍例、及于茲也

○先是竹姫君有<sub>レ</sub>欲<sub>二</sub>告<sub>二</sub>繼豐<sub>一</sub>使<sub>二</sub>百<sub>一</sub>益之助<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>乙吾猶子<sub>一</sub>甲密  
訟<sub>二</sub>於 幕府<sub>一</sub>之旨趣<sub>上</sub>矣、故同年十二月二十五日

吉宗公遣<sub>二</sub>大年寄外山<sub>一</sub>於芝守殿<sub>二</sub>述<sub>二</sub>恩許<sub>一</sub>、故竹姫君  
養<sub>レ</sub>之爲<sub>レ</sub>子也、因同月二十八日繼豐上<sub>二</sub>女使於 營<sub>一</sub>、  
獻<sub>二</sub>上繼豐鮮着<sub>一</sub>一折、益之助箱有一種<sub>二</sub>于

吉宗公<sub>二</sub>奉<sub>レ</sub>謝<sub>一</sub>之<sub>一</sub>、翌日繼豐欲<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>謝<sub>一</sub>之登<sub>レ</sub>營<sub>一</sub>時與  
津能登守<sub>大目</sub>告<sub>二</sub>繼豐<sub>一</sub>曰、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>登<sub>レ</sub>城禮謝<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>用

番執政之宅<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>謝<sub>一</sub>之也、故退出、詣<sub>二</sub>執政松平乘邑第<sub>一</sub>  
謝<sub>一</sub>之、

全御譜中  
寫正文在文庫

寫

領地等地高何石と唱り事、同何貫文と唱り事相糺可

申上旨、委細御書付之趣承知仕左ニ申上り、

一薩摩・大隅・日向古代より何町何反と唱來申り、

一天正十六年八月四日

秀吉公御朱印を以嶋津修理太夫入道龍伯に於攝州・播

州之内壹萬石被宛行り、右知行御目錄石高ニ御座り、

左りる薩隅日老文祿四年二月之頃より惣石高ニ相成

申候、

一於薩隅日石高ヲ何貫文と唱候事無御座り、

右先頃御書付を以不髓儀ニる表御考之便ニ可相成儀

老可申上旨被仰渡候付、薩州に申越御感狀并寺社寄

附狀記録等之見合相糺候處、薩隅日右次第ニ唱來申

り、此段申上り、以上、

〔享保十四年〕十二月

全御譜中  
正文在文庫

竹姫君様御附人

御同朋

高五拾俵

小林友阿彌

五人扶持

御侍

高七拾俵

鈴木三左衛門

三人扶持

右同斷

飯塚市右衛門

高七拾俵

西尾全右衛門

貳人扶持

右同斷

柿沼惣十郎

右同斷

薄井文藏

御臺所組頭

高七拾俵

乙骨仁右衛門

貳人扶持

高八拾俵

益池新右衛門

四人扶持

御臺所人

高四拾俵

伴九郎右衛門

貳人扶持

右同斷

今井半次郎

壹人扶持

右同斷

岡田三郎兵衛

高拾五俵

荒井平八郎

高四拾俵

山田助七郎

貳人扶持

壹人半扶持

右同斷

大原傳六郎

小間遣頭

成瀬市太夫

御興昇

高貳拾俵

成瀬市太夫

高拾五俵

源助

貳人扶持

貳人扶持

小間遣

小久保清九郎

右同斷

茂右衛門

高拾五俵

小久保清九郎

右同斷

孫七郎

貳人扶持

右同斷

半内

右同斷

岡田丈右衛門

右同斷

五平次

右同斷

淺川太右衛門

右同斷

新平

右同斷

小嶋源三郎

右同斷

長右衛門

右同斷

内田徳兵衛

右同斷

彌五兵衛

右同斷

津田半助

右同斷

權八郎

右同斷

須谷文四郎

右同斷

政右衛門

御小人

須谷文四郎

右同斷

半右衛門

高拾五俵

稻川平兵衛

右同斷

藤八郎

貳人扶持

右同斷

近右衛門

高拾七俵五升

諏訪部與右衛門

右同斷

太次兵衛

右同斷

佐太夫

右同斷

吉左衛門

右同斷

甚藏

右同斷

庄兵衛

右同斷

清右衛門

右同斷

彌三郎

(卷) 享保十四年十二月二十六日

36 繼豐公御譜中

同年十二月二十七日依執政之奉書、翌二十八日繼豐登

營、於白書院一拜一謁

吉宗公、獻上御太刀一腰・御馬代黃金十兩・縮緬十卷于

吉宗公、縮緬五卷・蠲一箱・昆布一箱・御樽一荷于

(備川系近衛氏) 天英院殿、奉禮謝敘爵拜任之事也、丹羽式部少輔倚

氏奏達之、同日繼豐登西城、獻上御太刀一腰・御

馬代黃金十兩于

家重公、就黑田豐前守直邦奉謝之、乃退去矣、

37 全上

正文在文庫

明廿八日五時登城、官位之御禮可被申上外、以上、

(卷) 享保十四年 十二月廿七日

酒井讚岐守 (兼邑)

松平左近將監 (忠善)

水野和泉守 (忠之)

松平大隅守殿

38 全上

正文在文庫

爲歲暮之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲酒井讚岐守可述外也、

十二月廿七日 (吉宗 墨印)

薩摩

中將殿

39 全上

正文在文庫

爲歲暮之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱) 享保十四年 十二月廿七日

安藤對馬守 信友判

松平大隅守殿

おのへさま  
を申給へ

40  
全上

扣正文在右筆所

一筆申上まいらせり、  
(宋) 益の助様を姫君様御躰子ニ被遊候付而、先 太守様へ御内ニ而姫君様より被  
公方様 大納言様ますく御機嫌よく御座なされ、恐れ  
仰進候上、公方様へ外山殿にて被仰上候処、御勝手次第可被遊旨 上意候付、  
なからめてたくそんし奉り外、しかれハきのふは益の助  
十二月廿七日御躰子之御弘メ有之、為御祝儀 公方様 大納言様 一位様へ、  
事奥方御子になされ外に付、御禮として局さし上外處に、  
太守様 益之助様より女中御便を以御献上物被遊候、表立而之御礼之儀者御差圖  
御まきもの拜領仰付られ冥加の仕合にそんし奉り外、御  
之上、御用番松平左近將監様江 太守様御自身御動被遊、此外御使等無之候」  
禮申上たく外、御序のおりから 御前よろしく御とりな

したのミ入そんしまいらせり、めてたくかしく、

なをくいかほともよろしきやうに御さたたのミそ  
んしまいらせり、めてかしく、

(宋)  
「享保十四年」  
十二月廿八日

此御案紙御家老衆何れも御  
覽之上、御猶子と書間敷外、  
御子ニ被成外と可調旨御差  
圖ニ而、右之通相調外、

三室さま

とよ岡さま

高瀬さま

外やまささま

(表紙)

追 録	吉 貴 公	自正月
舊 記 雜 録	繼 豐 公	享保十五年
卷七十二	宗 信 公	至四月

41 繼豊公御譜中

去歲十月五日益之助實母(鳥津宗信) 歿於發(繼豊妾、淡谷氏) 東武芝邸、今茲享保十五年庚戌正月七日著「薩府」矣、

42 全上

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱) 「享保十五年」 正月七日

忠之判

43

全上

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之候、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱) 「享保十五年」 正月七日

信友判

(朱) 「在口裏」 松平大隅守殿

忠之

(朱) 「在口裏」 水野和泉守

44

吉貴公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力平 「享保十五年」 正月十一日

酒井讚岐守 忠音判

(朱) 「在口裏」 松平大隅守殿

信友

(朱) 「在右裏」 安藤對馬守

繼豊公御譜中

一 神社佛閣修造興行事、  
 一 可專勸農事、  
 一 可徵納國々年貢事、  
 右任三ヶ條之旨可有沙汰之狀如件、  
 享保十五年正月十一日 繼豊（花押 ㊦）

八拾石

大年寄

繼豊公御譜中

正文在文庫

吉書

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被  
 獻之、遂披露外處一段之御仕合、恐々謹言、  
 享保十五年 正月十一日  
 松平上總介殿  
 安藤對馬守 信友判

五菜銀貳百目壹分

小上臈

松平左近將監

乘邑判

水野和泉守

忠之判

正文在文庫

（鳥津繼豊總老）

竹姫君様女中、向後新規被召出外御充行定書

大上臈

九拾石

八人扶持

内 老人ハ上、白女扶持  
七人ハ中、白女扶持

薪貳拾束

夏冬共

炭拾五俵

右同斷

油三ヶ所

内 有明老  
半夜老

湯之木

九月より四月迄拾五束充  
五月より八月迄貳拾束充

六拾石

八人扶持

内 老人ハ上、白女扶持  
七人ハ中、白女扶持

薪拾五束

夏冬共

炭拾俵

右同斷

油貳ヶ所

内 有明老  
半夜老

湯之木

九月より四月迄拾三束充  
五月より八月迄拾七束充

五菜銀百七拾目

七人扶持 内 老人ハ上ニ白女扶持  
六人ハ中白女扶持

薪拾束 夏冬共

炭六俵 右同断

油貳ヶ所 有明巻  
半夜巻

湯之木 九月より四月迄九束充  
五月より八月迄拾束充

五菜銀百貳拾四匁貳分

七拾石

八人扶持 内 老人ハ上ニ白女扶持  
七人ハ中白女扶持

薪拾束 夏冬共

炭六俵 右同断

油貳ヶ所 内 有明巻  
半夜巻

湯之木 九月より四月迄九束充  
五月より八月迄拾束充

五菜銀百貳拾四匁貳分

右同断

四拾五石

四人扶持 内 老人ハ上白女扶持  
三人ハ中白女扶持

薪拾束 夏冬共

局

炭六俵 右同断

油貳ヶ所 内 有明巻  
半夜巻

湯之木七束 夏冬共

五菜銀百貳拾四匁貳分

三拾五石

四人扶持 内 老人ハ上白女扶持  
三人ハ中白女扶持

薪拾束 夏冬共

炭六俵 右同断

油貳ヶ所 内 有明巻  
半夜巻

湯之木七束 夏冬共

五菜銀百貳拾四匁貳分

三拾石

四人扶持 内 老人ハ上白女扶持  
三人ハ中白女扶持

薪拾束 夏冬共

炭六俵 右同断

油貳ヶ所 内 有明巻  
半夜巻

湯之木七束 夏冬共

五菜銀百貳拾壹匁貳分

御中藤

御小姓

若年寄

年寄

三拾石

四人扶持

内 老人ハ上白女扶持  
三人ハ中白女扶持

薪拾束

夏冬共

炭六俵

右同断

油貳ケ所

内 有明卷  
半夜卷

湯之木七束

夏冬共

五菜銀百貳拾壹匁貳分

貳拾五石

四人扶持

内 老人ハ上白女扶持  
三人ハ中白女扶持

薪拾束

夏冬共

炭六俵

右同断

油貳ケ所

内 有明卷  
半夜卷

湯之木七束

夏冬共

五菜銀百貳拾壹匁貳分

貳拾貳石

四人扶持

内 老人ハ上白女扶持  
三人ハ中白女扶持

薪八束

夏冬共

表使

炭

冬五俵  
夏三俵

油

有明卷

湯之木六束

夏冬共

五菜銀百目

貳拾貳石

三人扶持

内 老人ハ上白女扶持  
式人ハ中白女扶持

薪八束

夏冬共

炭

冬五俵  
夏三俵

油

有明卷

湯之木六束

夏冬共

五菜銀百目

ごせ

呉服之間

御次

炭

冬五俵  
夏三俵

油

有明卷

湯之木六束

夏冬共

五菜銀百目

貳拾貳石

三人扶持

内 老人ハ上白女扶持  
式人ハ中白女扶持

薪八束

夏冬共

炭

冬五俵  
夏三俵

油

有明卷

湯之木六束

夏冬共

五菜銀百目

貳拾貳石

四人扶持

内 老人ハ上白女扶持  
三人ハ中白女扶持

薪八束

夏冬共

炭

冬五俵  
夏三俵

油

有明卷

湯之木六束

夏冬共

五菜銀百目

三之間

拾九石

三人扶持

内老人ハ上白女扶持  
式人ハ中白女扶持

薪八束

夏冬共

炭

冬五俵  
夏三俵

油

有明老

湯之木六束

夏冬共

五菜銀百目

御末

拾石

貳人扶持

内老人ハ上白女扶持  
式人ハ中白女扶持

薪八束

夏冬共

炭三俵

右同斷

油

有明老

湯之木六束

夏冬共

五菜銀四拾目

御中居

七石

壹人扶持

中白女扶持

薪三束

夏冬共

油 半夜半分

湯之木壹束七分

夏冬共

五菜銀拾貳匁

使番

六石

壹人扶持

中白女扶持

薪三束

夏冬共

油

半夜半分

湯之木壹束七分

夏冬共

五菜銀拾貳匁

御右筆小間遣

五石

壹人扶持

中白女扶持

薪三束

夏冬共

油

半夜半分

湯之木壹束七分

夏冬共

五菜銀拾貳匁

御はした

五石

壹人扶持

中白女扶持

薪三束

夏冬共

油

半夜半分

湯之木壹束七分

夏冬共

五菜銀拾貳匁

(米)

「享保十五年正月十一日」

全上

扣正文在右筆所

御意のよしにて御ふミ拜見いたし外、

(家直等、近衛氏)

一位様ますく御機嫌よく御座なされ、恐れなからめて

たくそんし奉り外、しかれハ益の助事奥方御猶子御ひろ

めの御祝儀として、私・益の助へめいく御もく録の通

り拜領仕り、誠に御懇の御事かすく有かたき仕合にそ

んし奉り外、御序のおりから

御前よろしきやうに御取なしたのミ入そんしまいらせ

外、めてたくかしく、

なをくいかほともよろしく御さたたのミそんしま

いらせ外、めてかしく、

正月十五日

秀小路さま

梅そのさま

さくら井さま

御返事申給へ

吉貴公御譜中

正文在文庫

御満そくこ思しめし外、なをく御念入まいらせられ外、御禮のやう御満そくこ思しめし外、よく御心得申せとの御事ニ御座外、めてかしく、

十二月廿五日の御ふみ下され外、まつく

一位様御機嫌よくならせられ、めてたく思しめし参らせ

られ外由、しかれハ十一月廿二日寒中御尋まし遊し、奥

さまへ御目錄之通り参らせられ外へハ、御懇の御事 上

(御律旨) 御介様有かたく思しめし被成りよし、御禮おほせ上られ

御文のやう披露いたしまいらせ外へハ、めてたくかしく、

まつ平

上總介様にて

御返事

秀小路

人々御中

梅その

全上

いく久しくと祝入らせられ外、なをく御念入まい

らせられり御事ニおほしめしり、何もよく申せとの御事ニ御座り、めてたくかしく、

十二月廿六日の御ふみ下されり、まつく

一位様御機嫌よくならせられ、めてたくおほしめし参らせられり由、しかれハ此たひ御入興ニ付、御使秀小路にて御祝被遊、御もく録之通御拜領被成、御懇之御意之趣、有かたく思しめし被成りよし、御禮おほせ上られ、御目錄のとをり

一位様へ御あけなされ、ひろういたしまいらせりへハ、かすく御満そく思しめしり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

まつ平

上総介様にて  
御返事

人々御中

秀小路

梅園

さくらい

51

全上

かすく御満そくに思しめしり、なをく御禮おほせ上られ、御念入参らせられり御事ニ思しめしり、何もよく御心得申せとの御事ニ御座り、いよく上総介様にも御ふしの御事ニ御座被成りよし聞せら

れ、めて度思しめしり、此よしもよく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

十二月廿六日の御ふみ下されり、まつく

一位様御機嫌よくならせられ、めてたく思しめし参らせられり由、しかれハ此たひ御入興ニ付、先月朔日御使秀小路にて、御目錄之通御拜領被成、御懇之御意之趣、有かたく思しめし被成りよし、御禮おほせ上られ御文のやう披露いたしまいらせりへハ、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

まつ平

上総介様にて  
御返事

人々御中

秀小路

梅その

さくらい

52

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをくめてたくかしく、

正月六日付にて御ふみ下されり、先々

公方様 (家書) 大納言様ますく御機嫌よく成らせられり御事、御めてたく思召り由、さてハ舊とし十一日ニハ竹姫君様御入興御首尾よく相濟まいらせられ、弥御機嫌

よく御座遊ハシ、同十五日ニハ御本丸へ初め入らせられ、御祝儀相濟まいらせられ御事、數々御めてたくおほし召外よし、御文のやう何もよろしく申上まいらせ外へく、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

三 室  
豊 岡  
高 瀬  
外 山  
尾のへ  
松平  
上總介様  
御返事 人々御中

53 吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく御文の通よろしく申上外へく、めてかしく、

正月六日付にて御文下され外、

公方様 大納言様益御機嫌よく被爲成、御めて度思しめさせられ外よし、扱ハ舊臘十一日

竹姫君様御入興御首尾よく相濟、弥御機嫌よく入せられ、同十五日にハ 御本丸へはしめて入せられ、御祝儀相濟

外御事、めて度思しめさせられ外よし 大納言様へ右之段仰上られ、よろしく申あげ外へく、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

三 室  
豊 岡  
高 瀬  
外 山  
尾上  
松平  
上總介様  
御返事 人々御中

54 吉貴公御譜中

正文在文庫

返く何もくよろしく申あげまいらせ外、めてたくかしく、

正月六日付にて御ふミ下され外、

公方様 大納言様益御機嫌よく御座なされ、御めてたく覺しめさせられ外よし、しかれハ冬年十二日

上使戸田喜へもんにて五十八十の餅・御たるさかな大守

(西丸留守居、忠位)

(百々)

ミの守様へ御はい領なされ、有かたく覺しめし外よし、右の御禮御申あげなされ外御ふミのやう、よろしく披露

致外へく外、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

まつ平

御返事  
上總之介様  
人々申給へ

たかせ

外山

尾のへ

三室

豊岡

b

継豊公御譜中

正文在文庫

(朱)「在口裏」

松平大隅守家來に

竹姫君様

一金六千兩

右之通諸色爲御入用金御用人に家來申談、年々相渡り

様ニ可致外、

但右御入用之譯素以別紙相達外、

此外

一御不斷御膳米

一御本丸より年始・五節句、其外不時御使ニ参り女中は

御料理出外事、

一西丸・三丸

(八鳳姫、水戸吉孚堂)

養仙院様・美代姫御方・壽光院殿女中右同斷、

一本宅一家中より女中右同斷、

一女中客之節、下女并輿添・乗物昇等迄不殘朝夕支度等

出外事、

一御用部屋に伺御機嫌被上り衆中并御祝儀之節被上り衆

中、御料理出外事、

一御用人を始御附之面々には、朝夕夜食出外事、

一年中御用ニ召仕り人足出外事、

右素本宅より御賄可致外、尤御用人女中等には表申聞

外、申談り様ニ可致外、

以上

(朱)

「享保十五年」 正月二十五日

全上

正文在文庫

(朱)「在口裏」

別紙書付

竹姫君様

一御召物

夏冬四季共

御縫手間染代共

一被進物并被下物

四季共ニ時服

卷物

反物類

綿

御樽肴

一御菓子

御音信物

被召上物

砂糖類共

一御水菓子

御音信物

被召上物

四季共

一不時ニ被進物

御誂小間物

其外諸色御勝手向

小買物共

一御道具等御修復并木具類

時服臺

卷物臺

御肴居臺類

目錄臺

一御膳味噌并炭薪油紙墨筆蠟燭

一御規式御膳部

一御不斷御朝夕御三度目

一御膳部御肴青物

一御膳酒醬油溜酢共

一御次肴并青物干物類

一御召仕女中御充行之外、四季ニ被下り御用金銀

一右同斷御四季施物定式被下物共

右之御入用

都合金高六千兩

(米)  
〔享保十五年正月二十五日〕

57

全上

正文在文庫

一御守殿御方年中諸色爲御入用金、六千兩年々本宅より

被進り様被仰渡り付、委細之趣老共より書付を以

申達り、右金時々被進り節老、何方に御渡申御取捌有

取計之儀者十郎右衛門諸事故候事」  
之儀外哉、

「右金子を以年中之御入用御取計有之筈ニ被仰渡り、品  
之儀者、一々來月朔日より 御守殿御方方御取計被  
成り可有之儀外、右諸色之御取捌何れ之御役人衆より  
御計被成儀外哉、

右之段被仰聞外ハ、其懸り之役々之者より御對談  
仕儀者、其御方に申談外様可申付置外、  
一本宅より取賄外様ニ被仰渡り別紙之分者、弥本宅よ  
り取計、右之外者御守殿御方より不依何色、都而御取  
計之筋ニ心得罷在外、

右之段得御意置外様ニ申付外、以上、  
「享保十五年」 正月「二十七日」 小笠原郷左衛門  
山澤 十太夫

「享保十五年」 正月「二十七日」 小笠原郷左衛門  
山澤 十太夫

58 継豊公御譜中

正文在文庫

去冬御入興付る、嶋津但馬守儀者用事等申談候付、參府  
之儀私奉願外處、去年十一月參府仕、其節御禮迄申上、  
於私者難有仕合奉存外、就夫但馬守在所に御暇之儀可奉  
願候得共、當十月參勤之時節ニ得者、遠境之儀彼是間

「御張紙  
及無之候間、直ニ在府仕相應之御奉公仕度旨、從但馬守  
奉願外、右願之通被仰付被下度於私者奉願外、以上、  
「享保十五年」 二月六日 松平大隅守

全上  
正文在文庫

59 全上  
正文在文庫

營中以使者申入り序寄一輪外、青陽之賀儀珍重、弥可爲  
平安外、此方無恙外、仍如目錄令贈與之外也、  
「享保十五年」 二月十三日 (近衛家公) (花押) No.2

薩摩新中將とのへ

60 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、  
公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然  
者舊臘  
竹姫君様御入興相濟外付、從

公方様 大納言様以 上使其方并妻、同氏大隅守・益之  
助に拜領物有之、御女中様方 右衛門督殿 小五郎殿よ

り及以御使御祝儀被遣之、即日登 城御入興之御禮申上  
外處、御前に被召出御懇之上意、殊御吸物 御盃、  
其上御道具頂戴、益之助儀及拜領之、西丸に登 城外處  
大納言様 御目見被 仰付、御懇之 御詫、御手自御熨  
斗頂戴之、難有由得其意外、紙面趣各申談及 上聞外、  
恐々謹言、

享保十五年 二月十五日

(島津吉貴)  
松平上總介殿

酒井讚岐守  
忠音判

61 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

者舊臘

竹姫君様御入興相濟外付、從

公方様 大納言様以 上使其方并妻、同氏大隅守・益之

助に拜領物有之、御女中様方 右衛門督殿 小五郎殿よ

り及以御使御祝儀被遣之、即日登 城御入興之御禮申上

外處 御前に被召出御懇之上意、殊御吸物 御盃其上

御道具頂戴、益之助儀及拜領之、西丸に登 城外之處

62

吉貴公御譜中

正文在文庫

大納言様 御目見被 仰付、御懇之 御詫、御手自御熨  
斗頂戴之、難有由得其意外、紙面趣及言上外、恐々謹言、  
朱カキ  
享保十五年 二月十五日 安藤對馬守  
信友判  
松平上總介殿

御てうたい被成り段仰進られ、かすく有かたく思

召外よしにて御文のやう、何も宜しく

大なこん様へ申上まいらせ外、めてたくかしく、

正月六日付にて御ふみ被下外、先々

公方様 大納言様ますく御機嫌よく成らせられ御めて

度さ、扱は

竹姫君様御入興相すまいらせ外御祝儀として、舊とし

十五日 上使水野いつみの守、

大納言様 上使安藤對馬守にて、御同名大隅守様 益之

介様并御手まへ様御ふた所へも拜領物 仰付られ、右衛

門督様 小五郎様 御女中様方よりも、御使にて段々御

祝儀拜領被成、其上御登 城御入興之御禮仰上られ外處

に 御前へ召させられ、御懇の上意、殊に御吸物御盃

頂戴、その上御道具拜領被成、益之助様も御拜領物被成、  
且又西丸へ登 城被成り處ニ

大納言様 御目見へ 仰付られ、御懇の 上意、御手つ  
から御のし、めて度かしく、

朱カキ  
享保十五年

松平

上總介様

御返事

人々御中

みむろ  
とよをか  
たかせ  
とやま  
をのえ

63 登 城被成り所ニ

大納言様へ御目見仰上られ、御懇の 上意、御手より

御髪斗頂戴被成り御事、御手前様にも有かたく思し

めし被成りよし、御禮仰上られ御文のやう披露いた

しまいらせりへハ、めて度御満そくニ思しめしり、

なをく何も御念入まいらせられり御事ニ思しめし

り、此よしよく御心へ申せとの御事ニ御座り、なを

くめてたくかしく、

正月六日の文下されり、まつく

一位様御機嫌よく成らせられ、めてたく思召参らせられ  
り由、

公方様

大納言様御機嫌よく成らせられ御めてたさ、然者

竹姫君様御入興相濟り御しう義として、舊臘十五日 上

使水野和泉守

大納言様より安藤對馬守にて、御同氏大隅守様 益之助

さま 御手前様并奥さまへ御拜領物被成

一位様よりも御拜領物

養仙院様

右衛門督様 小五郎様方も御祝儀参らせられ、かたしけ

なく思召被成り由、即日大隅守様登 城被成り處

御前へ召出され、御懇之 上意、殊ニ御吸物にて御さか

つき頂戴、そのうへ御道具御はい領、益之介さまへも御

はい領被成、且又西之丸へ、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

6

まつ平

上總介様にて

御返事  
人々御中

秀小路  
梅園  
さくらい

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

老舊臘

竹姫君様御入輿御祝迄萬端無殘所相濟、目出度被存由尤

候、依之名代以阿部伊勢守御禮被申上外處

御前に被召出、其上御脇差拜領之、難有由令承知候、右

爲御禮被差越使者外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐

謹言、

朱力キ 享保十五年 二月十五日

酒井讚岐守

忠音判

松平上總介殿

65 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

老舊臘

竹姫君様御入輿御祝迄萬端無殘所相濟、目出度被存由令

承知外、依之名代以阿部伊勢守御禮被申上外處

御前に被召出、其上御脇差拜領之、難有旨得其意外、右

66

爲御禮被差越使者外、紙面趣及言上外、恐々謹言、

朱力キ 享保十五年 二月十五日 安藤對馬守 信友判

松平上總介殿

全上

御文のやうひろういたしまいらせ外へハ、かすく

めて度御滿そくと思しめし外、なをく何も御念入

まいらせられ外御事と思しめし外、よく御心へ申せ

との御事ニ御さ外、めてたくかしく、

正月六日の御文下され外、まつく

一位様御機嫌よく成らせられ、めて度思召被成外よし、

公方様

大納言様御機嫌よくならせられ御めてたさ、然ハ舊臘十日  
一日

竹姫君様御入輿御祝萬端御首尾よく濟せられ外御事御め

てたさ、御祝儀同十五日御手前様御名代として阿部伊勢

守殿にて御禮仰上られ外處ニ

御前へ 召出され、其うへ御脇差はい領仰付られ頂戴被

成、有かたく思しめし被成外よし、右之御禮使を以おほ

せ上られ外よし、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

まつ平  
上總介様にて  
御返事  
梅園  
秀小路  
人、御中  
さくらい

6

67

申あけまいらせり、御表よりも御禮仰上られりへと  
も、なを又御念入せられり御禮の通、よろしく申あ  
けまいらせり、めてたくかしく、

正月六日付にて御文下されり、

公方様 大納言様益御機嫌よく被爲成、御めて度思しめ  
し由、扱ハ舊臘十一日

竹姫君様御入興御祝迄萬端殘所なく相濟りたん御承知被  
成、めてたく思しめしゆよし、是により同十五日御手ま  
へさま御名代阿部伊勢守殿を以、御禮仰上られり處、

御前に召出され、そのうへ御脇差御拜領仰付られ頂戴被  
成、有かたく覺しめしゆ、右之御禮

大納言様へ御使を以仰上られりに付、なを又御文のやう  
大納言様へよろしく、めてかしく、

朱カキ  
享保十五年

6

68

継豊公御譜中

正文在文庫

歳暮之

御内書可相渡り間、明日五半時 御城に家來可被差出り、  
以上、

(卷)  
「享保十五年」 二月廿日 酒井讚岐守

松平大隅守殿

69

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然  
者舊臘同氏大隅守儀從四位上中將被 仰出之、難有由得  
其意り、依之爲御禮以使者縮緬五卷・御樽肴被獻之り、

松平  
上總介様  
御返事  
人、御中  
高瀬  
豊岡  
三室  
尾上  
外山

各申談遂披露り處一段之御仕合り、恐々謹言、

二月廿二日

酒井謙岐守

忠音判

松平上總介殿

70 全上

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將又齧臈同氏大隅守儀中將被 仰付、難有由得其意り、依之爲御禮以使者御樽肴被獻之り、遂披露り之處一段之御仕合り、恐々謹言、

享保十五年

二月廿二日

安藤對馬守

信友判

松平上總介殿

71

なぞく御おもて方も御禮仰上られりへとも、なぞ又御ふみの様よろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

正月十三日付にて御ふみ下されり、まつく

公方様

大納言様御機嫌能成らせられ御めてたさ、扱は舊とし十

六日、御同名大隅守様從四位上中將に仰出されり段御聞被成、有かたき仕合に覺召りよし、右之御禮 大納言様へ御使にて仰上られりまゝ、御ふみのやうよろしく申あけまいらせり、めてたくかしく、

享保十五年

みむろ

とよをか

たかせ

外山

尾のへ

あ

松平

上總介様

御返事

人々御中

72

吉貴公御譜中

正文在文庫

思しめしり、御年始の御しう義と御座りて、御目錄の通

姫君様へ進しられり、則ひろう致まいらせりへハ、

御めてたく御悦あそハしり、誠に幾ちとせ萬代も御

機嫌よく御長久御はんしやう被遊、相替す御念被入

りやうにと祝入せられ御悦あそハしり、よろしく御

禮仰入られたきとの御事に御さひ、なを春ふかく仰  
被<sup>本マ</sup>下まいらせられりへくり、なをくめてたくかし  
く、

正月十三日付にて 上總介様より御書なし下され、則  
姫君様へ御めにかけまいらせり、あら玉りまいらせり此  
春の御ことふき御めてたさ、 上總介様御ふた所様御機  
嫌よく御年重させられ、御賑くしく御祝も濟せられ、  
めて度覺しめしり、此御地

姫君様御ふた所様御機嫌よく春を御むかへあそハし、い  
つにもすくれ御にきくしく御ことふき御祝あそハし、  
益之助様にも御機嫌よく御年重させられり、御あいらし  
く御成人あそハし、御めて度、めてかしく、

朱カキ  
享保十五年

松平

上總介様  
御書之御請

とみ  
岡 た  
つほね  
藤 枝

73 全上

なをく何もよろしく申上まいらせり、かしく、

正月廿三日付にて御ふみ下されり、

公方様 大納言様益御機けんよく御座され、御めてたく  
覺しめしり由、しかれハ歳暮之御祝儀として、冬年廿五  
日 上使外山にて御もく録之通、御同氏大隅守様へ御拜  
領仰付られり御事にて、有かたくおほしめしりよし、御  
禮おほせ上られり御ふみのとをり、よろしく披露致まい  
らせり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

松たいら  
上總介様  
御返事

三室  
豊岡  
高瀬  
外山  
尾のえ

74

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをくよろしく何も申上まいらせりへくり、めて  
たくかしく、

正月廿三日付にて御文下されり、

公方様

大納言様御機嫌よく成らせられ御めてたさ、さて八年の暮の御祝義として、舊冬廿五日

公方様お

上使外山を以て、大隅守様へ御目録の通りまいらせられ  
外へは、忝おほしめしりよし、右之御禮

大納言様へも仰上られり通、よろしく申上まいらせられ  
外、めてたくかしく、

朱力キ  
享保十五年

三室

豊岡

松平

上總介様

御返事

人々御中

外山

尾のへ

お

75

吉貴公御譜中

正文在文庫

御文のやう披露いたしまいらせりへハ、御念入まい  
らせられり御事、かすくめてたく御満そくと思し  
めしり、なをく、上總介様にも御ふしの御事、め  
て度思しめしり、よく御心得申せとの御事ニ御座り、

めてたくかしく、

正月廿三日の御ふミ下されり、まつく

一位様御機嫌よく被爲成、めて度思召参らせられり由、

公方様

大納言様御機嫌よくならせられ御めてたさ、しかれハ歳暮の御祝義として、舊臘廿五日

公方様より上使外山にて、御同氏大隅守さまへ御拜領物被成御懇の御事、御手前さまも有かたく思しめし被成り由、御禮おほせ上られ、めてたくかしく、

朱力キ  
享保十五年

お

秀小路

梅園

まつ平

上總介様にて

人々御中

さくらい

76

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく、何もよろしく申上へくり、かしく、  
正月廿五日付にて御ふミ下されり、  
公方様 大納言様ますく御機けんよく御座なされ、御  
めて度思しめしり由、しかれハ益之助様御事

竹姫君様御猶子こあそハしゆゑ、御弘め御座り付、冬  
年廿八日御祝あそはされりて、御同氏大隅守様 益之助  
様へ御看御拜領仰付られり、有かたく覺しめしりよし、  
御禮おほせ上られり御ふミのとをり、よろしく披露致ま  
いらせり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

6

三 室

豊 岡

高 瀬

外 山

尾のえ

松たいら

上總介様

御返事

人々申給へ

77 全上

めて度御満そくに思しめしり、なをいく久しく萬々  
年御はんしやうの御事、いわる入らせられり、なを  
く御手まへ様にも御ふしの御事ニ御座被成、めて  
度思しめしり、なにもよく申せとの御事ニ御さり、  
めてたくかしく、

正月廿五日之御ふミ下されり、まつく

公方様

大納言様御機嫌よくならせられ

一位様にも御機嫌よく成らせられり御事、御めて度思し  
めし被成りよし、さてハますのすけ様 竹姫君様御猶子  
こなりまいらせられ、十二月廿六日御ひろめ御座り事御  
聞被成、御手まへ様にもかたしけなく思召被成り由、右  
の御禮

一位様へも仰上られ、御ふミのやうひろう致まいらせり  
へは、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

6

松平

上總介様

御返事

人々御中

秀小路

梅その

さくらい

78 全上

かすくめてたく御満そくに思しめしり、誠にいく  
久しく萬々年もといわる入らせられり、なにもよく  
申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

正月廿五日之御ふみ下されり、まつく

公方様

大納言様

一位様御機嫌よくならせられ、御めてたく思召被成り由、さては冬年益之助様 竹姫君様御猶子ニ成まいらせられ御ひろめ御座りニ付

公方様より御いわぬ被遊、大隅守様 益之介様御目錄之通御拜領被成、御手まへ様もかたしけなく思召被成りよし、御禮仰上られ御文のやう披露いたしまいらせりへハ、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

松平

上總介様ニて  
御返事

人々御中

秀小路

梅園

櫻井

6

79

全上

なをくめてたくかしく、

正月廿六日付にて御ふミ下されり、

先々

公方様 大納言様ますく御機嫌よく成らせられ、御めてたく覺召りよし、さてハ此度益之助様御事

竹姫君様御猶子にあそハし、舊臘廿六日御弘め御座り御事聞かせられ、かすく忝思召りよしにて、御禮仰上さ

せられ御ふミの様よろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

松平

上總介様  
御返事  
人々御中

みむろ

豊をか

たかせ

外山

尾のへ

6

80

全上

なをく何も宜しく仰まいらせられ度との御事ニ御座り、めてたくかしく、

正月廿五日の御日付にて御文下され、則御めにかけまいらせり、先々

姫君様弥御機嫌よくいらせられり御事、御めて度覺召り由、其御地こてもいよく御き嫌の御事、數々目出度覺召り、扱ハ益之助様御事御猶子にあそハし、舊臘廿六日御弘め御座り御事聞させられ、かすく御めてたく覺召り由、右之御祝義仰進られ、御目錄の通進しられ、數々忝思召幾久しくと御祝遊ハしり、此御禮宜仰られたくおほ

しめしり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

とみ

松平

岡田

上總介様

つほね

御書御請

藤枝

お

81  
全上

返くよろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

二月四日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様益御機嫌よく御座なされ、御めてたく

覺しめしり由、しかれば、

公方様より年の始の御祝義として、御鏡餅一かさり・御

たるさかな御同氏大すミの守様へ御はい領なされりて、

かたしけなく覺しめしり由、

大納言様へ御禮仰上られり御ふミのやう、よろしく披露

致まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

三室

お

まつ平

上總之介様

御返事

豊岡

人御中

たかせ

外山

尾のへ

82  
全上

なをく御ふミの通よろしくひろういたしりへく  
り、めてたくかしく、

二月十一日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様益御機嫌よくならせられり御事、御め

て度覺しめしり由、しかれば御内證より年頭の御祝儀、

正月七日女使にて仰上られ度り趣御伺被成り處に、御手

まへ様井おくさまよりいよ七種に女使御上被成、御

祝義仰上られり様こと御さし圖申まいらせり御事承知な

され、誠に難有覺しめしり由、右の御禮仰上られ御ふミ

のやう何もよろしく御つゐて申上りへくり、めてたく

かしく、

朱カキ  
享保十五年

三室  
豊岡

お

松平

上總介様  
御返事

高瀬

外山

尾上

全上

なをく何もよろしく申上へくり、かしく、

二月十一日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様ますく御機けんよく御座なされ、御  
めてたく覺しめしり由、しかれ八年頭の御祝義仰上られ  
りニ付、正月七日御召仕佐川御あけ被成り處、

大納言様御めミへ仰付られ、そのうへ御料理も下されり  
御事にて、有かたく覺しめしりよし、右之御禮仰上られ  
御ふミの通りよろしく披露致まいらせり、めてたくかし  
く、

朱力キ  
享保十五年

まつ平

上總介様  
御返事 人ミ申給へ

三 室

豊 岡

高 瀬

外 山

方

84

吉貴公御譜中

正文正文庫

なをく何もよろしく申上まいらせり、かしく、

二月十一日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様ますく御機けんよく御座なされ、御  
めてたく覺しめしり由、しかれは年頭之御祝義 仰上ら  
れりニ付、正月七日御召仕佐川御あけ被成り處、

大納言様御めみゑ 仰付られ、そのうへ御料理も下され  
り御事、有かたく覺しめしりよし、右之御禮  
大納言様へ仰上られ御ふミの通り、よろしく披露致まい  
らせり、めてたくかし、

朱力キ  
享保十五年

松平

上總介様  
御返事 人ミ

三 室

豊 岡

高 瀬

外 山

尾のえ

方

尾のえ

正文在文庫

御念入まいらせられ御事、御満足ニ思しめしり、  
なにもよく申せとの御事ニ御さけ、めてたくかしく、  
二月十一日の御ふみ下されり、まつく

公方様

大納言様御機嫌よくならせられ、

一位様御機嫌よくならせられ御事、御めて度思しめし  
被成りよし、さては御年頭御しう義仰上られ、正月七日  
佐川御つかひニ御あげ被成り處ニ

大納言様へ御目見へ仰付られ、御りやう理被下りよし御  
聞なされ、御手まへさまも有かたく思しめし被成りよ  
し、御禮おほせ上られ御文のやうひろう致まいらせりへ  
は、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

松平

上總介様

御返事  
人々御中

秀小路

梅その

さくら

正文在文庫

なをいく久しく萬々年もめてたさのミといわる入、  
なにもよく申せとの御事ニ御さけ、めてたくかしく、  
二月十五日之御ふみ下されり、まつく

一位様御機嫌よくならせられ、めてたく思召被成りよし、  
扱は冬とし大隅守様御官位御昇進被成りニ付、御しう義  
までニ大隅守様 御手まへさま 奥さまへ、御もく録之  
通りまいらせられりへは、誠に御懇の御事と忝思しめし  
被成り由、御禮おほせあけられ御文のやうひろういたし  
まいらせりへハ、御念入まいらせられり御事、御満そく  
ニ思しめしり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

松平

上總介様

御返事  
人々御中

秀小路

梅その

櫻井

87

吉貴公御譜中  
正文在文庫

返くいかほともよろしく御禮申上まいらせり、め  
てかしく、

吉貴公御譜中

正文在文庫

上意にて御手まゑさまこも忝思しめし被成りよし、

二月廿八日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様益御機嫌よく御座なされ、御めて度覺しめしりよし、しかれば

竹姫君様御年頭の御祝義として、正月廿五日 御本丸へ御登城被遊、御にきくしく御いはる相濟、御めてたく覺しめしりよし

竹姫君様歸御の節、御同氏大すミの守様へ御重之内御はい領被成、益之助様へ御人形品々御はい領被成、御ねん比の 上意かたしけなく覺しめしり由、それに付御ふミのやうよろしく披露いたしまいらせり、めてたくかしく、

享保十五年

まつ平

御返事  
上總之介様

人々御中

三室

豊岡

たかせ

外山

尾の上

お

一位様へ御禮御吹てう仰上られ、御満そくこ思しめ

しり、なをいく久しく萬々年もといわる入らせられり、なをく御文のやう御満そくさ何もよく申せ

との御事こ御さり、めてたくかしく、

二月廿八日之御文被下披露致しまいらせり、まつく公方様

大納言様御機嫌よくならせられ

一位様こも御機嫌よく成らせられ、めてたく思しめし被成りよし、扱は正月廿五日としの初之御祝義として 御本丸へ

竹姫君様御登 城あそハし、御首尾よく御對面被遊、御にきくしく御いわる被遊り御事、めて度思しめし被成りよし、萬々年もと御めてたさ、歸御之節

公方様より大隅守様 益之介殿へ拜領物、其うへ御念ころの、めてたくかしく、

享保十五年

松平

御返事  
上總介様にて

人々御中

秀小路

梅園

さくらい

お

正文在文庫

さつまの新中將より今度昇進の御禮として、黄金百兩・御絹三十疋しん上おはしましひろう申て外へハ、おもしろく覺しめし外よし、よくこゝろえ外て申せとて外、御心得外て傳へられへくり、かしく、

御いまの御局へ

るまいらせり

あ

(采) 一在口裏

仰

享保十五 三十一

正文在文庫

明十五日例月之御禮無之之間、不及登 城候、以上、

(采) 「享保十五年」

三月十四日

酒井讚岐守

松平左近將監

水野和泉守

松平大隅守殿

享保十五年三月十六日 上使執政酒井讚岐守忠音來櫻

田第一、述二 台命一賜告於繼豊、拜二戴白銀百枚・紗綾三十卷一、

亞相家重公 上使執政安藤對馬守信友來櫻田第一、傳二

尊言一賜縮緬二十卷一、同月十八日繼豊登レ營矣、於黒

書院見三于

大樹吉宗公

亞相家重公ニ拜ニ謝之、執政松平乗邑執ニ奏之、時

公懇加ニ 尊言ニ賜ニ龍蹄二匹一、且爲ニ留守一家老島津中務

久貫附ニ從繼豊ニ登レ營、獻ニ上御太刀一腰・馬代銀一枚・

紗綾二卷一、拜ニ謁 台顔一、是因ニ先規ニ也、即日繼豊登ニ

西城一、就ニ高木主水正正陳一者發奉ニ謝レ之、

扣正文在右筆所

此度國許ニ之御暇被下置、難有仕合奉存外、然來來月中

日光 御宮 御靈屋ニ參詣仕度奉願外、其節直ニ國許ニ

罷越度外得共、此間國許ニ迎船等申遣外、遠境之儀御座

御宮 御靈屋ニ參詣之儀可爲勝手次第候、五月中國許ニ免足之儀書面之通承置候外得者、早速之間ニ合不申候付、從日光歸府以後發足可

仕と存外、左外得者、國許に發足之儀者五月中ニ可罷成  
外條、兼而御聞置被成可被下候、以上、

(朱)

「享保十五年」三月廿八日

御名

「三月廿九日左近將監様江相良弥一兵衛ニ而被差出外處、晦  
日御張紙ニ而「右之通被仰渡外」

93 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、正月十日

東叡山 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面  
之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ

享保十五年 三月廿一日

松平左近將監

乘邑判

松平上總介殿

94 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、正月廿四日増上寺 御靈屋  
御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及 上

聞外、恐々謹言、

朱力キ

享保十五年 四月三日

松平上總介殿

水野和泉守 忠之判

95 繼豊公御譜中

正文在文庫

御宮

御太刀

御馬代白銀

御佛殿

白銀

右曾祖父大隅守日光山參詣之節獻上仕外付、此度私儀及  
右之通獻上可仕外、以上、

四月七日

松平大隅守

(朱)「御張紙」

先例之通可被獻外、

96 全上

寫正文在家老座

覺寫

一當三月被下御暇外面々當秋九月中參勤之時節可被相窺

外、

一當三月參勤之面、當九月可被下御暇外間、參勤時節之事ハ來年九月中可被相窺外、

一當九月參勤之輩來年四月六日可被下御暇外、

一來春參勤之輩若當九月中參勤可被相窺外、

以上

(卷) 「享保十五年」 戊四月

97

全上

寫正文在家老座

寫

御勝手向不調ニ付、近年上ケ米被仰付、御用表被并御機嫌被 思召外、右上ケ米之儀、今年ニ及御用捨被遊度被 思召外得共、未御勝手向難相調外旨、役人共申ニ付、從來年上ケ米被遊御用捨外、依之來年より參勤交代之儀、可爲前々之通り、來年參府之面々ハ、當秋參府之時節可相伺外、其節可相達外、右之趣可申聞置之由被 仰出之外、

但半年代之面々及從來可爲如前々外、以上、

(米) 「享保十五年」 戊四月

98

繼豐公御譜中

寫正文在家老座

寫

上ケ米御免之爲御禮、在府之輩老年寄共對馬守宅ニ可被相廻外、在國在邑之輩ハ以飛札可被申越外、

但西丸ニ登 城ニ不及外、以上、

(米) 「享保十五年」 四月十五日

99

全上

寫正文在家老座

寫

今日於 御城御老中御列座、水和泉守殿席々ニ被仰渡外旨趣、猶又以御書付面々ニ可相達由和泉守殿被仰、御渡外兩通之御書付寫之、相廻外、

一上ケ米之御禮勤之儀、和泉守殿被仰渡外御書付寫之、是又相廻シ外、此等之趣被得其意、無遲滯早々順達有之、從留有馬出羽守方ニ可被相返之外、以上、

(米) 「享保十五年」 四月十五日

御名奉

松平陸奥守殿

(伊達吉村)

吉貴公御譜中

正文在文庫

伊達遠江守殿(村年)

有馬中務大輔殿(頼徳)

眞田伊豆守殿(信弘)

鍋島攝津守殿(信恒)

秋月長門守殿(備弘)

大田原飛騨守殿(秋徳)

毛利主水正殿(備就)

織田肥前守殿(長亮)

京極壹岐守殿(高運)

毛利竹之助殿(政苗)

右留守居

めて度御悦あそはしり、まことにいく千とせ萬く

年も御揃あそはし、御機嫌共よく御繁昌の御事共、

めてたき御事のミかきりあらずといわる入らせられ

外、則

太守様へも御ふいてうあそはし、一入萬く年とい

わる入らせられり、此よし宜御禮仰入られたきとの

御事に御座り、なほく何そ御ていねいニ仰られり

御事、いかほとか御よろこびニおほしめしり、何も

よろしく仰入られ被成へくり、めてかしく、

御悦と御座りて御ふみのやう則御めにかいまらせり、

まつく

總州様御機嫌よく被爲入り御事、かすくめて度おほし

めしり、たかなハにても

御前様御機嫌よくいらせられり、おなし御事ニ御め出度

さこ、御ほとにても、御ふた所様 益之助様之御機嫌よ

くいらせられ、 仰被進りことく、二月十一日ハ初め

太守様御本宅へ

姫君様被爲入、御にきくハしく御いわるあそはしり、

かすくめて度御悦に思しめしり、右之御祝義と御座り

て、御もく録の通進しられり、めてたくかしく、

享保十五年

嶋津

とみ

登さま

岡田

ひししま

隼人さま

つほね

御返事

藤え

おほしめしり、御揃あそハし御機嫌よく御繁昌の御事にて、めてたき御事のミかきりあらずといわる入らせられり御事にて思しめしり、此よしよろしく仰入られまいらせり、存分ニ申せとの御事に御座り、なをくいよく御き嫌よく入らせられり御事きかせられり、めて度御悦ハしく、何もよろしく申せとの御事ニ御さり、めてかしく、

御禮と御座りて御ふみのやう則御めにかかけまいらせり、まつく

總州様御機嫌能被爲入り御事きかせられり、數々めて度おほしめしり、たかなハにても

御前様御機嫌よくおなし御事ニ御めてたき、こゝ御ほとにて

御二所様 益之助様にも御機嫌よく入らせられりまゝ、御心やすく思召めさせられりやうニ御申上まいらせり、扱ハ 太守様御本宅へ二月十一日ニ 姫君様初る被爲入、御にきくしく御祝ひあそハしり、めて度御悦あそハし、夫ニ付その節能と御いわるあそハしりて、御使者にて御もく録の通被進りへは、御禮御細くとおほせ被進、誠に御懇入らせられり御事り、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

嶋津	とみ
登さま	岡田
ひし嶋	つほね
隼人さま	藤え
御返事	

吉貴公御譜中  
正文在文庫

御禮仰上られ御文のやう披露いたしまいらせりへは、御満そくニ思しめしり、なをいく久しく萬々年も御機嫌よくならせられ、大隅守様 御ふた所様も御はんしやう被成、めてたさのミといわる入らせられり、なにもよく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

三月十五日之御ふミ下されり、まつく

公方様

大納言様

一位様御機嫌よくならせられ、御めてたく思しめし被成りよし、扱は二月十一日  
大隅守様御本宅へ

竹姫君様はしめて入らせられニ付

公方様より 上使豊岡にて御懇さまの 上意にて

大隅守様へ御目録之通御拜領被成、外山をも被遣御念入

らせられ御事、御手まへ様にも有かたく思しめし被成

外よしにて、めてたくかしく、

朱力キ  
享保十五年

カ

松たいら

秀小路

御返事  
上総介様にて

梅園

人々御中

さくららる

103 全上

なをく何もよろしく申上まいらせ外、かしく、

三月廿八日付にて御ふミ下され外、

公方様 大納言様ますく御機けんよく御さなされ、御

めて度覺しめし外よし、しかれハ

竹姫君様より、二月廿三日御同氏大隅守様御守殿へ入ま

いらせられ御祝あそハし外節、

公方様より上使外山にて、大隅守様へ御肴御拜領なされ

外、その上御懇の 上意にて、有かたく覺しめし外との

御事、右之御禮

大納言様へ仰上られ度よし、御ふミの通よろしく披露致  
まいらせ外、めてたくかしく、

朱力キ  
享保十五年

カ

松平

上総介様

御返事

豊岡

高瀬

外山

尾のえ

104 全上

なをいく久しくめてたさのミといわる思しめし外、

何もよく申せとの御事ニ御さ外、めてたくかしく、

四月二日之御ふミ下され外、まつく

一位様御機嫌よくならせられ、御めてたく思しめし被成

外よし、さては御同性大隅守様御官位御昇進の御祝義御

目録之通

一位様より御いわる被遊、御手まへ様へ参らせられ外へ

ハ、數くかたしけなく思しめし被成外よし、御禮仰上

られ御文のやう御念入まいらせられ御事、ひろういた

しまいらせ外へは御満足ニ思しめし外、めてたくかしく、

享保十五年

松平

御返事  
上總介様にて

秀小路  
梅園  
さくらい

105 繼豐公御譜中

繼豐公御譜中  
命許野州日光山、故欲登山畢直  
還國、雖然封國迥遠不得速迎乘船、故欲自日光  
歸府之後發駕於五月中、乃上書之、聞於官家  
允容之、因同年四月二十一日發芝邸赴日光  
國老伊集院藏人久矩・平岡内匠之品、側用人町田  
八左衛門俊昌、近習役二階堂八太夫行孝・木村四郎左衛  
門時央、納戸奉行島津六十郎久命、留守居相良彌一兵衛  
長主、物頭迫水喜太夫久雄、使番官之原甚五兵衛通興・  
關山軍兵衛金麻其外騎步數輩從行矣、憩武州草加、宿  
糟壁、同二十一日休幸手、宿總之古河、同二十三日  
息野之小山、泊石橋、二十四日休三都宮、宿大  
澤、同二十五日到日光鉢石矣  
呈進卷物五・泡盛一陶於御門主、且伸達至日光之  
事及明日進殿之刻於林備後守  
山口新左衛門

學院學頭・大樂御官別當・淨土院御官守居矣、御門主亦見惠折一

合佳茗、同日因僧導豫竊拜視 宮殿佛殿斗目半袴

獻御太刀一腰于

東照宮、戴寶幣賜神酒內視畢、入遊城院坊院主有

饗應焉、翌二十六日繼豐著直垂、始詣

東照宮繼豐家臣近習役一人納戸奉行一人小納戸二人各著布衣、其外從與隨士皆著紫袍、於是家臣長主著二布

衣、持所獻之目次上、先於繼豐至陽明門、而於唐

門際授之於僧、即杜人取之備宮殿也、繼豐至石華

表爲三下乘矣、過陽明門唐門而進殿、獻御太刀一

腰・白銀三十枚于

東照宮上、拜畢戴寶幣、於同席賜神酒日光奉行同別當日代等候拜殿左

而後至本地堂矣、於石華表乘輿矣、於常行堂

法華堂際下乘矣、從臣留于茲矣、刀番止于夜叉門

矣、長主持所獻之目次於唐門上來附與之於僧、於是

繼豐詣

嚴有公廟、獻白銀二十枚日光奉行別當手牌僧官等名帳手續類進殿拜畢至仁

王門、而乘輿矣、於是至御門主館呈進御太刀一腰・

馬代金一枚申謝之、同日稟達拜禮畢發行之事於官

家也、既而發旅寓休今市宿德次良、同二十七日

憩雀宮宿小山、同二十八日息中田宿糟壁、同二

十九日休草加歸芝第一矣、即日使留守居爲使節申達歸府之事於用番執政、明日繼豐到執政各位之第一禮謝之、

全上

正文在文庫

一 四月廿一日朝五時 御發駕、御道筋増上寺御門前より通町直筋違橋御通り、夫より下谷黒門より右之下みのわ通干住大橋に御通り、御先番・又者・御荷物・諸人荷物之儀及右之通筋差越り、

但 上野黒門少先キ淺草に下ル小路辻迄打込御供、

一 御行列左之通、

一 御歸府之節及右御道筋、左に上野黒門少先キより

御發駕之節之通打込、

一 廿六日 御宮井 御佛殿御拜禮相濟、廿九日被遊 御

歸府り、

御子書  
色ノ筆書

御六右殿

御圖御座

御鏡御座

御

御

御旗箱

御刀箱

御子書  
色ノ筆書

竹

御埃箱

同

同

平柳地  
方御埃箱

御受笠

御笠笠

大御觀

同

觀御弓臺

同

尻籠

御弓臺

同

百矢箱

同

同

黒鷹  
大母衣

御半弓

同

御長刀

三拾人替

御襦籠

御時計

白麻  
對御鐘

御歩行

御手道具

白麻  
對御鐘

御歩行

御茶辨當

御調度掛

同

御本尊

御用箱

御指物拵

御鍵三柙

御巨印鐘

黒杉毛  
對御鐘

黒鷹  
對御鐘

黒杉毛  
對御鐘

黒鷹  
對御鐘

御長柄笠

對御披箱

御床机

小御披箱

御簀箱

御馬

同

沓箱

山御駕籠

御着笠

對御披箱

御桐油箱

御辨當

御提重

又者抑

又者

同

又者

又者抑

同

鍵

御供披箱

鍵

合羽駕籠

又者抑

伊地知千左衛門

寺山源右衛門

又者抑

二階堂 八犬尖

嶋津六十郎

木村四郎左衛門

替々

替々

迫水豐太夫

相良孫二兵衛

「御傳之圖計」

安

伊地知千左衛門  
打込御傳之圖計此所正

宮之原甚五兵衛

替々

伊東平左衛門

高雲順右衛門

大馬場 李平太

新納浦右衛門

今井六右衛門

二階堂林左衛門

替々

渋谷三七

小田宗積

東郷興安

本通老人  
外科老人  
替々

木村四郎左衛門

二階堂 八太夫

替々  
平岡内匠

飯沼三輪八

加納恕心

町田 八左衛門

伊集院藏人

御行列外証圖略程

御人数

御跡さへ

御醫師

本通老人  
替々  
外科老人

御右筆

替々

(※)「享安十五廿」

吉貴公御譜中  
正文在文庫  
御札令披見外、  
大納言樣益御機嫌能被成御座、二月廿四日池上本門寺御  
位牌所 御參詣之段被承之、恐悅旨尤外、紙面之趣及言  
上候、恐々謹言、  
朱力平 享保十五年 五月三日  
安藤對馬守  
信友判  
松平上總介殿

(表紙)

追 錄 舊 記 雜 錄 卷七十三	吉 貴 公	享保十五年五月
	繼 豐 公	同 十六年二月
	宗 信 公	

享保十五年 五月三日  
於鐘 肝付彈正兼伯室  
享保十五年庚戌五月五日誕生、母澁谷貫臣女、

正文在文庫  
爲端午之祝儀、帷子單物到來歡覺候、委曲松平左近將監  
可述外也、  
〔朱〕「享保十五年」五月三日  
薩摩 中將殿  
墨印(印文吉宗)

全上

嚮<sub>レ</sub>是繼豐賜<sub>レ</sub>還<sub>レ</sub>國之告<sub>一</sub>、今茲五月十三日發芝邸、國老

伊集院藏人久矩・平岡内匠之品、側用人町田八左衛門俊

昌、近習役<sub>二</sub>階八太夫行孝<sub>一</sub>、木村四郎左衛門時央等附<sub>レ</sub>從

駕<sub>一</sub>矣、經<sub>レ</sub>東海道伊勢路、同月二十七日止<sub>レ</sub>宿伏見旅亭、

同月晦日下<sub>レ</sub>河流<sub>一</sub>、入<sub>レ</sub>大坂旅亭<sub>一</sub>留滯三日、六月四日出<sub>レ</sub>

旅邸<sub>一</sub>、歷<sub>レ</sub>中山陽之兩道<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>播州坂越港<sub>一</sub>乃駕<sub>レ</sub>船、同

月十四日著<sub>レ</sub>豐前大里港<sub>一</sub>矣、自<sub>レ</sub>是取<sub>レ</sub>陸經<sub>レ</sub>小倉路<sub>一</sub>、同

月二十七日入<sub>レ</sub>領國出水假館<sub>一</sub>、七月朔日入<sub>レ</sub>薩府廳城<sub>一</sub>、

是故使<sub>レ</sub>家臣種子島太郎左衛門意時豫奉<sub>レ</sub>謝使之命<sub>一</sub>茲日

赴<sub>レ</sub>東都<sub>一</sub>、取<sub>レ</sub>路於九州・播州・東海<sub>一</sub>、八月三日著<sub>レ</sub>東武

芝邸<sub>一</sub>、同六日到<sub>レ</sub>執政松平左近將監乘邑之第<sub>一</sub>、呈<sub>レ</sub>上連

書<sub>一</sub>而勤<sub>レ</sub>使節<sub>一</sub>、且到<sub>レ</sub>執政<sub>一</sub>、若年寄各之第<sub>一</sub>勤<sub>レ</sub>使節<sub>一</sub>、同

十五日意時登<sub>レ</sub>營<sub>一</sub>、捧<sub>レ</sub>繼豐之獻物芭蕉布二十端<sub>一</sub>・三種

二荷<sub>一</sub>獻<sub>レ</sub>上之<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>白書院<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>拜<sub>レ</sub>謁<sub>一</sub>

吉宗公<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>謝<sub>レ</sub>整<sub>レ</sub>婚儀<sub>一</sub>之後始歸<sub>レ</sub>國之恩篤<sub>上</sub>、松平玄

蕃頭忠曉奏<sub>レ</sub>達之<sub>一</sub>、意時亦親自獻<sub>レ</sub>上御太刀一腰<sub>一</sub>・御馬代

白銀一枚<sub>一</sub>・紗綾二卷<sub>一</sub>、再奉<sub>レ</sub>拜<sub>レ</sub>謁<sub>一</sub>

台顏<sub>一</sub>、松平備中守正貞奏<sub>レ</sub>達之<sub>一</sub>、乃退去、直登<sub>レ</sub>西城<sub>一</sub>、

捧<sub>レ</sub>繼豐之獻物三種<sub>一</sub>・勤<sub>レ</sub>使節<sub>一</sub>、捧<sub>レ</sub>親自之獻物御太

刀<sub>一</sub>・御馬代白銀一枚<sub>一</sub>、就<sub>レ</sub>戶田越前守忠余<sub>一</sub>者獻<sub>レ</sub>上之<sub>一</sub>乃

退去、直詣<sub>レ</sub>執政<sub>一</sub>、若年寄各之第<sub>一</sub>、進<sub>レ</sub>呈御太刀一腰<sub>一</sub>・御

馬代白銀一枚<sub>一</sub>・申<sub>レ</sub>謝之<sub>一</sub>、同十九日意時登<sub>レ</sub>營<sub>一</sub>、執政乘

邑出<sub>レ</sub>席于躑躅之間<sub>一</sub>、手自附<sub>レ</sub>與所<sub>レ</sub>授<sub>レ</sub>繼豐<sub>一</sub>之奉書<sub>上</sub>、乃

拜<sub>レ</sub>賜縮緬二卷<sub>一</sub>、高木主水正正陳執<sub>レ</sub>達之<sub>一</sub>、同月二十日

徵<sub>レ</sub>意時於執政安藤對馬守信友之第<sub>上</sub>、手自附<sub>レ</sub>與所<sub>レ</sub>授<sub>レ</sub>繼

豐<sub>一</sub>之奉書<sub>上</sub>、乃退去矣、九月六日意時發<sub>レ</sub>芝邸<sub>一</sub>、取<sub>レ</sub>路於

東海<sub>一</sub>經<sub>レ</sub>西海<sub>一</sub>、十月十七日還<sub>レ</sub>薩府<sub>一</sub>復命、

112 繼豐公御譜中

正文在納戶方

御納戶奉行

公方吉宗公より 太守様

御刀一腰自宗長式尺三寸八分半  
代金式百枚 折紙有

一御三所物地赤銅斜子金三雙葵御紋彫

一御鈕二重金

一御縁赤銅斜子

一御切羽金

一御鍔赤銅磨

一御柄白鯨糸卷

一御鞘黒塗

一 御鷓目金

一 御下緒紫

一 御小刀丹波守藤原照門

一 御袋緞子、緒紫房附

右考 竹姫君様御縁組被仰出、享保十四酉六月廿一日御

登城、於御黒書院御縁組之御禮被 仰上<sub>レ</sub>處、於 御

前右御道具御拜領、御老中酒井讚岐守様より御渡被成<sub>レ</sub>り、

御刀一腰正宗長式尺貳寸八分半  
代金貳百五十枚 折紙有

一 御三所物地赤銅斜子金三雙葵御紋彫

一 御鍬二重金

一 御縁赤銅斜子

一 御切羽金

一 御鍔赤銅磨

一 御柄白鮫糸卷

一 御鞆黒塗

一 御鷓目金

一 御下緒紫

一 御小刀上野守源國常

一 御袋緞子、緒紫房附

御脇指一腰來國行長卷尺壹分  
代金百枚 折紙有

一 御二所物地赤銅斜子金三雙葵御紋彫

一 御鍬二重金

一 御柄鮫白

一 御星目釘金

一 御鞆黒塗

一 御鷓目金

一 御下緒紫

一 御小刀越前大掾源國定

一 御袋緞子、緒紫房附

右考 御入輿相濟、酉十二月十五日御登 城、於御黒書

院御禮被仰上<sub>レ</sub>處、於 御前右御大小御拜領、御老中松

平左近將監様より御渡被成<sub>レ</sub>り、

右之通被遊御拜領<sub>レ</sub>間、御讓物之内ニ格護仕、至後年紛

敷無之様、帳面ニ及可記置<sub>レ</sub>り、以上、

享保十五年戊五月

(平岡之忠)

内匠

(伊樂院久忠)

藏人

(島津久忠)

主

(島津久重)

中務

正文在文庫

有かたく思しめし被成りよし、御禮くわしく仰上られ文のやう、ひろう致まいらせりへハ、誠こゝ御念入まいらせられ御事と思しめしり、なをいく久しく萬々年までもあひかはらすと、めてたさよく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

四月廿二日之御ふミ下されり、まつく

(吉恋)  
公方様

(家運)  
大納言様御機嫌よくならせられ

(家運)  
一位様御機嫌よくならせられ、御めてたく思しめし被成

り由、扱は此たひ、御同性大隅守様へ上使にて、御國も

とへ御いとま仰出され、白銀・御巻物御拜領被成、その

上御登 城被成り得者、御懇の 上意、御馬も御拜りや

う被成

大納言様へも御めミへおほせ上られ、 上使にて御拜領

物も御座り御事、御手まへ様にも御聞被成、めてたくか

しく、

朱カキ  
享保十五年

秀小路

右

まつ平

上總介様にて

御返事  
人々御中

梅園

さくらら

114  
全上

なをく御禮仰上られ御念入まいらせられり御事、御満足さよく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

御ふミ下されり、まつく

公方様

大納言様御機嫌よくならせられ

一位様御機嫌よくならせられ、こゝろ安思しめし被成ま

いらせり、さやうニ御さり得ハ、大隅守殿御事御國もと

へ御いとまの時分ハ

大納言様より 上使にて、はしめて御まき物御拜領被成

りよし、仰越まいらせられ、御手まへさまにも忝思しめ

し被成りよし、御禮仰上られ御ふミのやう、披露致しま

いらせりへ者、御満足ニ思しめしり、御手まへさまにも、

御無事の御事ニ御座被成、めてたく思しめしり、めてた

くかしく、

朱カキ  
享保十五年

右

吉貴公御諸中  
正文在文庫

松平 秀小路  
上總介さま 御返事 梅その  
人々御中 櫻井

なをく御機嫌よくひさくにて御たいめんあそハ  
しハハんと、こなたとても、いかほとか御めてたく  
御悦被成り御事御さり、こなた御留守中かハラセラ  
れハ御事御さなく、たかなハ屋も御き嫌よくいらせ  
られハ御事御さり、益之助様(縫殿男、宗直)も、すい分御さけ  
んよく御留すあそハしハ、此よしよろしく申せとの  
御事御座ハ、めてかしく、

御ふみのやう忝思しめしハ、まつく 總州様御機嫌よ  
く被爲入、御めて度おほしめしハ、さやうに御座ハ考、  
太守様御事、御國元への御暇仰出され、萬事御しゆひよ  
く御座ハて、おなし御心御め出度忝思しめしハ、それ  
ニ付御悦仰被進、別る忝おほしめしハ、御機嫌よく御す  
るくくと、當月十三日こなた御立あそハしハ御事に御  
さハ、御道中なを御き嫌よく、め出度御着の御左右きか

全上

せられハハんと、御めてたく御まち被成り御事に御さハ、  
めてたくかしく、

朱力年  
享保十五年

ひし嶋(龜房) ひとり  
隼人さま 岡田  
しまつ(久堅) つほね  
登さま 御返事 藤え

此よしよろしく御禮御申上られハ、返く御細く  
と御禮おほせ進られ、まことに御ねん入らせられハ  
御事御座ハ、いまたあつさもつよく御さハま、  
なを御障りもあらせられハぬ様にと、おほしめし  
ハ、何も宜申上られハ、かしく、

御ふみのやう忝思しめしハ、まつく 總州様御機嫌よ  
く御座あそハしハ御事被爲聞、かすく御めて度御悦ニ  
思しめしハ、たかなハも  
御前様御機嫌よく御さあそハしハ、  
姫君様 益之助様も御き嫌よく、先月十五日ニハ  
御前様こなたへ被爲入、御たいめんあそハしハ、御にき

く敷御いわるなされりニ付

總州様へ御いわるあそハしりて、御目録の通被進りへは、御禮仰被進、ことに御もく録のことく進しられ、敷くめて度忝思しめしり、いく萬く年と御繁昌の御事にて、御めてたき御事のミかきりあらすと、祝ひ入らせられり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

とみ

嶋津 隼人さま

登 さま

御返事

つほね

117 全上

誠にく幾久しく萬々年も御機嫌よく、御めてたき御事のミといわる入らせられり、何もよく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

五月廿八日之御ふミ下されり、まつく

一位様御機嫌よく成らせられ、めてたく思しめし被成りよし、さやうニ御さりへハ、此度

房君様御事、東本願寺御門跡光養丸さまへ御縁組仰出さ

れ、敷くめて度思しめし被成りよし

一位様こもいかほとくめて度御満そくニ思しめしり、右之御しうき仰上られ、此御目録之通御あけ被成、披露致しまいらせりへハ、かすく御満そくニ思しめしり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

秀小路

梅 その

上總介様にて  
御返事 人々御中  
さくらる

118 神社佛閣調

長絹

右長絹者 常憲院綱吉公被爲召り御能御道具之内 竹姫君様へ被進置り、然處

御守殿御庭内へ、從 中將繼豊公、御看經所御造立成被進り、享保十五庚戌四月廿四日、導師貴院に被仰付、入佛供養動行終る可製袈裟旨御意之趣、大年寄岡田殿方

(盛香)

御守殿方御用人山澤十太夫に被傳之、於御看經所、十太夫御取次ヲ以拜領之、寔冥加之至、永可爲寺寶者也、仍如件、

享保十五年

戊五月廿八日

鳴津中務

久貫判

抱真院盛嚴法印

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、就酷暑之節

公方様 大納言様御機嫌被相同之外、益御安全之御儀外

間可御心易外、隨而饜節一箱被獻之外、各申談遂披露外

處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力半  
享保十五年

六月十一日

松平左近將監

乘邑判

松平上總介殿

120

全上

御札令披見外、就酷暑之節

公方様 大納言様御機嫌被相同之外、益御安全御儀外間

可御心易候、隨而饜節一箱被獻之外、遂披露外處一段之

御仕合外、恐々謹言、

朱力半  
享保十五年

六月十一日

安藤對馬守

信友判

松平上總介殿

121

継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見候、就酷暑之節

公方様 大納言様御機嫌以使者被相同之外、益御安全御

儀外間可御心易外、隨而琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・

赤貝塩辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻之外、各申談遂披露

外處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱  
「享保十五年」

六月十一日

松平左近將監

乘邑判

松平大隅守殿

122

全上

正文在文庫

御札令披見外、就酷暑之節

公方様 大納言様御機嫌以使者被相同之外、益御安全御

儀外間可御心易候、隨而琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・

赤貝塩辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻之外、遂披露外之處

一段之御仕合外、恐々謹言、

朱  
「享保十五年」

六月十一日

安藤對馬守

信友判

松平大隅守殿

正文在文庫

數く御満そくと思しめし外、誠こいく久しくあひかはらすと、いわる入らせられ外、なにもよく申せとの御事ニ御さ外、めてたくかしく、

五月四日之御ふミ下され外、まつく

公方様

大納言様御機嫌よくならせられ

一位様御機嫌よくならせられ外御事、御めて度思しめし被成りよし、とよふ中何之御障あらせられ外ハて、御機けんよくならせられ外まゝ、御心安思しめし被成りよし、土用の御機嫌御伺御座外て、此御目錄之通御あけなされ、御文のやう則ひろう致まいらせ外へハ、めてたくかしく、

朱カキ 享保十五年

松平

上總介様

御返事

人々御中

秀小路

梅その

さくらい

あ

正文在文庫

御札令披見外、水戸宰相殿逝去之段被承之、被絶言語由得其意候、依之

公方様御機嫌被相伺之外、御安全之御儀外之間、可御心易外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱カキ 享保十五年

六月十三日

松平左近將監

乗色判

松平上總介殿

125 全上

御満そくと思しめし外、何もよく申せとの御事ニ御さ外、かしく、

五月七日之御ふミ下され外、水戸宰相様事、御養生御叶被遊外ハて、去ル七日ニ御逝去被遊

一位様いかほとか御殘多思召させられ外御事ながら、御機嫌ニ御障もあらせられ外ハす外、御心易思しめし被成りへく外、右之御機嫌御伺と御座外て、御ふミのやう披露致しまいらせ外へハ、かしく、

朱カキ 享保十五年

松平

上總介様

御返事

人々御中

秀小路

梅園

あ

全上

返く御手まへ様にも有かたく思しめし由、御禮の通よろしく申上まいらせり、めてかしく、

六月七日付にて御文下されり、

公方様

大納言様御機嫌よくならせられ、御めて度覺しめしよし、扱ハ端午の御祝義、五月四日

竹姫君様御守殿へ 上使三室をもて、御同氏大隅守様へ

御もく録之通御拜領被成、そのうへ御懇の 上意忝覺し

めしりよし、御禮仰あけられ御文のやうひろう致まいらせり、めてかしく、

せり、めてかしく、

米カキ 享保十五年

松平

上總介様

御返事

御中

三室

豊岡

高瀬

外山

尾之上

さくらら

正文在文庫

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之り、遂披露候處一段之御仕合り、恐々謹言、

(米) 「享保十五年」

七月六日

酒井讚岐守

忠音判

松平左近將監

乘邑判

松平大隅守殿

全上

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之り、遂披露り處一段

之御仕合り、恐々謹言、

(米) 「享保十五年」

七月六日

安藤對馬守

信友判

松平大隅守殿

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様益御機嫌能被成御座、四月廿九日増上寺 御靈屋

御參詣之儀被承之、恐悦旨尤り、紙面之趣各申談及 上

聞り、恐々謹言、

朱カキ  
享保十五年 七月十一日  
酒井讚岐守 忠音判

松平上總介殿

130 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、五月八日東叡山 御靈前

御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及 上

聞外、恐々謹言、

朱カキ  
享保十五年 七月十八日  
酒井讚岐守 忠音判

松平上總介殿

131 繼豊公御譜中

正文在文庫

八朔御太刀進上之儀、繼目家督被仰付置外者、未御禮不被仰付内者差扣、御禮相濟外已後、いつこゝも八朔進上物之儀者可致外、尤御禮已後致進上事外得者、納太刀こ可被仰付候、地頭職被仰付外者も、右ニ準シ可然外、八朔中紙進上之者も、都ゝ其通可有之外、八朔之場ニ者、右件之譯仕付外有之外得者、至後年紛敷無之筈ニ被

思召候、

右之通被 仰出外間、帳面可仕付置外、以上、

(卷)  
「享保十五年」 七月 彦太夫

132 繼豊公御譜中

正文在文庫

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被

獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(卷)  
「享保十五年」 八月三日 松平伊豆守 信祝判

酒井讚岐守 忠音判

松平左近將監 乘邑判

松平大隅守殿

133 全上

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(卷)  
「享保十五年」 八月三日 安藤對馬守 信友判

松平大隅守殿

吉實公御譜中

正文在文庫

なをく何もよろしく申上まいらせり、かしく、

七月十八日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様益御機けんよく御座なされ、御めて度

覺しめしり由、しかれハ六月十六日土用之御尋として、

おくさまへ御もく録のとをり、御拜領被成り御事にて、

かたしけなくおほしめしりよし、御禮仰上られり御ふミ

のとをり、よろしくひろう致まいらせり、めてたくかし

く、

朱カキ  
享保十五年

右

松たいら

上總介様

御返事 人々御中

豊岡

高瀬

外山

尾のえ

全上

なをく右之御悦仰進しられり、めて度かたしけな

く思ほしめしり、

御ふミのやう、此比ハ次第ニ御涼敷なりまいらせり、ま

つゝ總州様御機嫌よく被爲入り御事、御めてたく思し

めしり、仰被進りことく 太守様ニも御道すから御機嫌

よく、御とこをりもあらせられず、七月朔日ニ御歸城

あそハしり御事、かすく御めて度おほしめしり、御ひ

さくにて御對面あそハしり、御悦あそハしり御事、お

なし御事ニ御悦ニ思しめしり、こゝ御ほと 御前様ニも

御機嫌よく 姫君様 益之助様も御機嫌よく御さあそハ

しり、此よし御申上まいらせり、めてたくかし、

朱カキ  
享保十五年 八月十一日

右

ひし嶋

津 単人さま

嶋津

登 さま

御返事

藤 え

継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様御機嫌被相伺之り、益御安全御儀り間

可御心易り、隨ち干鱈殘魚一箱被獻之り、各申談遂披露

外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔宋〕「享保十五年」八月十六日

松平左近將監  
乘邑判

松平大隅守殿

137 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御安全御儀外間  
可御心易外、隨ち干鱸殘魚一箱被獻外、遂披露外處一段  
之御仕合外、恐々謹言、

〔宋〕「享保十五年」八月十六日

安藤對馬守  
信友判

松平大隅守殿

138 吉貴公御譜中

正文在文庫

被爲入、

姫君様 益之助様にも御機嫌御さあそハし御事ニ

御さ外、なをくまことにいく萬く年も、相かハ

らす御のほり下りあそハし御事と、いわぬ入らせ

られ外、何も宜申せとの御事ニ御さ外、めてかしく、

御悦の爲おほせ被進外、世も次第に御涼しさになりまい

らせ外、

總州様弥御機嫌よく被爲入り御事、御めてたくおほしめ  
し外、

太守様も御機嫌よく御道中御つゝかなく、七月朔日ニハ  
御するくくと御着あそハし、御たかひに御ひさくにて  
御たいめん御事にて、御にきくしくいらせられ外、  
御ゆるくと御きうそくあそハし外ハんと、かすく御  
めて度おほしめし外、右之御悦仰被進御事外、此よし宜  
申上へくり外、こゝ御ほと高なハにて、  
御前様御機嫌よく、めてたくかしく、

〔宋〕「享保十五年」八月十八日

方

とみ

ひし嶋  
津 単人さま

おか田

嶋 登 さま

つほね

人、

藤 え

139 全上

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、六月九日東叡山  
〔吉宗生母〕淨圓院様 御位牌所 御参詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱力年  
享保十五年 八月十九日

松平上總介殿

松平左近將監  
乘邑判

140 繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤<sub>レ</sub>、將

又當春御暇、白銀・卷物頂戴之、其上御馬被下之、從

大納言様拜領物有之、重疊難有由得其意<sub>レ</sub>、國許到着付

而爲御禮、以種子嶋太郎左衛門(意時)如目錄被獻之<sub>レ</sub>、右之趣

遂披露<sub>レ</sub>處 御前<sub>レ</sub>被召出之、入念<sub>レ</sub>段御喜色之御事<sub>レ</sub>、

恐<sub>レ</sub>謹言、

(朱)  
「享保十五年」 八月十九日

松平伊豆守  
信祝判

酒井讚岐守  
忠音判

松平左近將監  
乘邑判

松平大隅守殿

141 全上

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤<sub>レ</sub>、將

又當春御暇、白銀・卷物頂戴之、其上御馬被下之、從

大納言様拜領物有之、重疊難有由得其意<sub>レ</sub>、國元到着付

而爲御禮、以種子嶋太郎左衛門如目錄被獻之<sub>レ</sub>、右之趣

遂披露<sub>レ</sub>處 御前<sub>レ</sub>被召出、入念<sub>レ</sub>段御喜色之御事<sub>レ</sub>、

恐<sub>レ</sub>謹言、

(朱)  
「享保十五年」 八月十九日

安藤對馬守  
信友判

松平大隅守殿

142 全上

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様益御機嫌能被成御座、六月九日東叡山

淨圓院様 御位牌所 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤<sub>レ</sub>、

紙面之趣各申談及 上聞候、恐<sub>レ</sub>謹言、

(朱)  
「享保十五年」 八月十九日

松平左近將監  
乘邑判

松平大隅守殿

頃日馬ニ疵付、又ハ口引之者共、楚忽ニ切付外事有之、不宜儀ニ付、依之向後近名又ハ外城方、自身馬を引りぬかこしまへ差越節ハ、刀指り格式の者たりといふとも、都の無刀にて可差越り、常式刀不指者ハ勿論之事り、在所者、衆中・人家來之儀、馬引り節ても刀指り義不苦り、且又かこしま中馬ニ乗罷通、又ハ何事ても對士乗打致り儀、前々方御法度之事り、弥此旨堅相守り様可申渡旨、被仰渡、

享保十五年戌八月晦日

扣正文在文庫

知行目錄

高五拾石 樋脇市比野村之内

飯野末永村之内

名寄帳在別冊

右其方事

總州様御側に及五十ヶ年首尾能相動り、依之爲御妻美自總州様、御隠居御方御高之内、右之通拜領被仰付之條、

至後年全可有收納者也、仍如件、

享保十五年庚戌九月朔日

平内匠 之品判

種彈正 久基判

伊藏人 久矩判

嶋左 久豪判

嶋大藏 久春判

山口五太夫殿 (利徳)

正文在文庫

此よし宜御申上られり、なをく段く御ひえくしくなりまいらせりま、なを御障もあらせられりハぬ様にとおほしめしり、何もよろしく申せとの御事ニ御さり、めてかしく、

御悦と御座りて御ふみのやう、時分柄次第ニ御涼しさこなりまいらせり、まつく

總州様御機嫌よく被爲入

大守様も御機嫌よく御さあそハしり御事、御めて度思し

めしり、こゝほど高輪

御前様御機嫌よく

姫君様 益之助様も御機嫌よく被爲入り御事ニ御さり、

扱は

公方様より益の御祝儀、蓮の飯・御たるさかな

大守様

姫君様へ御拜領被成

總州様にも忝思しめしりよしにて、御よろこひおほせ進

しられり、まことにいく久しく萬々年も相かへらす、

御めてたさのミ被爲聞外半と、いわる入らせられり、め

てたくかしく、

朱カキ

享保十五年 九月三日

ひし嶋

嶋津

登

さま

御返事

とみ

岡田

つほね

藤え

全上

なをく 上總介様にも替らせられり御事なふめて

度おほしめしり、何もよく申せとの御事ニ御さり、

かしく、

八月七日の御文被下り、まつく

一位様御機嫌よく成らせられりまゝ、御心易思しめし参

らせられり、さてハ此たひ

(近衛家照男尚輔)

岩君様鷹司の御家御相續あそハしり御事、御めてたく思

しめし被成りよし、右之御祝儀御もくろくの通

一位様へ御あけなされ、披露いたし参らせりへハ、かす

く御満足ニ思しめしり、誠ニ幾久しく萬々年も御は

んしやうあそハしり御事と、いはるおほしめしり、かし

く、めてかしく、

朱カキ

享保十五年

松たいら

上總介様

人々御中 御返事

秀小路

梅その

さくらい

全上

返く幾久しく相替らす御拜領被成りやうにと、い

わる入まいらせり、めてかしく、

八月十一日付にて御文下されり、

公方様

大納言様御機嫌よくならせられ、御めて度覺しめし由、

扱ハ御同氏大隅守様へ蓮飯・御樽肴御拜領被成、御懇の

御事有かたく思しめし由、御禮仰上られ御文のやう披

露致まいらせり、めてかしく、

朱カキ  
享保十五年

方

松平

上總介様

御返事 人々申給へ

三室

豊岡

高瀬

外山

尾上

148 全上

返く何もよろしく申上りへくり、めてたくかしく、

十月五日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様益御機嫌よく御座被成、御めてたく覺

しめしりよし、しかれ者重陽の御祝義として

公方様より 上使豊岡にて、御同氏大すミの守様へ、御

もく録之通御拜領なされ、かたしけなく覺しめしりよし、

大納言様へ御禮御申上被成、よろしく御ふミのやう披露

いたしまいらせり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

まつ平

上總之助様

御返事 人々申給へ

三室

豊岡

たかせ

外山

尾のへ

方

149

継豊公御譜中

正文在文庫

爲重陽之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲酒井讚岐守可

述り也、

朱「享保十五年」

九月七日



墨印〔印文「吉宗」〕

薩摩

中將殿

150 全上

爲重陽之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之り、遂披露り

處一段之御仕合り、恐々謹言、

朱

「享保十五年」

九月七日

安藤對馬守

信友判

松平大隅守殿

151 繼豊公御譜中

正文在正龍寺

廣濟寺住持職事、任先例可令執務之狀如件、

享保十五年九月十五日 中 繼豊御判

玄察西堂

152 全上

正文在伊作多寶寺

廣濟寺住持職事、任先例可令執務之狀如件、

享保十五年九月十五日 中將繼豊御判

祖田西堂

153 全上

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

者今度松平伊豆守連判之列、且又松平右京大夫老中之通

可相勤由被 仰出外段被承之、玆重旨得其意外、紙面之

趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

九月十六日

松平大隅守殿

松平左近將監  
乘邑判

154 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

者今度松平伊豆守連判之列、且亦松平右京大夫老中之通

可相勤由被 仰出外段被承之、玆重旨得其意外、紙面之

趣及言上外、恐々謹言、

(朱) 享保十五年 九月十六日 安藤對馬守 信友判

松平大隅守殿

155 繼豊公御譜中

扣正文在右筆所

山不在高有仙高於衆山水不在深有龍深乎衆水禪波乃揚

應永之古祖焔無續享保之今夫以覺照山妙谷禪寺獅山老

和尚法海棟梁碩德宏寸發揮全機大用繡口錦唇當稱邦國

宗匠妙谷久踞象駕早到玉阜雷化偏行闔山速上猊座振起

祖師法幢直開法會濟渡縑素迷路西嶺月清東嶺日朗證明

開堂北山雨行南山雲施助揚說法佛日茲照門來萬福之星  
法運時至天降五雲之慶上祈

寶祚下及家國惟幸以疏

享保十五年庚戌九月二十一日

中將源繼豐

156

繼豐公御譜中

正文在琉球國國司

爲年首之嘉儀被差渡使翰、殊目錄之表贈給之、入念外段  
令祝着外、猶期後喜之時外、恐惶不宣、

〔享保十五年〕 十月廿一日 中將繼豐御判

謹上 中山王

157

繼豐公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御安全御儀外間  
可御心易外、隨而小熬海鼠一箱被獻之外、各申談遂披露

外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔享保十五年〕 十一月六日

松平左近將監

乘邑判

158

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將  
又爲重陽御祝儀、時服并御看拜領之、難有由得其意外、  
紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

〔享保十五年〕 十一月十一日 松平左近將監 乘邑判

松平大隅守殿

松平大隅守殿

159

繼豐公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御安全御儀外間  
可御心易候、隨而小熬海鼠一箱被獻之外、遂披露外處一  
段之御仕合外、恐々謹言、

〔享保十五年〕 十一月廿一日 安藤對馬守 信友判

松平大隅守殿

160

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又爲重陽之御祝儀、時服并御肴拜領之、難有由得其意外、紙面之趣及言上外、恐々謹言、

〔享保十五年〕十一月廿一日

安藤對馬守 信友判

松平大隅守殿

161 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座

大納言様九月廿六日氷川明神に 御參詣之段被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣及言上候、恐々謹言、

〔享保十五年〕十二月六日

安藤對馬守 信友判

松平上總介殿

162 継豊公御譜中

正文在文庫

一筆令啓達外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座候之間、可御心易外、將又御鷹之鶴拜領外條、以宿次差越之外、恐々謹言、

〔享保十五年〕十二月六日

松平伊豆守 信祝判

酒井讚岐守 忠音判

松平左近將監 乘邑判

松平大隅守殿

163 全上

寫

此狀箱并鶴一、從江戸至薩摩國鹿兒嶋、松平大隅守所に相届、返札可來外間、於江戸月番之老中には急度可持參者也、

〔享保十五年〕十二月六日

〔松平信祝〕伊豆守

右宿中

164 継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座

大納言様九月廿六日氷川明神に 御参詣段被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣及言上候、恐々謹言、

(巻)  
「享保十五年」  
十二月六日  
安藤對馬守  
信友判

松平大隅守殿

165  
吉貴公御譜中

正文在文庫

誠ニ幾久しく御せい人被成、めてたさのミと思しめし外、御手まへ様ニも、なにの御障も御座被成りハて、めて度思しめし外、なにもよく申せとの御事ニ御さ外、めてたくかしく、

一位様より申せとの御事ニ御さ外、まつく一位様御機嫌よくならせられりま、御心安思しめし被成りへく外、さやうニ御座外得者、此度益之介さま御髪をき御いわる被成りよしきかせられ、かすくめて度思しめし外、御手まへ様さそ御悦被成り御事と思しめし外、扱は此御目錄通、右之めてたさ御祝遊し外て、御手まへ様へ参らせられり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

6

松平

上總介様にて

人々御中

秀小路  
梅その  
さくらゐ

166  
継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、随而蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之り、各申談遂披露り處一段之御仕合外、恐々謹言、

(巻)  
「享保十五年」  
十二月十三日

松平大隅守殿

松平伊豆守  
信祝判

167  
全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、随而蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之り、遂披露り處一段之御仕合外、恐々謹言、

(巻)  
「享保十五年」  
十二月十三日

安藤對馬守  
信友判

松平大隅守殿

168 吉貞公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様御機嫌被相同之外、益御勇健御儀外間  
可御心易候、随而鋤一箱被獻之外、遂披露候處一段之御  
仕合外、恐々謹言、

朱力半  
享保十五年 十二月十八日

安藤對馬守  
信友判

松平上總介殿

169 全上

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様御機嫌被相同之外、益御安全御儀外間  
可御心易外、随而觸一箱被獻之外、各申談遂披露外處一  
段之御仕合外、恐々謹言、

朱力半  
享保十五年 十二月十八日

松平伊豆守  
信祝判

松平上總介殿

170 繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様御機嫌被相同之外、益御安全御儀外間  
可御心易外、随而琉球袖十端并鏝節一箱被獻之外、各申  
談遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱)  
「享保十五年」 十二月十八日

松平伊豆守  
信祝判

松平大隅守殿

171 全上

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様御機嫌以使者被相同之外、益御安全御  
事外間可御心易外、随而琉球袖十端并鏝節一箱被獻之外、  
遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱)  
「享保十五年」 十二月十八日

安藤對馬守  
信友判

松平大隅守殿

172 正文在文庫

繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様益御機嫌能被成御座、十月十四日増上寺 御靈屋

御参詣之儀被承之、恐悦旨尤り、紙面之趣各申談及 上

聞り、恐く謹言、

(奉)

「享保十五年」

十二月廿二日

松平伊豆守

信祝判

松平大隅守殿

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様益御機嫌能被成御座、十月十四日増上寺 御靈屋

御参詣之儀被承之、恐悦旨尤り、紙面之趣各申談及 上

聞り、恐く謹言、

朱力\*

享保十五年

十二月廿二日

松平伊豆守

信祝判

松平上總介殿

全上

萬く年も御めてたき御事のミと、いわる入思しめし

り、なをく益之介さまも、御ちやうふに御せい

人被成、めて度思しめしり、なにもよく申せとの御

事ニ御さり、めてかしく、

十一月五日之御ふみ下されり、まつく

一位様御機嫌よくならせられ、御めて度思しめし被成り

よし、さては益之介さま御髪をき御いわる被成りニ付、

御手まへ様より御もく録之通

一位様へ御あけなされ、御文のやうすなはち披露致しま

いらせり得者、かすく御満足に思しめしり、誠に幾久

しく、めてたくかしく、

お

松たいら

御返事

秀小路

上總介様にて

梅その

人々御中

さくらら

右益之助君ハ宗信公ノ御幼名ニテ、享保十三年申六月十三日ノ御生ナレハ、享保十五年ハ御三歳ノ時ニ當レリ

全上

御文のやうひろふいたしまいらせりへ者、

十一月廿七日之御ふみ下されり、まつく

公方様

一位様御機嫌よくならせられ、御めて度思しめしまいら

せられりよし、さては 益之介さま御はしか被成り時分は、

竹姫君様まで御ふミニて 益之介さま御事

公方様より 御尋被遊、誠に御念比の御事と、御手まへ様もかたしけなく思し召被成りよし、御禮仰上られ、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年

お

松たいら

上總介様にて 御返事

人々御中

秀小路

梅園

さくらゐ

176

全上

返くいよく御はしか御かるくしく御すらく

と肥立あそハしり、御機嫌よくいらせられり御事

御さり、何もよろしく御申上参られり、かしく、

御ふみのやう忝思しめしり、弥御揃あそはし御機嫌よく、

太守様にも御機嫌よく被爲入御事、御めてたくおほしめ

しり、さやうに御座りへ者

姫君様御はしかあそハしり御事被爲聞、御懇さまの御ふみのやうにて、御といましあそハしり、ことに何よりの

御もく録の通進られ、かすく忝思しめしり、ことに御はしかの時分も、さつそく御祈禱被仰付、御禮御ふた守

御さかな進しられり、なにもく御ていねいさまの御事

共、仰つくしかたく忝思しめしり、さつそく

太守様より御使山澤小源太にて、御細くとの御口上、ことに御品々被進、忝思しめしり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十五年 十二月廿七日

お

ひし嶋

嶋津 隼人さま

登さま

御返事

とみ

おか田

つほね

藤え

177

全上

返く此よろしく御申上被成りへくり、かしく、

御ふみのやうことのほか成寒しにて御座りへ共、まつ

く御揃あそはし御機嫌よく被爲入御事、御めてたく

おほしめしり、こゝ御ほとにて御揃あそはし御機嫌よく

いらせられり、おほせ進しられりことく

御曹司様御はしか、いよく御順快にて、御すらくと御湯もめしまいらせり、先月十一日之御いわるもすませ

られり御事

姫君様いかほとか御悦こ思しめしり、右之御悦御こま  
くくと仰被進、かたしけなくおほしめしり、めてたくか  
しく、

朱力キ

享保十五年 十二月廿八日

より

ひししま

隼人さま

します

登さま

御返事

とみ

岡田

つほね

藤え

178 継豊公御譜中

正文在文庫

爲歳暮之祝儀、小袖一重到來歡覺り、委曲松平伊豆守可  
述べ也、

〔朱〕「享保十五年」

十二月廿七日

吉宗公  
墨印

薩摩

中將殿

179 全上

爲歳暮之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之外、遂披露外  
之處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔朱〕

「享保十五年」

十二月廿七日

安藤對馬守  
信友判

松平大隅守殿

180 継豊公御譜中

去載十二月六日自

大樹吉宗公、貴鷹所撃鶴一隻、副執政宿次奉書及松平  
伊豆守信祝驛路證印、於信祝第授與家臣堀萬右衛門  
貞紀賜繼豊、是以賜告歸國故從先規也、使家  
臣阿多源之丞實詮馬・税所長右衛門篤意新其外歩士・輕  
卒等警衛之上、即日發江都芝邸、日夜相繼經歴東海・  
山陽・西海之三驛、享保十六年庚戌正月四日達（マ）魔城、  
繼豊則拜戴之、即日齎繼豊之報翰及所附與驛路之證  
印、而使家臣有馬助左衛門純興新・森喜右衛門有充上  
之江都矣、島津石見久珍大身豫奉恩賚謝使之命、茲  
日登城含繼豊之命發魔府、且老君吉貴亦使家臣平  
田兵十郎正輔頭物爲謝恩使副久珍赴東都、純興有  
充等經西海・山陽・東海之三驛、先於久珍同月二十  
六日著江都、直候執政酒井讚岐守忠音之第、呈上報

翰、且復上信祝驛路之證印矣、久珍・正輔亦取驛路於西海、同月二十三日到大坂、歷東海之驛路、二月七日著江都芝邸、同月二十八日候執政用番松平左近將監乘邑・安藤對馬守信友・松平伊豆守信祝之第一、捧呈繼豐之書牘、且候執政・副執政各位之第一、呈上書牘・勤使節、平田正輔亦同候執政及副執政之第一、勤吉貴之使職、三月十五日因執政之奉書、久珍登營捧繼豐之獻物二種雙樽、於白書院拜謁

吉宗公勤謝使、高木主水正陳奏達之、是奉謝恩賚達薩府上故也、久珍亦獻上御太刀一腰・御馬代白銀一枚・紗綾二卷、再拜謁

兩公、松平備中守正貞奏達之、同日久珍登西城、捧繼豐之獻品、就仙石信濃守政房勤使節、三月十八日因執政之奉書、翌十九日久珍登營、於檜間松平信祝出席、而賜所授繼豐之奉書、乃於同席久珍拜戴紗綾三卷、松平玄蕃頭忠曉執達之、乃退去矣、同二十日久珍候安藤信友之宅、信友手自附與所授繼豐之奉書、乃退而候執政・副執政各之第一奉申謝之、久珍使節事畢、而四月五日發芝邸、經過東海之驛路、同二十三日到伏見、同二十七日下午河流著大坂、五

月三日駕船平難波港、同五日開帆、同十三日到豐之小倉、取陸於西海、同二十四日著薩府矣、翌二十日登城復命、

181

全上

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐謹言、

〔享保十六年〕

正月七日

酒井讚岐守

忠音判

松平大隅守殿

182

全上

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐謹言、

〔享保十六年〕

正月七日

安藤對馬守

信友判

松平大隅守殿

183

正文在文庫

正文在文庫

吉書

一神社佛閣修造興行事、

一可專勸農事、

一可徵納國々年貢事、

右任三箇條之旨、可有沙汰之狀如件、

享保十六年正月十一日 繼豐御判

184 全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被

獻之外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐々謹言、

(朱) 享保十六年 正月十五日

松平伊豆守 信祝判

酒井讚岐守 忠音判

松平左近將監 乘邑判

松平大隅守殿

185 繼豐公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被

獻之外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>候、恐々謹言、

(朱) 享保十六年

正月十五日

安藤對馬守 信友判

松平大隅守殿

186 吉貴公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被

獻之外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐々謹言、

(朱) 享保十六年 正月十五日

松平伊豆守 信祝判

酒井讚岐守 忠音判

松平左近將監 乘邑判

松平上總介殿

187 全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被

獻之外、遂披露<sub>レ</sub>候之處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐々謹言、

(朱) 享保十六年 正月十五日

安藤對馬守 信友判

松平上總介殿

188

吉貴公御譜中 正文在文庫

なをく御文のやう御満そくニ思しめし、何もよ  
く申せとの御事ニ御さ、めてかし、

十二月二日之御ふみ下され、まつく

一位様御機嫌よくならせられ、めてたく思しめし被成り  
よし、さてハ

竹姫君様御麻疹御順もよく、御するく御しまいあそ  
ハし御事、めて度思しめし被成り由、

一位様も敷めて度思しめし、右之段仰上られ御ふ  
ミのやう披露致しまいらせ、御満そくニ思しめし  
、めてたくかし、

朱力キ  
享保十六年

松平

上總介様にて  
御返事

梅園  
人々御中

秀小路  
梅園  
さくらゐ

カ

吉貴公御譜中  
正文在文庫

なにもよく申せとの御事ニ御座、めてたくかし、

十二月十二日之御ふみ下され、まつく

一位様御機嫌よくならせられ御めてたさ、扱は

（二橋宗尹）  
小五郎様御はしか被遊、御かるき 御やうたいニ御

同被成、御めてたく思しめし被成りよし、右之段仰上ら  
れ御文のやう、披露致しまいらせ得者、御満足ニ思しめ  
し、御かるく御しゆひ被遊

一位様も御満そくの御事ニ御さ、めてたくかし、

朱力キ  
享保十六年

松たいら

上總介様  
御返事

梅その  
人々御中

秀小路  
梅その  
さくらゐ

カ

吉貴公御譜中  
正文在文庫

なをく何もよろしく申上まいらせ、かし、

十二月十六日付にて御ふみ下され、

小五郎様御麻疹御かるく御順快にて、御酒湯までめさせ  
られ御事、御めてたく覺しめしよし、御ふミのとを  
り何もよろしく披露致まいらせ、めてたくかし、

朱力キ  
享保十六年

カ

三室

松平

上總介様  
御返事 人々申給へ

豊岡  
外山  
尾のえ

191

全上

なをく御文のやう御念入参らせられ御事におほ  
しめしり、御手まへさまも御ふしの御事、めて度  
思しめしり、何もよく御心得申せとの御事ニ御座り、  
めてたくかしく、

十二月十六日の御ふミ下されり、

小五郎様御癡疹御かろく御順快被遊、御酒湯めさせられ  
一位様かすくめて度御満そくニ思しめしり、右之御め  
てたさ仰上られ御ふミのやう、披露いたしまいらせりへ  
ハ、かすく御満そくニ思しめしり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十六年

まつ平

上總介様ニて

人々御中

秀小路

梅園

さくらみ

192

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然

老舊冬徳川右衛門督殿被執前髪り段被承之、目出度被存

由得其意り、紙面之趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

朱カキ  
享保十六年

正月十九日

酒井讚岐守

忠音判

松平上總介殿

193

全上

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然

老舊冬徳川右衛門督殿被執前髪り段被承之、目出度被存

由得其意り、紙面之趣及言上候、恐々謹言、

朱カキ  
享保十六年

正月十九日

安藤對馬守

信友判

松平上總介殿

194

継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然  
者舊冬徳川右衛門督殿被執前髪段被承之、目出度被存  
由得其意外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

(朱)

「享保十六年」

正月十九日

酒井讚岐守

忠音判

松平大隅守殿

195 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然  
者舊冬徳川右衛門督殿被執前髪段被承之、目出度被存  
由得其意外、紙面之趣及言上候、恐々謹言、

(朱)

「享保十六年」

正月十九日

安藤對馬守

信友判

松平大隅守殿

196 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

大納言様被遊御癩疹候之處、輕御様躰之段被承之、恐悦

旨尤外、猶以御機嫌被相伺之外、御快然之御事外間可御

心易外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱カキ

「享保十六年」

酒井讚岐守

忠音判

松平上總介殿

197 全上

御札令披見外、

大納言様被遊御癩疹外之處、輕御様躰之段被承之、恐悦  
旨尤外、猶以御機嫌被相伺外、御快然御儀外間、可御心  
易外、紙面趣及言上外、恐々謹言、

朱カキ

「享保十六年」

安藤對馬守

信友判

松平上總介殿

198 継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

大納言様被遊御癩疹候之處、輕御様躰之段被承之、恐悦  
旨尤候、猶以御機嫌被相伺之外、御快然之御事外間、可  
御心易外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

(朱) 〔享保十六年〕 正月廿六日

松平大隅守殿

酒井讚岐守  
忠音判

199 全上

御札令披見外、

大納言様被遊御癡疹外之處、輕御様躰之段被承之、恐悅

旨尤外、猶以御機嫌被相伺之候、御快然之御事外間、可

御心易外、紙面之趣及言上外、恐々謹言、

(朱) 〔享保十六年〕 正月廿六日

松平大隅守殿

安藤對馬守  
信友判

200 繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、尾張中納言殿逝去之段被承之、被絶言語

由得其意外、依之

公方様御機嫌被相伺外、御安全御儀外間、可御心易外、

紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

(朱) 〔享保十六年〕 正月廿七日

松平大隅守殿

酒井讚岐守  
忠音判

201 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、尾張中納言殿逝去之段被承之、被絶言語

由得其意外、依之

公方様御機嫌被相伺之外、御安全之御儀外間、可御心易

外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

(朱) 〔享保十六年〕 正月廿七日

松平上總介殿

酒井讚岐守  
忠音判

202

返々にもよろしく御申上被成りへく外、

此春の御めてたさ、いつかたもおなし御事にいわる入ら

せられ、まつく総州様御機嫌よく被爲入、春を御むか

へあそハし外、

大守様はしめさせられ、御にきくしく御いわるあそハ

し外御事、數く御めて度思しめし外、是より、此御

もく録のことく、御いわるあそハし外進しられ外、誠

にいく久しくとの御事まで御座外、こゝ御ほとにても

御揃あそはし御機嫌よく、御にきく數御いわるあそハ

し外、此よしよろしく御申上成へく外、めてたくかしく、

享保十六年朱カキ 正月廿八日  
b

ひし嶋  
隼人さま  
津  
登さま  
人々申給へ

岡田  
局  
藤え

203 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、

大納言様御癡疹被遊御快然、御酒湯被爲召候段被承、目

出度被存由得其意外、紙面之趣及言上候、恐々謹言、

享保十六年朱カキ 二月朔日  
安藤對馬守  
信友判

松平上總介殿

204 御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、

大納言様御癡疹被遊御快然、御酒湯被爲召外段被承之、

目出度被存由得其意外、紙面趣各申談及 高聞外、恐々

謹言、

享保十六年朱カキ 二月朔日  
酒井讚岐守  
忠音判

松平上總介殿

205 吉貴公御譜中

正文在文庫

ひろういたしまいらせり得考、かすく御満そくこ

思しめし外、誠にく久しく萬く年も御機嫌

よく御めてたさ仰上られ外御事と、いわる思しめし

外、なにもよく申せとの御事ニ御さ外、めてたくか

しく、

十二月廿五日之御ふミ下され外、まつく

公方様

一位様御機嫌よくならせられ、めて度思しめしまいらせ

られ外由、さてハ

大納言様御癡疹御快然あそハされ、御酒湯も召させられ

外御事、御めて度思しめし被成外よし、右之御めてたさ

仰上られ御ふミのやう、めてたくかしく、

享保十六年朱カキ

b

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをくめてたくかしく、

十二月廿五日付にて御ふみ下されり、

先々

公方様 大納言様ますく御機嫌よく成らせられ、御めて度

右衛門督様御麻疹之御快然、御酒湯までめさせられり段、御めて度覺召させられり由、御ふみのやう宜しく披露いたしまいらせり、誠に御はしか御かろく遊はし、御めてたさ祝入まいらせり、めてたくかしく、

宋カキ  
享保十六年

松平

上總介様

御返事

人々御中

三室

豊岡

外山

尾のへ

ら

松平

上總介様

御返事  
人々御中

秀小路

梅園

さくらら

吉貴公御譜中

正文在文庫

此よしよろしく御ひろう御申上被成りへく、返

くいまた餘寒もつよく御さり得者、なを御さハリもあらせられりハぬやうにと思しめしり、何もよろしく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

一筆申入まいらせり、まつく

總州様

大守様御機嫌よく被爲入御事、かすく御めてたく御嬉しく思召り、こゝ御ほと

御前様も弥御機嫌よく入らせられり、

姫君様 益之助様も御機嫌よく御さあそはされり、御心やすく思しめさせられりやうに、御申上被成りへく、扱ハ

姫君様御はしか御酒湯の御祝儀、御使者にて御もく録のことく進しられり、數々忝思しめしり、まことにいく久しくといわる入らせられり、こなたよりも右之御めてたさまで、此御もく録の通進しられり御事ニ御座り、めてたくかしく、

宋カキ

享保十六年

二月朔日

より

208

繼豐公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、

大納言様御癡疹被遊御快然、御酒湯被爲召外段被承之、

目出度被存由得其意外、紙面趣各申談及 高聞外、恐々

謹言、

〔朱〕享保十六年

二月朔日

松平大隅守殿

酒井讚岐守

忠音判

ひし嶋  
隼人さま  
嶋津  
登さま  
人、

とみ  
岡田  
つほね  
藤え

209

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、

大納言様御癡疹被遊御快然、御酒湯被爲召外段被承之、

目出度被存由得其意外、紙面趣及言上外、恐々謹言、

〔朱〕享保十六年

二月朔日

安藤對馬守

信友判

210

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

〔朱〕

竹姫君様就御入與相濟外、從琉球中山王使者恩納王子去

夏其地迄差渡、御祝儀献上外付、彼使者其表留置、献上

物品々目錄相添以使者被差上外、紙面之趣令承知外、恐

々謹言、

〔朱〕享保十六年

二月六日

松平大隅守殿

松平右京大夫

輝貞判

松平大隅守殿

211

全上

御札令披見外、如承改年之慶賀珍重外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、年始之御規式可

相濟と目出度被存旨得其意外、隨方御樽肴被獻之外、各

申談遂披露外之處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔朱〕享保十六年

二月七日

松平左近將監

乘邑判

松平大隅守殿

御札令披見外、如承改年之慶賀珍重外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、年始御規式可相

濟と目出度被存由得其意外、隨る御樽肴被獻之候、遂披

露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(卷) 「享保十五年」 二月七日

安藤對馬守 信友判

松平大隅守殿

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

老

竹姫君様就御入興相濟外、從琉球中山王使者恩納王子去

夏其地迄差渡、御祝儀獻上外付、彼使者其表留置、獻上

物品々目錄相添以使者被差上外、遂披露外處御喜色之御

事外、此旨中山王に可被相達外、恐々謹言、

(卷) 「享保十六年」 二月十二日

松平伊豆守 信祝判

酒井讚岐守 忠音判

松平左近將監 乘邑判

松平大隅守殿

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

老

竹姫君様就御入興相濟外、從琉球中山王使者恩納王子去

夏其地迄差渡、御祝儀獻上外付、彼使者其表留置、獻上

物品々目錄相添以使者被差上之外、遂披露外處御喜色之

御事外、此由中山王に可被相達外、恐々謹言、

(卷) 「享保十六年」 二月十二日

安藤對馬守 信友判

松平大隅守殿

一筆令啓達外、

竹姫君様 御入興相濟外爲御祝儀、從琉球中山王品々差

上<sub>レ</sub>、依之從

公方様中山王に如目錄被遣<sub>レ</sub>、此段可被達<sub>レ</sub>、且又彼使者恩納王子に白銀五拾枚被下<sub>レ</sub>條、可被申渡<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔卷〕「享保十六年」二月十二日

松平伊豆守  
信祝判

酒井讚岐守  
忠音判

松平左近將監  
乘邑判

松平大隅守殿

216 全上

竹姫君様御入興相濟<sub>レ</sub>爲御祝儀、

公方様より

白銀百枚

中山王に

綿百把

右之通被遣之、

公方様より

白銀五拾枚 恩納王子に

竹姫君様御入興相濟<sub>レ</sub>爲御祝儀、中山王より品々獻上仕付<sub>レ</sub>、爲使者薩州迄罷越<sub>レ</sub>故、白銀被下之、

右白銀・綿 御城に罷出於御納戸可請取<sub>レ</sub>、

217 継豊公御譜中

正文在文庫

一筆令啓達<sub>レ</sub>、

竹姫君様御入興相濟<sub>レ</sub>爲御祝儀、從琉球中山王品々差上<sub>レ</sub>、依之從

大納言様中山王に如目錄被遣之<sub>レ</sub>、右之趣可被達<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔卷〕「享保十六年」二月十二日

安藤對馬守  
信友判

松平大隅守殿

218 全上

竹姫君様御入興相濟<sub>レ</sub>爲御祝儀、

大納言様より

白銀百枚 中山王に

右之通被遣之、

右白銀 御本丸に罷出於御納戸可請取<sub>レ</sub>、

〔在口裏〕松平大隅守家來に

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又舊臈益之助髮置付る御肴拜領之、難有由得其意外、兩通紙面之趣各一覽之事外、恐々謹言、

(卷) 「享保十六年」

二月十九日

松平左近將監

乘邑判

松平大隅守殿

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又舊臈益之助髮置付る、自分并益之助御肴拜領之、難有由得其意外、兩通紙面趣及言上外、恐々謹言、

(末) 「享保十六年」

二月十九日

安藤對馬守

信友判

松平大隅守殿

返く御ていねいに仰被進、いかほとかめて度御悦あそはし、何もよろしく御申上被成りへくり、かし

御よろこひと御座りて、御ふみのやう忝思しめしり、御揃あそはし御機嫌よく被爲入、御めて度思しめしり、こゝ御ほと

御前様

姫君様 益之助様こも弥御機嫌能入らせられり、扱ハ冬

年十一日に

益之助様御髮おきの御いわる、御しゆひよくすませられり御事被爲聞、御悦に思しめしりよしにておほせ進しられ、數々御めて度忝思しめしり、いく久しく段々御めたき御事、かきりあらずといわる入らせられり、此よしよろしく御申上被成りへくり、めてたくかしく、

朱力年

享保十六年 二月廿一日

お

とみ

ひし嶋

隼人さま

嶋津

登さま

御返事

おか田

つほね

藤え

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、將又爲歳暮之御祝儀、時服并御肴拜領之、難有由得其意外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

〔享保十六年〕 二月廿六日

松平大隅守殿

松平左近將監  
乗邑判

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然老爲歳暮之御祝儀、時服并御肴拜領之、難有由得其意外、紙面之趣及言上外、恐々謹言、

〔享保十六年〕 二月廿六日

松平大隅守殿

安藤對馬守  
信友判

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、將又同氏大隅守御鷹之鶴拜領之、難有由得其意外、依之爲御禮被差越使者外、紙面趣及言上外、恐々謹言、

〔享保十六年〕 二月廿九日

松平上總介殿

安藤對馬守  
信友判

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又同氏大隅守御鷹之鶴拜領之、難有由得其意外、依之爲御禮被差越使者外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

〔享保十六年〕 二月廿九日

松平上總介殿

松平左近將監  
乗邑判

正文在文庫

返々御おもて向より御禮仰上られ外へとも、なを

又よろしく申上りへくり、めてかしく、

正月四日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様益御機嫌好御座なされ、御めてたく覺しめしりよし、しかれ者、此度宿次の御奉書にて、御鷹の齧大すみの守様御はい領なされりて、誠にかたしけなく覺しめしりよし、それに付、御禮仰上られり御ふミのやう、よろしく披露申上りへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十六年

お

まつ平

上總之介様

人々申給へ

御返事

三 室

豊 岡

外 山

おのへ

返く何もよろしく申上りへくり、めてたくかしく、  
正月四日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様益御機嫌好御座被成、御めてたく覺しめしりよし、しかれ者此度宿次の御奉書にて、御鷹の齧大すみの守様御はい領なされりて、かたしけなく覺しめ

しりよし、それに付おもて向より御使にて、御禮おうせ上られりへくりとて、なを又御ふミのやう

大納言様へよろしく披露致まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十六年

お

まつたいら

上總之介様

人々

御返事

三 室

豊 岡

外 山

尾のへ

て、  
いまた餘寒もふかく御座外へとも、まつくその御地に

返くいよく御機嫌よく、御膳なとも御本マ、なふ  
御手付られりまゝ、御返事くハしくきかせられ度お  
ほしめしり、この御地にて  
(吉貴堂) 御前様 姫君様 御曹司様(宗傳)なにの御さハリもあらせ  
られす、御機嫌よくいらせられり、何もよろしく申  
上外へく外、かしく、

吉貴公御譜中

正文在文庫

追 舊 記 雜 録 卷七十四

吉 貴 公 自 三 月  
繼 豐 公 享 保 十 六 年 至 十 二 月  
宗 信 公

(表紙)

繼豊公御譜中

正文在文庫

今度

(鳥津) 總州様御機嫌よく被爲入しや、かすくきかせられり、  
かすくおほしめしり、  
(鳥津) 太守様も御機嫌よくいらせられり、段くと御常の通  
御ひたちあそはし御事、此間の御たよりにきかせられり、  
かすく御めて度思しめしり、扱ハ二月廿五日に御たよ  
り御座外時分きかせられ外へ考、  
總州様二月初比に、少く御風の御心さまいらせられ外  
へとも、御當分の御事ゆへ、御はやく御さわくと御常  
の通に御膳なとも上らせられりとの御事にて、いかほと  
かしく御悦御めて度思しめしり、なを御機嫌の御左右き  
かせられたさ仰進しられり、めてたくかしく、  
享保十六年 三月二日  
朱力キ  
とみ  
おか田  
つほね  
藤 え  
ひし嶋(籠房)  
隼人さま  
鳴津(久置)  
登さま  
人、

(徳川秀忠)  
台徳院様百回御忌御法事御執行付ゐ、以使者御香爨被獻

之外、於増上寺奉納之事外、右之趣及言上外、恐々謹言、

(巻)  
「享保十六年」三月八日 松平伊豆守 信祝判

(鳥津維豊)  
松平大隅守殿

230 全上

御札令披見外、

(徳川吉宗)  
公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、

(中御門天皇)  
禁裏 法皇御麻疹被遊御快然、御酒湯被爲 召外段被承

之、目出度被存由得其意外、依之被差越使者外、紙面之

趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

(巻)  
「享保十六年」三月九日 松平伊豆守 信祝判

松平大隅守殿

231 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、

禁裏 法皇御麻疹被遊御快然、御酒湯被爲召外段被承之、

目出度被存由得其意外、依之被差越使者外、紙面之趣及

言上候、恐々謹言、

(巻)  
「享保十六年」三月九日 安藤對馬守 信友判

松平大隅守殿

232 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、

禁裏 法皇御麻疹被遊御快然、御酒湯被爲召外段被承之、

目出度被存由得其意外、依之被差越使者外、紙面之趣各

申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力半  
「享保十六年」三月九日 松平伊豆守 信祝判

(鳥津吉貴)  
松平上總介殿

233 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、

禁裏 法皇御麻疹被遊御快然、御酒湯被爲召候段被承之、

目出度被存由得其意外、依之被差越使者外、紙面之趣及

言上候、恐く謹言、

尾のへ

朱力年  
享保十六年 三月九日

安藤對馬守  
信友判

松平上總介殿

235  
繼豊公御譜中  
正文在文庫

御札令披見外、

吉貴公御譜中

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

正文在文庫

又以宿次奉書御鷹之鶴拜領、難有由得其意外、依之爲御

返く何もよろしく申上りへくり、めてたくかしく、

禮、以嶋津石見目錄之通被獻之外、紙面之趣令承知外、

二月十三日付にて御ふミ下されり、

恐く謹言、

(朱)  
「享保十六年」

三月十五日

松平右京大夫  
輝貞判

松平大隅守殿

公方様 大納言様益御機嫌よく御座被成、御めてたく覺

しめし外よし、しかれ老年頭の御祝義仰上られり付、

正月七日めしつかい高津事御さし上被成り所ニ、御目見

仰付られ、そのうへ御料理被下、有かたく覺しめし外よし、それに付

236  
繼豊公御譜中  
正文在文庫

御札令披見外、

大納言様へ御禮仰上られり御ふミの様、よろしく申上ま

いらせり、めてたくかしく、

朱力年  
享保十六年

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又以宿次奉書御鷹之鶴拜領之、難有由得其意外、依之爲

御禮、以嶋津石見御樽肴被獻之外、遂披露り處 御前に

まつ平 御返事

三室

上總之介様

豊岡

被召出之、入念り段御喜色之御事外、恐く謹言、

松平伊豆守

外山

(朱)  
「享保十六年」

三月十九日

信祝判

全上

松平大隅守殿

酒井讚岐守  
忠音判

松平左近將監  
乘邑判

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將  
又以宿次奉書御鷹之鶴拜領、難有由得其意外、依之爲御  
禮、以嶋津石見御樽肴被獻之外、遂披露外處

御前江被召出之、入念外段御喜色之御事外、恐々謹言、

(卷)  
「享保十六年」三月十九日

安藤對馬守  
信友判

松平大隅守殿

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、正月十日東叡山 御靈屋

御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及 上

聞候、恐々謹言、

繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、正月十日東叡山 御靈屋  
御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及 上  
聞外、恐々謹言、

(卷)  
「享保十六年」三月廿二日 松平伊豆守  
信祝判

松平大隅守殿

繼豊公御譜中

扣正文在文庫

當大隅守五代之祖

大隅守家久 初又八郎  
忠恒

部屋栖之内

一慶長三年十二月廿五日、朝鮮歸陳伏見江上着仕外節、  
從 (鹿川家康) (福) (備) 内府様御使伊奈圖書頭様を以、今度於朝鮮國大軍

朱力平  
享保十六年 三月廿二日 松平伊豆守  
信祝判

松平上總介殿

二 打勝歸朝、目出度被 思召外旨蒙 上意、白鳥并御  
樽拜領被仰付外事、年二十三

右同斷

一 同四年正月二日、於伏見登 城

内府様江御目見、朝鮮國勝利之儀付、御懇之蒙 上意

外事、

右同斷

一 同年正月五日 内府様伏見屋敷江被爲 成外事、御太

刀・御馬代金・長光之御腰物一腰拜領被 仰付外事、

右同斷

一 同年正月九日、於伏見 内府様依召、兵庫頭義弘・大

隅守登 城、朝鮮國軍功付、兵庫頭江御腰物 正宗城本一

腰、領地五萬石拜領之、大隅守江御感狀被下、初官正

四位下少將被位、長光引あて之御腰物一腰拜領被 仰付

外事、

當大隅守四代之祖

大隅守光久 初又三郎 忠元

部屋栖之内

一 寛永二年四月廿三日、於江府登 城

台徳院様 (徳川秀忠) 大猷院様江初(家光)

御目見、此時弟嶋津又八郎事及同前 (忠朝)

御目見被 仰付外、又三郎年拾歳

但兩上様江献上物爲仕善御座外得共、書留ニ相見得

不申外、

右同斷

一 同六年閏二月 大猷院様御瘡被遊外事、每度登 城

仕外事、

右同斷

一 同七年四月十八日、此方櫻田之屋敷江

大猷院様被爲 成外事、御腰物來國光一腰・御拾百・

白銀五百枚拜領、從又三郎御太刀一腰信國・御馬一疋・

御拾二十・白銀三百枚献上仕外、同月廿一日右屋敷江

台徳院様被爲 成外事、御太刀吉家一腰・御拾五十・

白銀五百枚拜領、從又三郎御太刀助平一腰・御腰物國

俊一腰・白銀二百枚献上仕外事、

右同斷

一 同八年正月九日、年頭爲御祝儀、又三郎并弟嶋津又十 (久直)

郎登 城、

公方様江御目見、其節家老嶋津下野・伊勢兵部事及 (久元)

御目見被 仰付外事、 (貞昌)

右同斷

一同年四月朔日、又三郎登 城、

大猷院様御加冠ニ元服、松平之御稱號并御諱之光之御字拜領、初ニ從四位下侍從敘任被 仰付、薩摩守と改名、

大猷院様ニ御太刀包永一腰・白銀三百枚・御時服二十ニ獻上之、

台徳院様ニ御太刀國吉一腰獻上之、此外ニ表獻上物爲仕替ハ得共、書留ニ相見得不申付、

大猷院様より御腰物守家一腰

台徳院様より御腰物左文字一腰拜領仕付、此時薩摩守

弟嶋津又十郎・同越後(金紀)

御目見、又十郎ハ式部大輔、越後ハ玄蕃頭被任、兩人(蕃)

共諸大夫被 仰付、兩人より御太刀一腰・白銀百枚・

御小袖十宛獻上仕、御盃頂戴被仰付外節、

大猷院様より式部大輔ニ御腰物國綱一腰、台徳院様

より御腰物包永一腰拜領、大猷院(機腕)より玄蕃頭ニ御腰

物長光一腰、台徳院様より御腰物元重一腰拜領被

仰付外、此時表家老嶋津下野・伊勢兵部 御目見被仰

付外事、

右同斷

一同年七月 台徳院様御不例ニ付、毎度登 城仕外事、

右同斷

一年頭其外御祝儀等之節ニ毎度登 城、献上物仕外事、

大隅守光久嫡子早世ニ、家督ハ不仕外、

薩摩守綱久 初虎壽丸 又三郎 久平

部屋栖

一寛永十八年正月十一日、於江府登 城仕、

大猷院様ニ初ニ

御目見、御太刀一腰・御馬代銀三百枚・狸ノ皮二十間

献上仕外、年十歳

右同斷

一同年八月三日 大猷院様

(徳川家譜)若君様被遊御誕生外爲御祝儀、致登 城外事、

右同斷

一同年十一月廿八日 大猷院様より 上使石川彌左衛門(實成)

様を以、御鷹之鷹二拜領被 仰付外事、

右同斷

一同十九年正月五日登 城

若君様ニ致 御目見外事、

右同斷

一同年二月九日 若君様御官參之御供仕事、

但今年六月又三郎と改名、

右同斷

一同廿年七月廿七日 若君様御移徙爲御祝儀、御肴二種・

御樽二荷以使者献上仕事、

右同斷

一同年十月廿八日

(後光明天皇)

禁裏御即位爲御祝儀 公方様 若君

様以御肴一種・御樽一荷宛以使者献上仕事、

右同斷

一同廿一年十二月廿五日 若君様御實名御定被成爲御

祝儀、白鳥一箱・御樽二荷以使者献上仕事、

右同斷

一正保二年正月十三日 若君様御袴召初爲御祝儀、御

肴一種・竊一・御樽一荷以使者献上仕事、

右同斷

一同年三月五日 龜松様御誕生被遊外爲御祝儀 公方様

若君様以、御肴二種・御樽一荷宛以使者献上仕事、

右同斷

一同年四月廿六日 若君様御官位御昇進被遊外爲御祝

儀、御太刀一腰・御馬代金壹枚ツ、

公方様 (家光) 大納言様以献上之、同日於 御城、右御祝儀

御能見物被 仰付外事、

右同斷

一同三年正月十四日

(編志)

德松様御誕生被遊外爲御祝儀

公方様 大納言様 德松様以、御肴二種・御樽一荷宛

献上仕事、

右同斷

一同年八月十三日、從 公方様梨子一籠

上使川口茂右 (宗)

衛門様を以拜領被仰付外事、

右同斷

一同年九月廿五日、三州龍宮御建立御成就ニ付、登 城

仕外事、

右同斷

一同四年十一月十三日、於王子村

公方様以犬追物備 上覽外節、御脇指光包一腰・御肴

御折二合・御樽三荷献上之、從 公方様御盃頂戴仕外

刻、御腰物國行一腰拜領被仰付外、同日御肴御折一合・

御樽二荷 大納言様以献上仕事、

右同斷

一犬追物備 上覽<sup>レ</sup>爲御禮、同月十六日登 城、公方  
様<sup>レ</sup> 御目見、御太刀一腰・猩々皮十間・白銀百枚獻  
上之仕<sup>レ</sup>事、

右同斷

一同年十二月二日、右同斷爲御禮、二之丸<sup>レ</sup>罷登 大納  
言様<sup>レ</sup> 御目見、御太刀一腰・御脇指安吉一腰・御小  
袖十・御馬代金獻上之仕<sup>レ</sup>事、

右同斷

一慶安元年二月四日、又三郎婚禮相整<sup>レ</sup>付<sup>ル</sup> 公方様<sup>レ</sup>  
御太刀一腰・御馬代金一枚・羅紗十一間、大納言様  
<sup>レ</sup> 御太刀一腰・御馬代金一枚・御小袖十獻上仕<sup>レ</sup>事、

右同斷

一同年七月三日、從 公方様上使大久保平四郎様<sup>(忠興)</sup>を以、  
御鷹之雲雀三十拜領被仰付<sup>レ</sup>事、

右同斷

一同二年四月廿五日 大納言様從日光山 還御之爲御祝

儀

公方様 大納言様<sup>レ</sup>御有二種宛獻上之仕<sup>レ</sup>事、

右同斷

一同年九月朔日、琉球中山王使者具志川王子召列、致登

城外事、

右同斷

一同三年八月五日、從 公方様上使石川彌左衛門様を以、  
御鷹之雲雀三十拜領被仰付<sup>レ</sup>事、

右同斷

一同年十月十九日 大納言様西之御丸<sup>レ</sup>被遊御移徙<sup>レ</sup>爲  
御祝儀、御太刀一腰・御馬代金一枚以使者獻上仕<sup>レ</sup>事、

右同斷

一同四年七月朔日登 城、

大納言様御代替之爲御祝儀、御太刀一腰・御馬代金一  
枚獻上仕<sup>レ</sup>事、

右同斷

一同年九月五日、御能見物被仰付、致登 城外事、

右同斷

一同年十二月廿六日登 城、

公方様御加冠<sup>(德川家綱)</sup>之<sup>ル</sup>、從四位下侍從敘任、松平之御稱號、  
御諱之綱之御字拜領、薩摩守と改名、御太刀則包一腰・

白銀三百枚・御小袖二十獻上仕<sup>レ</sup>、從 公方様御腰物

則宗一腰拜領被 仰付<sup>レ</sup>事、

右同斷

一 明曆二年十一月廿五日、從

公方様上使水野庄<sup>元通</sup>左衛門様を以、御鷹之鷹二拜領被仰付外事、

右同斷

一同三年五月十三日、從 公方様上使石川彌左衛門様を

以、御鷹之鷯拜領被仰付外事、

右同斷

一同年十二月朔日、從 公方様以上使御鷹之鷹拜領被仰

付外事、

右同斷

一 萬治元年十一月廿八日、從

公方様上使西尾<sup>殿藤氏</sup>兵衛様を以、御鷹之鷹二拜領被 仰

付外事、

右同斷

一同三年六月四日、從 公方様上使津田<sup>平左衛門正重</sup>右衛門様を以、

御鷹之梅首鷄五拜領被仰付外事、

右同斷

一同年七月、以 上使鷯拜領被 仰付外事、

右同斷

一同年十一月、以上使御鷹之鷹拜領被 仰付外事、

右同斷

一年頭其外御祝儀等之節、毎度登 城、献上物仕外事、

當大隅守祖父

薩摩守綱貴 初延久 又三郎  
修理大夫

部屋栖之内

一 萬治二年七月十一日登 城、

公方様江初而 御目見、御太刀一腰・御馬代金十兩・

御時服二十献上仕外、年十一

右同斷

一 寛文七年十二月廿五日登 城、

公方様御加冠ニ而元服、松平之御稱號、御諱之綱之御

字拜領仕、從四位下侍從被任、修理大夫と改名、御太

刀友成一腰・御馬代白銀三百枚・御時服二十献上仕、

御臺様ニ及白銀三十枚献上之仕外、從

公方様御腰物吉房一腰拜領被 仰付外事、

右同斷

一 延寶三年閏四月十一日、從

公方様上使佐々<sup>保通</sup>又兵衛様を以、御鷹之鷯拜領被 仰付

外事、

右同斷

一同年六月廿九日 上使大關勘右衛門増様を以、御鷹之雲

雀三十拜領被 仰付外事、

右同斷

一年頭其外御祝儀等每度登 城獻上物仕外事、

上總介吉貴 初忠竹 又三郎  
修理大夫 薩摩守

部屋栖之内

一貞享二年五月十四日登 城、

(旗川備吉)  
公方様初の御目見、御太刀一腰・御馬代金十兩・

御時服二十献上仕外、年十一

右同斷

一元禄二年十二月十五日登 城、

公方様御加冠ニの元服、松平之御稱號、御諱之吉之御

字拜領仕、從四位下侍從被任、修理大夫と改名、御太

刀國宗一腰・御馬代白銀三百枚・御小袖二十献上仕、

御裳様ハ表白銀三十枚致献上外、從

公方様御腰物一文字一腰拜領被仰付外事、

右同斷

一同三年十二月、以 上使大田善大夫好様、御鷹之鷹拜領

被 仰付外事、

一年頭其外御祝儀等每度登 城獻上物仕外事、

以上

亥三月

大隅守家ニの、部屋栖又老無官之内御鷹之鳥拜領之儀、

又老無官之内 御目見、諸節句御禮日登 城、部屋栖内

官位被 仰付外儀共、委細書記可差上旨 御内意承知仕、

薩州ハ申越、舊記等相糺、左之通御座外、舊記拔書別冊

差上申外、

(本)  
「右之通帳面壹冊・頭書壹通ニ調、水野壹岐守様忠に被

差出外譯ハ、此御方様御部屋栖之内御鷹之鳥御拜領、

又ハ 御目見以後御官位被 仰出御鳥御拜領之儀共、

其外段々壹岐守様御内ニの御尋有之、於御國元レしハ

へ被仰付、帳壹冊被差越外付、於爰元も致吟味、右之

通御國元より之帳面之内より書拔壹冊・頭書壹通調、

亥三月十三日、佐久間九右衛門盛を以、壹岐守様御宅村に

差出、最前之御取次石束與左衛門ニの差上外處、壹岐

守様九右衛門に御逢被成、帳并頭書致持參、御登 城

前ニの壹通り御覽被成被受取外旨、御直被仰聞外通、

九右衛門首尾申出、同十八日御使便ニ御國元ハ表申越

外、御國元ハ被差越外帳壹冊、御記錄方六拾八番之座

ニ入付、帳ニ記付納置外事、」

賀三竹姫君之婚儀一、去載中山王尚敬之使价恩納王子齋

書、持三方物ニ而來三著薩府一、故使野間孫右衛門政春廻馬

到東都上、獻三上之於柳營一、乃

大樹吉宗公賜下白銀百枚・綿百把于尚敬、白銀五十枚于恩

納王子上、

大納言家重公亦賜ニ白銀百枚于尚敬一、於是繼豐今茲享保

十六年三月二十二日、呈三上書牘於執政一奉謝三恩惠之

辱一、故授三與奉書於繼豐一、

全上

扣正文在右筆所

一筆致啓上候、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悅奉存外、然

老御入與首尾好相濟外付、琉球中山王使者恩納王子薩州

迄差渡、以繼使者今度御祝儀献上仕外處、被遂御披露、

其上從

公方様白銀百枚・綿百把、從

大納言様白銀百枚中山王に被下置之、且亦使者恩納王子  
に白銀五十枚被成下之、於私爰難有次第奉存外、此旨爲  
可申上呈飛札外、御序之刻 御前可然様御執成所仰外、  
恐惶、

（奉）「享保十六年」三月廿二日

松平左近將監様

酒井讚岐守様

松平伊豆守様

人々

243 全上

正文在琉球國國司

芳札令披閱外、御縁組被 仰出入與相整外爲祝儀、恩納

王子 被差渡、殊太刀一腰・馬一疋并目錄之通被相贈之、

入念外段欣然之至外、且亦到江府献上物首尾能相濟、如

御目錄被下候之間、難有可被奉頂戴外、恐惶不宣、

（奉）「享保十六年」三月廿五日 中將繼豐御判

謹上 中山王

244 全上

屋上上ニ及ましく申該候旨、亥四月五日江戶詰折田長兵衛・栗山英助申越候事」

正文在琉球國司

芳簡令披見外、我等官位昇進之爲祝儀、以仲里按司太刀一腰・馬代黄金十兩并別錄之通被相贈之、入念外段令祝着外、恐惶不宣、

(卷)

「享保十六年」三月廿五日 中將繼豐御判

謹上 中山王

245 全上

芳簡令披見外、益之助儀、與方猶子被 仰出外爲祝儀、被指渡北谷王子、殊更太刀一腰・馬代黄金十兩并目錄之通被相贈之、欣然之至外、恐惶不宣、

(朱)

「享保十六年」三月廿五日 中將繼豐御判

謹上 中山王

246 繼豐公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、今度台徳院様百回御忌法事、於増上寺御執行相濟、

公方様正月廿四日 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悅旨

尤外、紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

(朱)

「享保十六年」四月三日 松平左近將監 乘邑判

松平大隅守殿

247 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、今度

台徳院様百回御忌御法事、於増上寺御執行相濟

公方様正月廿四日 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悅旨

尤外、紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

(朱)

「享保十六年」四月三日 松平左近將監 乘邑判

松平上總介殿

248 全上

御美しき御品進しられ外、めてたくかたしけなくお

ほしめし外、まことにいく萬々年も御たかひニ御

機嫌よく御はんしやうの御事共、御めてたさのミか

きりあらずといわぬ入らせられ、ひとしほかたし  
けなくおほしめし、此よしよろしく御禮御申上成  
られへくり、返くめてたくかしく、

御禮之爲仰被進、世も次第長閑になりまいらせ、  
まつく

總州様

大守様御機嫌よく被爲入御事きかせられ、かすく御め  
て度うれしく思しめし、此御地こても

(吉廣等)  
御前様

姫君様 益之助様も御機嫌よくいらせられ御事に御  
さ、さては三月廿七日之御ひきやくに付、御左右きか

せられ、御めてたく御うれしくおほしめし、  
大守様へ御入與以後の御めてたさ御いわぬ進しられ御

事、かすく御めて度おほしめし、夫に付  
姫君様へ御祝儀、御もく録の通進しられ、ほか御も

くろくの通、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十六年 四月四日

ひし嶋(雷野)

隼人さま

嶋津(久重)

登さま

人々

おか田

つほね

藤え

249

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月廿七日

大納言様増上寺

台徳院様 御靈屋 御參詣之段被承之、恐悦旨尤、紙

面趣及言上、恐々謹言、

朱カキ  
享保十六年

四月七日

松平上總介殿

安藤對馬守

信友判

250

維豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月廿七日

大納言様増上寺

台徳院様 御靈屋 御參詣之段被承之、恐悦旨尤、紙

面趣及言上、恐々謹言、

朱  
「享保十六年」

四月七日

安藤對馬守

信友判

松平大隅守殿

吉貴公御譜中

正文在文庫

進しられ忝おほしめし、

御前様よりも御もく録のことく御品々進しられ、

かすくかたしけなくおほしめし、いく久しく萬

く年御たかひニ御機嫌よく御繁昌の御事にて、御

めてたき御事のミかきりあらすと、いわぬ入らせら

れ、返く右之御禮御ふいてうおほせ進しられ、

事、此よしよろしく御申上被成まいらせ、

めてかしく、

四月十三日ニハ天氣もよく

姫君様高名輪へ御するくと被爲入り付、御ふいてう

御禮仰被進たさ申せとの御事ニ御さ、まつくその御

地御揃あそはし御機嫌よく被爲入、御めて度かしく思召

り、十三日ニハ高名輪へいらせられ、

御前様御機嫌よくいらせられ、御事、御たかひニ御めて

度御たいめんあそはし、御にきくしく御いわる共にて、

いろく御ちそうさまにて、御めつらしき海山御覽あそ

はし、御ゆるくと被爲入、夜ふけてこなたへ御歸り

あそはし御事ニ御さ、櫻田よりも御取もちニ被爲入、

ひとしほ御にきくしく御慰あそはし、いかほとか忝思  
しめし、その御時分ニハ

總州様よりも御もく録のことく、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十六年 四月十五日

とみ

岡田

つほね

藤え

252 継豊公御譜中

今茲享保十六年四月十五日未刻、自江府麴町一失火、風

強市廓忽爲大火、鳥居丹波守忠利・井伊掃部頭直惟・

松平安藝守吉長・松平筑前守吉里各之第宅罹災、餘焰延

而將及吾櫻田亭、家臣堀萬右衛門貞紀・相良彌一兵衛

長主其外在府士庶奮力大防之、故暫雖免災、餘災飛越

移、燒鍋島丹後守吉茂・阿部伊勢守正襲之第、自吾亭

之後、餘焰既移而及櫻田亭、遂不能免池魚、僅府藏

二幸免耳、茲日虎御門・幸御門及愛宕下諸侯伯之第宅大

半逢災、且松平陸奥守吉村・松平肥後守正容之宅亦罹

災矣、翌十六日御曲輪中火然速及鎮火一矣、繼豊在國

聞<sub>レ</sub>之、故呈<sub>ニ</sub>上書於執政<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>窺<sub>ニ</sub>幕府之安否<sub>一</sub>、因賜<sub>ニ</sub>奉書於繼豐<sub>一</sub>、

253 吉貴公御譜中

正文在文庫

返<sub>レ</sub>次<sub>ニ</sub>夏めきまいらせり、なを御機嫌よくいらせられり半にとおほしめしり、宜申せとの御事<sub>ニ</sub>御さり、めてかしく、

三月廿五日の御日付にて御文のやう忝思しめしり、まつ

總州様

大守様御機嫌よく被爲入御事、御めて度思召り、此御地<sub>ニ</sub>ても、

御前様

姫君様 益之助様にも御機嫌よくいらせられり御事<sub>ニ</sub>御さり、扱<sub>ハ</sub>矢野清右衛門御使に進しられ時分、御やうし<sub>ニ</sub>さし一はこ被進りて、御禮おほせ進しられ、まことに御ていねいの御事<sub>ニ</sub>おほしめしり、此よし宜申せとの御事<sub>ニ</sub>御さり、めてたくかしく、

朱カキ 享保十六年

四月十八日

6

ひし嶋 鳴津

隼人さま 登さま

御返事

とみ おか田 つほね 藤え

254

吉貴公御譜中

嚮<sub>レ</sub>是賀<sub>レ</sub>整<sub>ニ</sub>繼豐之婚儀<sub>一</sub>、中山王尚敬之使价恩納王子齋<sub>ニ</sub>書來<sub>ニ</sub>着薩府<sub>一</sub>、因使<sub>下</sub>野間孫右衛門政春獻<sub>ニ</sub>之於東武之柳營<sub>上</sub>、乃

大樹吉宗公

儲君家重公賜<sub>ニ</sub>品物於尚敬及恩納王子<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>是吉貴進<sub>ニ</sub>呈書牘於執政<sub>ニ</sub>奉<sub>ニ</sub>謝<sub>一</sub>之、委見<sub>下</sub>于左<sub>一</sub>、

255

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然<sub>レ</sub>者

竹姫君様御入興首尾能相濟り付ぬ、從琉球中山王薩州迄以使者御祝儀獻上之<sub>レ</sub>外處遂披露、從

公方様 大納言様中山王に御目錄之通被下之、且又使者

恩納王子白銀被成下之、重疊難有由得其意、紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

朱力半  
享保十六年 四月廿八日

松平左近將監  
乘邑判

松平上總介殿

256  
全御譜中

正文在文庫

御札令披見、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤、然

者

竹姫君様御入興首尾好相濟付、從琉球中山王薩州迄

以使者御祝儀獻上之外處遂披露、從

公方様 大納言様中山王に御目錄之通被下之、且亦使者

恩納王子白銀被成下、重疊難有由得其意、紙面之趣及

言上候、恐々謹言、

朱力半  
享保十六年 四月廿九日

安藤對馬守  
信友判

松平上總介殿

257  
繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤、然

者

竹姫君様御入興爲御祝儀、從琉球中山王薩州迄差渡付使

者恩納王子に、白銀被下置之段被申渡付處頂戴之、難有

奉存由、其方迄御禮申上付旨得其意候、紙面之趣各一覽

之事、恐々謹言、

悉

「享保十六年」 四月廿八日

松平左近將監  
乘邑判

松平大隅守殿

258

全上

御札令披見、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤、然

者

竹姫君様御入興首尾能相濟付、從琉球中山王薩州迄

以使者御祝儀獻上之外處遂披露、從

公方様 大納言様中山王に御目錄之通被下之、且又使者

恩納王子白銀被成下之、於其方難有由得其意、紙面之

趣各申談及 上聞、恐々謹言、

(朱) 「享保十六年」 四月廿八日 松平左近將監 乘邑判

松平大隅守殿

259 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、然

者 竹姫君様御入輿首尾好相濟外付、從琉球中山王薩

州迄以使者御祝儀獻上之外處遂披露、從

公方様 大納言様中山王口御目錄之通被下之、且亦使者

恩納王子白銀被成下、於其方難有由得其意外、紙面之趣

及言上外、恐、謹言、

(朱) 「享保十六年」 四月廿九日 安藤對馬守 信友判

松平大隅守殿

260 繼豐公御譜中

正文在文庫

爲端午之祝儀、帷子單物到來歡覺候、委曲松平左近將監

可述外也、

(朱) 「享保十六年」 五月三日



薩摩 中將殿

261 全上

爲端午之御祝儀、以使者御帷子單物被獻之外、遂披露外

之處一段之御仕合外、恐、謹言、

(朱) 「享保十六年」 五月三日 安藤對馬守 信友判

松平大隅守殿

262 繼豐公御譜中

正文在右筆所

一筆致啓上候、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度奉存外、

然者去月十五日、其御地火事出來、家屋數多燒失仕外得

共、御城別條無御座外旨承知仕、恐悦奉存外、右爲可

申上呈愚札候、恐惶、

(朱) 「享保十六年」 五月十一日

松平左近將監様

酒井讚岐守様

全上

松平伊豆守様 人々

安藤對馬守様 人々

松平右京大夫様 人々

一筆致啓上候、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度奉存外、

然者去月十六日之夜御曲輪之内火事出來仕外得共、早速

鎮 御城内別條無御座外段承知仕、恐悅奉存外、右爲可

申上呈飛札候、恐惶、

(巻) 「享保十六年」

五月十一日

松平左近將監様

酒井讚岐守様

松平伊豆守様 人々

安藤對馬守様 人々

松平右京大夫様 人々

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得

其意外、然者四月十五日當地火事出來、翌十六日御曲輪

之内雖出火外、早速鎮 御城内別條無之段被承之、恐悅

旨尤外、兩通紙面之趣及言上外、恐々謹言、

享保十六年

六月十五日

安藤對馬守

信友判

松平上總介殿

繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得

其意外、然者四月十五日當地火事出來、翌十六日御曲輪

之内雖出火外、早速鎮 御城内別條無之段被承之、恐悅

旨尤外、兩通紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

(巻) 「享保十六年」

六月十五日

松平伊豆守

信祝判

松平大隅守殿

全上

御札令披見外、就酷暑之節、  
全上

松平上總介殿

吉貴公御譜中  
正文在文庫

御札令披見外、就酷暑之節、  
公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御安全御儀外間  
可御心易外、隨而鏗節一箱被獻之外、各申談遂披露外處  
一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力字  
享保十六年  
六月廿三日

松平伊豆守  
信祝判

繼豊公御譜中  
正文在文庫

御札令披見外、就酷暑之節、  
公方様 大納言様御機嫌以使者被相伺之外、益御安全之  
御儀外間可御心易外、隨而琉球布一箱并砂糖漬天門冬一  
器・赤且塩辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻之外、各申談遂  
披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱  
「享保十六年」  
六月廿三日

松平伊豆守  
信祝判

松平大隅守殿

御札令披見外、就酷暑之節、  
公方様 大納言様御機嫌以使者被相伺外、益御安全御儀

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得  
其意外、然者四月十五日當地火事出來、翌十六日御曲輪  
内雖出火外、早速鎮

御城内別條無之段被承之、恐悅旨尤外、兩通紙面趣及言  
上候、恐々謹言、

朱  
「享保十六年」  
六月十五日

松平大隅守殿

安藤對馬守  
信友判

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御勇健御事外間  
可御心易候、隨而鏗節一箱被獻之外、遂披露外處一段之  
御仕合外、恐々謹言、

朱力字  
享保十六年  
六月廿三日

松平上總介殿

安藤對馬守  
信友判

外間可御心易外、隨<sub>レ</sub>琉球布一箱并砂糖漬天門冬一壺・赤貝塩辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻之外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合外、恐<sub>レ</sub>謹言、

(卷)「享保十六年」六月廿三日

安藤對馬守 信友判

松平大隅守殿

271 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、四月廿日

公方様東叡山 御靈前 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱カキ 享保十六年 七月朔日

松平伊豆守 信祝判

松平上總介殿

272 継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、四月廿日

公方様東叡山 御靈前 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐<sub>レ</sub>謹言、

(卷)「享保十六年」七月朔日

松平伊豆守 信祝判

松平大隅守殿

273 全上

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合外、恐<sub>レ</sub>謹言、

(卷)「享保十六年」七月六日

松平伊豆守 信祝判

酒井讚岐守 忠音判

松平左近將監 乘邑判

松平大隅守殿

274 継豊公御譜中

正文在文庫

尊書拜見仕候、然者御領國薩摩國之内加世田と申所之沖<sub>レ</sub>、先月廿九日來朝東京出唐船壹艘、人數四拾三人乗組漂來碇卸外付、番船等堅御附被置外、日和次第警固被相

276

繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、四月晦日

275

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、四月晦日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力字 享保十六年

七月十一日

松平左近將監

乘邑判

松平上總介殿

277

全上

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之外、遂披露候處一段之御仕合外、恐々謹言、

(卷) 「享保十六年」 七月十一日

松平大隅守殿

安藤對馬守

信友判

278

繼豊公御譜中

正文在壽國寺

一 鐵牛禪師手書之頌 一軸

一同 語錄内外全集 十九册

右鐵牛禪師老

(綱貫)

大女院様依爲御歸依僧、右頌及語錄被成御受納之處、

(鹿兒島)

今般就壽國寺御再興被納置之條、永可爲寺寶者也、仍

如件、

享保十六年七月十一日

平内匠之品判

種彈正久基判

伊藏人久矩判

鳴津久豪判

鳴津大藏久春判

壽國寺

279 継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

老爲端午之御祝儀、時服并御肴拜領之、難有由得其意外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

〔巻〕 享保十六年 七月十三日

松平大隅守殿

松平左近將監

乗邑判

280 御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將亦爲端午之御祝儀、時服并御肴拜領之、難有由得其意外、紙面之趣及言上候、恐々謹言、

〔巻〕 享保十六年 七月十三日 安藤對馬守 信友判

松平大隅守殿

— 重年公

— 女子

於鐘 肝付彈正兼伯室

— 女子

於鐵 島津市太夫久隆室

享保十六年辛亥七月十五日誕生、母澁谷貫臣女、

282 吉貴公御譜中

正文在文庫

返々くいく久しく萬々年も相かからすと、御めて

度御ほしめし外、此よしよろしく御申上被成まいら

せられ外へく外、かしく、

御悦と御座外て御文のやうかたしけなくおほしめし外、

ことのはか残暑つよく御さ外へ共、まつく御揃あそは

し御機嫌よく被爲入御事、かすく御めてたくおほしめし、此御地にても御揃あそハし御機嫌よく御さあそハし、扱は端午の御しうき

公方様 大納言様より

姫君様御はいりやう被成、

公方様より大守様へ御もく録の通御はいりやうあそハし外ニ付、御めて度忝思しめしりとの御事にて、御よろこひ御細く仰被進、まことに御ていねいの御事と思しめしり、めてたくかしく、

朱力年  
享保十六年

ひししま

嶋 隼人さま

登津 さま

御返事

とみ

岡田

つほね

藤え

6

283 全御譜中

享保十六年辛亥夏、伏見一品中務邦長親王之令愛比宮君、以レ譜ニ

大納言家重公之好逮一、故

將軍家延レ聘敦レ遺馳ニ迎於京師ニ、護レ送婚輿ニ來レ著東都ニ、

六月十八日以三元老安藤對馬守信友ニ納レ聘儀一、十二月十五日整レ婚禮一、乃依レ執政之令一、翌十六日吉貴奉レ賀レ婚儀一、獻ニ鯛一箱・昆布一箱・樽代五百匹于

大樹吉宗公一、家臣阿多六郎兵衛俊滿勤ニ使職一、獻ニ同品于

儲君家重公一、家臣肥後藤之丞盛香勤ニ使職一、獻ニ鯛一箱・樽代五百匹于 御簾中一、家臣堀萬右衛門貞俊勤ニ使職一、翌年正月十三日賀使野村勤兵衛良昌發ニ薩府一、二月十八日到ニ江都一、同二十五日候ニ執政館一、勤ニ吉貴之使職一、

284 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然

者

姫宮様兼お被 仰合奉有之付、

大納言様は 御入輿之儀御弘被 仰出り段被承之、目出度被存由得其意り、紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹

言、

朱力年  
享保十六年 七月廿八日

松平左近將監  
乗邑判

285 全上

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然

者

姫宮様兼而被仰合及有之付、

大納言様ね 御入輿之儀御弘被 仰出り段被承、目出度

被存由得其意り、紙面之趣及言上候、恐々謹言、

朱カキ

享保十六年 七月廿八日

安藤對馬守

信友判

松平上總介殿

286 全上

誠に幾久しく萬々年御めてたさのミといわる入ら

せられ、何もよく申せとの御事に御さり、めてたく

かしく、

六月廿一日之御ふみ下されり、まつく

公方様

大納言様御機嫌よくならせられ、

一位様御機嫌よく成らせられり御事、御めてたく思しめ

し被成り由、扱は五月十八日、

大納言様へ

姫宮様御入輿の御ひろめ仰出させられり御事、御めて度

思しめし被成りよし、御しうき仰上られ御ふみのやう、

ひろういたし参らせり得者、めて度御満そくと思しめし

り、めてたくかしく、

朱カキ

享保十六年

松たいら

上總介様にて

御返事  
人々御中

秀小路

さくらい

山科

287 吉貴公御譜中

正文在文庫

なをくまことに幾久しく萬々年もと、御めてたさ

よく申せとの御事ニ御さり、かしく、

七月朔日の御日付にて御ふみ被下、ひろういたしまいら

せり、まつく

公方様

大納言様

一位様御機けんよくならせられり御事、めて度思しめし

被成りよし、扱ハ五月廿六日

竹姫君様御守殿へおくさま御参り遊ハしり所、上聞  
達し、

公方様より 上使外山にておくさまへ御目録の通被遣、  
一位様よりも御目録の通まいらせられりへハ、御禮被仰  
上御満そくに思しめしり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十六年

まつ平

御返事

上總之介さま

人々御中

秀小路

櫻井

山しな

288

懸豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然

者

姫宮様兼る被 仰合及有之付、

大納言様に 御入興之儀御弘被 仰出り段被承之、目出

度被存由得其意り、依之被差越使者り、紙面之趣各申談

及 上聞り、恐く謹言、

(朱)  
「享保十六年」

七月廿八日

松平左近將監

乘邑判

松平大隅守殿

289

全上

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然

者

姫宮様兼る被 仰合及有之付、

大納言様に御入興之儀御弘被 仰出り段被承之、目出度

被存由得其意り、依之被差越使者候、紙面之趣及言上り、

恐く謹言、

(朱)  
「享保十六年」

七月廿八日

安藤對馬守

信友判

松平大隅守殿

290

全上

御ねん入まいらせられり御事ニ思しめしり、なを幾

ひさしく萬々年御めてたさのミといわる入、なに

もよく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

六月十八日の御ふみくたされり、まつく

公方様

一位様御機嫌よくならせられ、御めてたく思しめし被成  
りよし、さやうニ御座り得者

姫宮様御道中御機嫌よく、五月七日御當地へ御着遊しり  
御事、御めてたく思しめし參らせられり由、右之段仰上  
られ御ふみのやう、ひろう致まいらせりへハ、めてたく  
御満そくさ、めてたくかしく、

(巻)  
「享保十六年」

松たいら

大隅守様

御返事  
人々御中

秀小路

櫻井

山科

291

全上

なを幾ひさしく御はんしやう被遊り御事にて、いわ  
ゐ入思しめしり、何もよく申せとの御事に御さり、  
めてたくかしく、

六月廿一日之御ふみ下されり、まつく

公方様

大納言様御機嫌よくならせられ、

一位様も御機嫌よくならせられり御事、御めて度思し

めし參らせられりよし、さやうニ御座りへハ、五月十八  
日には、

大納言様へ

姫宮様御入輿の御ひろめ仰出させられ、かすく御めて  
度思しめし被成りよし、右の御祝義仰上られ御ふみのや  
う、ひろう致參らせり得者、御念入まいらせられり御事、  
めて度御満そく思召り、めて度かしく、

(巻)  
「享保十六年」

松たいら

大隅守様

御返事  
人々御中

秀小路

櫻井

山科

292

継豊公御譜中

正文在文庫

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被  
獻之り、遂披露り處一段之御仕合候、恐々謹言、

(巻)

「享保十六年」

八月三日

松平伊豆守

信祝判

酒井讚岐守

忠音判

松平左近將監

乘邑判

松平大隅守殿

全上

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被  
獻之、遂披露外處一段之御仕合、恐々謹言、

(朱) 一享保十六年

八月三日

安藤對馬守  
信友判

松平大隅守殿

294 継豊公御譜中

扣正文在右筆所

今度從

大納言様 姫宮様口御結納被進候旨承知仕、御祝儀以使

(朱) 一公方様 大納言様二種一荷宛  
者申上外得共、奥方御入與被 仰出外付外、

姫宮様二種五百疋

公方様 大納言様 姫宮様口御祝物献上仕度奉存外、

右之通可被差上候

姫宮様にも御機嫌を及不奉伺儀御座外得共、格別之御  
事候得者 姫宮様にも御祝儀献上物仕度奉願外、宜御差

圖被成可被下外、以上、

(朱)

一享保十六年

八月十三日

御名

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、六月九日

公方様東叡山

淨圓院様

御位牌所 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、  
紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

(朱)

一享保十六年

八月廿五日

酒井讚岐守  
忠音判

松平上總介殿

296 継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、六月九日

公方様東叡山

淨圓院様

御位牌所 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、  
紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

(朱)

一享保十六年

八月廿五日

酒井讚岐守  
忠音判

松平大隅守殿

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様御機嫌被相伺之、益御安全御儀、間可御心易、随、干鱈殘魚一箱被獻之、各申談、遂披露外處一段之御仕合、恐、謹言、

〔享保十六年〕

八月廿六日

酒井讚岐守

忠音判

松平大隅守殿

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様御機嫌被相伺之、益御安全御事、間可御心易、随、干鱈殘魚一箱被獻之、遂披露外處一段之御仕合、恐、謹言、

〔享保十六年〕

八月廿七日

安藤對馬守

信友判

松平大隅守殿

吉貴公御譜中

正文在文庫

返、何もよろしく申上、へくり、めてたくかしく、

八月三日付にて御ふミ下され、

公方様 大納言様益御機嫌好御座なされ、御めてたく覺

しめし、よし、しかれ、六月廿八日、土用御たつねとして、をくさまへ御もく録之通御はい領なされ、かたしけなく覺しめし、よし、それ、付御禮仰上られ御ふミのやう、よろしく披露いたしまいらせ、めてたくかしく、

〔享保十六年〕

方

豊岡

まつ平 上總之介様

外山 人、申給へ 御返事 やしま

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌被成御座、恐、悦旨、尤候、然、者、今度、從、大納言様 姫宮様、御結納被進、段、被承、之、目、出度、被存、由、得、其、意、外、紙、面、之、趣、各、申、談、及、上、聞、外、恐、謹言、

〔享保十六年〕

九月朔日

酒井讚岐守

忠音判

松平上總介殿

301

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、然

者今度從

大納言様 姫宮様へ御結納被進之段被承之、目出度被

存由得其意外、紙面之趣及言上外、恐々謹言、

享保十六年

九月朔日

安藤對馬守

信友判

松平上總介殿

302

繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

者今度從

大納言様 姫宮様へ御結納被進段被承之、目出度被存

由得其意外、依之被差越使者外、紙面之趣各申談及上

聞外、恐々謹言、

(卷)

「享保十六年」

九月朔日

酒井讚岐守

忠音判

松平大隅守殿

303

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、然

者今度從

大納言様 姫宮様へ御結納被進段被承之、目出度被存

由得其意外、依之被差越使者候、紙面之趣及言上外、恐

々謹言、

(卷)

「享保十六年」

九月朔日

安藤對馬守

信友判

松平大隅守殿

304

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又參勤時分之儀以使者被相同之外、及

上聞外處、來年四月中可致參府由被 仰出外條、可被存

其趣外、恐々謹言、

(卷)

「享保十六年」

九月五日

酒井讚岐守

忠音判

松平左近將監

乘邑判

松平大隅守殿

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

亦參勤時分之儀以使者被相伺外、紙面之令承知外、恐、

謹言、

(卷)「享保十六年」

九月六日

松平右京大夫  
輝貞判

松平大隅守殿

述外也、

(卷)「享保十六年」

九月七日

吉宗公  
墨印

薩摩

中將殿

全上

爲重陽之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之外、遂披露外

處一段之御仕合候、恐、謹言、

(卷)「享保十六年」

九月七日

安藤對馬守  
信友判

松平大隅守殿

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又參勤時分之儀以使者被相伺之外、紙面之趣令承知外、

恐、謹言、

(卷)「享保十六年」

九月六日

安藤對馬守  
信友判

松平大隅守殿

継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

者御入興之爲御祝儀、琉球中山王使者薩州迄差越、以繼

使者御祝儀獻上之處披露相濟、其上中山王に拜領物有之、

使者恩納王子に奉白銀被下置之、中山王難有奉存由承届

外、依之爲御禮、今般以使者屋宜親方薩州迄書翰差越外、

継豊公御譜中

正文在文庫

爲重陽之祝儀、小袖一重到來歡覺外、委曲酒井讚岐守可

御札令披見外、  
全上

國許留置之、以使者右書翰被越之到來外、紙面之趣令承知外、則返翰遣外條可被達外、恐々謹言、  
〔悉〕  
「享保十六年」  
九月十六日  
松平大隅守殿  
松平伊豆守  
信祝判

全上

御札令披見外、  
公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然  
考 御入輿之爲御祝儀、琉球中山王使者薩州迄差越之、  
以繼使者御祝儀獻上之處遂披露、其上中山王に拜領物有  
之、使者恩納王子に及白銀被下置之、中山王難有奉存由  
承届外、依之爲御禮、今般以使者屋宜親方薩州迄書翰差  
越外、國許留置之、以使者右書翰被越之到來外、紙面之  
趣各一覽之事外、則返翰遣外條可被相達外、恐々謹言、  
〔悉〕  
「享保十六年」  
九月十六日  
松平大隅守殿  
松平右京大夫  
輝貞判

継豊公御譜中  
扣正文在右筆所

當四月十五日其御地大火之節、櫻田屋敷致類焼外、場所  
柄に御座外間、早速作事可申付儀外得共、近來物入多不  
手廻に付、難及所存外、尤長々打捨置外筋に考無御座  
外得共、連々二作事仕に可有御座外、當分見苦敷無之  
様圍等申付之、少々家來差置外、小屋考取繕申事御座外、  
參勤御暇之上使、芝屋敷に請外様仕度外、此等之趣兼  
而御老中に被仰達置可被下候、頼入存外、以上、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然  
考 御入輿之爲御祝儀、琉球中山王使者薩州迄差越之、  
以繼使者御祝儀獻上之處遂披露、其上中山王に拜領物有  
之、使者恩納王子に及白銀被下置、中山王難有奉存由承  
届外、依之爲御禮、今般以使者屋宜親方薩州迄書翰差越  
外、國許留置之、以使者右書翰被越之到來外、紙面之趣  
令承知外、則返翰遣外條可被相達候、恐々謹言、  
〔悉〕  
「享保十六年」  
九月十八日  
安藤對馬守  
信友判  
松平大隅守殿

〔享保十六年〕

九月廿一日

松平大隅守

小野次郎右衛門様

313

〔朱〕

「當四月十五日其御地大火之節、櫻田屋敷致類焼け、場所柄ニ御座け間、早速作事可申付儀け得共、近來物入多不手廻付、難及所存け、尤當分見苦敷無之様、外圍等者可申付置之け、家作出來仕迄者、參勤御暇之上使、芝屋敷ニ請け様仕度け、此等之趣兼の御老中け被仰達置可被下け、頼入存け、以上、

九月廿一日

御名

小野次郎右衛門様

〔朱〕

「右去方様思召寄御直之御案文ニ而け、次郎右衛門様を以松平左近將監様江被差出け處ニ、思召寄有之、朱書之通相直り、江戸調ニ被差出け、」

314

全御譜中

正文在琉球國司

爲年首之嘉儀被差渡使簡、殊目錄之表贈給之、入念け段令祝着け、猶期後喜之時け、恐惶不宣、

〔朱〕

「享保十六年」

九月廿六日

中將繼豐御判

315

謹上 中山王

全上

芳墨令披見け、去歲御鷹之鶴拜領け爲祝儀、被差渡上間親方、殊太刀一腰・馬一疋并目錄之通被相贈之、入念け段欣然之至け、恐惶不宣、

〔朱〕

「享保十六年」

九月廿六日

中將繼豐御判

謹上 中山王

316

吉貴公御譜中

嚮レ是吉貴因ニ病痾ニ賜レ告自レ還レ國後、訟而數雖レ加ニ療養、不能ニ敢爲ニ朝覲之禮、每時發ニ眩暈、尚未レ愈、希得ニ驗快之節、乃當レ窺ニ參府一也、以故繼豐馳ニ使翰於江都、稟之官府允ニ容之、事詳ニ于繼豐之譜中、

317

全御譜中

扣正文在右筆所

一筆致啓上候、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悅奉存け、將又同氏上總介事病氣付、參府難仕之段毎度以使札申上置

外處、御用捨被下、緩々遂保養難有仕合奉存外、病氣全快仕外者參府奉願、御目見申上度所存御座外處、今以氣分同篇ニ有、其上度々眩暈差發、步行等々難儀仕外、唯今之様子ニ有者、參府可仕躰ニ無御座外、可罷成儀御座外者、此上得と致養生、病氣全快之節參府相伺外様仕度奉存外、依之以使者申上候、恐惶、

朱印  
享保十六年 九月廿八日

松平左近將監様

酒井讚岐守様

松平伊豆守様

安藤對馬守様

松平右京太夫様

以使申上外間如斯御座外

繼豊公御譜中

正文在文庫

從

大納言様 姫宮様は御結納之爲御祝儀、如目錄被獻之外、各申談遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔朱〕  
「享保十六年」

九月廿八日

松平伊豆守

信祝判

松平大隅守殿

全上

大納言様 姫宮様は御結納相濟外爲御祝儀、御樽肴被獻之外、遂披露外處一段之御仕合候、恐々謹言、

〔朱〕  
「享保十六年」

九月廿八日

安藤對馬守

信友判

松平大隅守殿

全上

扣正文在右筆所

一筆致啓上候、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦奉存外、將

又同氏上總介事病氣付、參府難仕之段毎度以使札申上外

處、御用捨被下、緩々遂保養難有仕合奉存外、病氣全快

仕外者參府奉願、御目見申上度所存御座外處、今以氣

分同篇ニ有、其上度々眩暈差發、步行等々難儀仕外、唯

今之様子ニ有者、參府可仕躰無御座外、可罷成儀御座外

者、此上得と致養生、病氣全快之節參府相伺外様仕度奉

存外、依之以使者申上候、恐惶、

(朱) 「享保十六年」 九月廿八日

松平左近將監様

酒井讚岐守様

松平伊豆守様

人々

321

繼豊公御譜中

正文在琉球國國司

芳翰令披見外、就奥方入輿相濟外、到江府

公方様

大納言様に御祝儀献上付、御目錄之通被下、且亦使者恩納王子に表拜領物被仰付、重疊難有之旨尤之事外、依之被差渡佐久眞親方、如目錄贈給之令祝着外、恐惶不宣、

(朱) 「享保十六年」 十月廿五日 中將繼豊御判

謹上 中山王

322

全上

一箇令啓外、就奥方入輿、江府に御祝儀献上相濟、拜領物有之外、爲御禮今般以屋宜親方書翰被差渡、從是以使者差上外處被遂披露、奉書相渡外間差越之外、恐惶不宣、

(朱) 「享保十六年」 十月廿五日 中將繼豊御判

謹上 中山王

323

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく時分柄ことのほか御ひえくしく御さけまゝ、なを御さハリもあらせられ外ハぬやうにと思しめし外、何も宜申せとの御事ニ御さ外、

御悦と御座外て御文のやう忝思しめし外、仰被進外こと、次第ニひえくしく御さ外へ共、御揃あそハし御機嫌よくいらせられ外御事被爲聞、かすく御めて度おほしめし外、此御地ニても御揃あそはし御機嫌よくいらせられ外御事ニ御さ外、扱は

大守様御參勤の御事、御うかゝひあそハし外處に、來年四月中御參府あそハし外やうことおほせ出され外御事、おなし御事ニ御めて度思しめし外、いく久しく萬く年も御機嫌よく御繁昌の御事ニて、御のほり下りあそはし外やうにといわる入らせられ、此よしよろしく申せとの御事ニ御さ外、めてたくかしく、

325

全上

御札令披見外、  
公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

享保十六年 十一月二日

とみ  
岡た  
つほね  
藤え  
御返事

324 継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將  
又同氏上總介病氣付外、參府難成之由最前被申越外、今  
以氣分同篇付、全快之節參府相伺外様被致度旨令承知外、  
依之被差越使者外、紙面之趣各一覽事外、恐々謹言、

〔奉〕 十一月十二日

松平大隅守殿

酒井讚岐守  
忠音判

326

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御安全御儀外間  
可御心易外、隨而小熬海鼠一箱被獻之外、各申談遂披露  
外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔奉〕 十一月十二日

松平大隅守殿

酒井讚岐守  
忠音判

327

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御勇健御儀外間  
可御心易候、隨而小熬海鼠一箱被獻外、遂披露外處一段  
之御仕合外、恐々謹言、

(朱) 「享保十六年」十一月十二日

安藤對馬守  
信友判

松平大隅守殿

328 繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又爲重陽之御祝儀、時服并御肴拜領之、難有由得其意外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

(朱) 「享保十六年」

十一月十八日

酒井讚岐守  
忠音判

松平大隅守殿

329 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然若爲重陽之御祝儀、時服并御肴拜領之、難有由得其意外、紙面之趣及言上外、恐々謹言、

(朱) 「享保十六年」

十一月十八日

安藤對馬守  
信友判

松平大隅守殿

330

吉貴公御譜中

正文在文庫

御あら／＼しき御事なから、なくさみこも被成りやうにとまいらせられり、まことにとを／＼にて御さ外まゝ、一入御あいそもなき御事なから

一位様もこん日ハ思しめし出させられりニ付、御たつねまし被遊り御事ニ御さ外、このよしよく申せとの御事ニ御さ外、返／＼めてかしく、

一位様より申せとの御事に御座外、まつ／＼

一位様御機けんよくならせられりまゝ、めてたくおほしめし被成りへく外、御手まへ様かはらせられり御事もおはしましりハて、かん氣の御かまいも御さなされりハす

外哉、被聞度思しめしり、こん日は

(近衛家久幸、吉貴女御) 光相院様御十七年に成り参らせられ、

一位様にも思しめし出させられり御事ニ御座外、嚙御手まへ様思しめし暮し被成りハんと、御噂のミ御意遊ハしり、此御目錄の通、めてかしく、

(朱カキ) 「享保十六年」

b

秀小路

吉貴公御譜中

正文在文庫

まつ平  
上總之介様  
人々申給へ

櫻井  
山科

返く此御地にても、御揃あそはし御きけんよく御  
さあそはし御事ニ御さひ、何もよろしく申せとの

御事ニ御さひ、めてかしく、

御悦と御座りて御文のやう忝思しめしり、まつく御揃  
あそはし御機嫌よく被爲入り御事、御めて度思召り、さ  
てハ

公方様 大納言様方重陽の御しうき、御もく録の通

姫君様へ進しられ、

公方様より大守様へ重陽の御しうき、御もく録のことく  
御はいりやうあそはしり付、右之御悦仰被進、御ねん入  
らせられり御事ニ思召り、いく久しく萬く年も相かハ  
らすと、御めて度思しめしり、此よしよろしく申せとの  
御事ニ御さひ、めてたくかしく、

朱力\*  
享保十六年 十二月二日

より

継豊公御譜中

正文在文庫

ひし嶋  
準人さま  
嶋津  
登さま  
人々

とみ  
岡た  
つほね  
藤元

今度

姫宮様御入與付の、御料紙・硯箱一通被獻之り、右之趣  
各申談及 高聞り、恐く謹言、

(巻)  
「享保十六年」  
十二月六日

松平左近將監  
乘邑判

松平大隅守殿

継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、隨  
り蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之り、各申談遂披露り處一段  
之御仕合候、恐く謹言、

(巻)  
「享保十六年」  
十二月十一日

松平伊豆守  
信祝判

松平大隅守殿

334 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、隨  
而蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之外、遂披露外處一段之御仕  
合外、恐々謹言、

〔朱〕  
「享保十六年」 十二月十一日

安藤對馬守  
信友判

松平大隅守殿

335 継豊公御譜中

伏見一品中務邦長親王之姫宮稱比、以レ諧二

大納言家重公之好迷一、故今歲五月十八日 姫宮下二向江  
都、六月十八日以二執政安藤對馬守信友二納レ幣、繼豊在レ  
國聞之、使三在府之家臣一爲二使節一、登レ營獻二上二種一  
荷于

吉宗公、同品于

大納言家重公、二種五百匹于 姫宮一、奉レ祝二納幣之慶  
喜一也、同年十二月十五日行二婚禮於 西城一、繼豊獻二上  
濃梨子地料紙硯匣於 姫宮一、且呈三上使翰於執政一、奉レ

賀レ整二大禮一也、

336 正文在文庫

大納言様御婚禮就相濟外、爲御祝儀如目録被獻之外、各

申談遂披露候之處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔朱〕  
「享保十六年」 十二月十六日

松平左近將監  
乘邑判

松平大隅守殿

337 全上

大納言様御婚禮就相濟外、爲御祝儀如目録被獻之候、遂

披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔朱〕  
「享保十六年」 十二月十六日

安藤對馬守  
信友判

松平大隅守殿

338 吉貴公御譜中

正文在文庫

大納言様御婚禮就相濟外、爲御祝儀如目録被獻之候、各  
申談遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔朱〕  
「享保十六年」 十二月十六日

松平左近將監  
乘邑判

全上

松平上總介殿

大納言様御婚禮就相濟<sub>レ</sub>、爲御祝儀如目錄被獻<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

享保十六年十二月十六日

安藤對馬守

信友判

松平上總介殿

継豊公御譜中

寫正文在文庫

寫

竹姫君様御事ハ(徳川綱吉)常憲院様御養姫君様之由御座<sub>レ</sub>、何年間ニ御養姫君様ニ被爲成<sub>レ</sub>哉、又者御實方之儀委細承知仕、應公義御記録之趣、此方系圖等ニ書載申度御座<sub>レ</sub>旨、御留守居肥後藤之丞を以、林大學頭様<sub>(信亮)</sub>に御尋被仰達<sub>(無定)</sub>外處、清閑寺左少辨御娘<sub>(盛香)</sub>ニ<sub>レ</sub>、常憲院様御代寶永五年

子七月廿五日

御臺様御願ニ付御養子ニ被遊、同年十一月廿七日御養

娘之爲御祝儀、清閑寺様御使者溝井主水を以、御太刀・

銀馬代・さあや五巻江戸に被獻之<sub>レ</sub>由之御書付、大學頭

吉貴公御譜中

扣正文在右筆所

一筆致啓上候、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦奉存<sub>レ</sub>、將

又私病氣今以同篇付、全快之節參府相伺候様仕度奉存<sub>レ</sub>

旨、從同氏大隅守申上<sub>レ</sub>外處、御奉書之趣致承知<sub>レ</sub>、此段

爲可申上呈飛札<sub>レ</sub>、恐惶、

享保十六年十二月十八日

松平左近將監様

酒井讚岐守様

松平伊豆守様

人、

様より被遣<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>、御系圖書載可申旨、御供之御記録奉  
行<sub>レ</sub>申渡<sub>レ</sub>、此段各迄申越<sub>レ</sub>、被達 御聽<sub>レ</sub>儀御考次第  
存<sub>レ</sub>、以上、

「享保十六年」十二月十六日 平岡内匠(宗)

比志嶋隼人殿

鳴津 登殿

「此次に翌十七年正月、中將ヨリ御記録奉行江之連書アリ、参照スヘシ」

松平右京大夫様 呈飛札<sup>人々</sup>間如此御座<sup>人々</sup>り、  
安藤對馬守様 同断<sup>人々</sup>

吉貴公御譜中  
正文在文庫

相かハらすかん中の御左右きかせられ<sup>人々</sup>りやうにと、  
いわる入らせられ<sup>人々</sup>り、いよくよろしく御申上<sup>人々</sup>りへ  
く<sup>人々</sup>り、返く<sup>人々</sup>ことのほかかかんもつよく御さ<sup>人々</sup>りま、  
なを御さ<sup>人々</sup>ハリもあらせられ<sup>人々</sup>りハぬやうにと御ほしめ  
し<sup>人々</sup>り、めてかしく、

寒中御見廻と御座<sup>人々</sup>りて御ふみのやう、仰被進<sup>人々</sup>りことく、  
時分柄ことのほか寒氣つよく<sup>人々</sup>りへとも

總州様はしめられ<sup>人々</sup>れ御機嫌よく被爲入<sup>人々</sup>り御事きかせられ、か  
すく御めてたくおほしめし<sup>人々</sup>り、こゝ御ほとにてても  
御前様弥御機嫌よく、

姫君様 益之助様も御機嫌よく御さあそハし<sup>人々</sup>り、扱は  
寒氣御見廻と仰進し<sup>人々</sup>られ、御もく録のことく進し<sup>人々</sup>られ、  
かすくめてたく忝おほしめし<sup>人々</sup>り、まことにいく萬く  
年も御繁昌の御事にて、めてたくかしく、

朱力<sup>朱力</sup>  
享保十六年 十二月廿一日

より

全上

ひし嶋 嶋津<sup>嶋津</sup> 津人<sup>津人</sup>さま 岡田<sup>岡田</sup> とみ  
登<sup>登</sup> さま 人々<sup>人々</sup>申給へ<sup>人々</sup> 御返事<sup>御返事</sup> つほね  
藤元<sup>藤元</sup>

返く<sup>人々</sup>こゝ御ほとにてても、

御前様 姫君様 益之助様も御機嫌よく、御にき  
くしく御いわるあそはし<sup>人々</sup>り、何も宜申せとの御事  
に御さ<sup>人々</sup>り、かしく、

御歳暮の御祝義と御座<sup>人々</sup>りて御文のやう、かたしけなく思  
しめし<sup>人々</sup>り、まつく

總州様はしめさせられ<sup>人々</sup>れ御機嫌よく被爲入<sup>人々</sup>り、御にきくし  
く御いわるあそはし<sup>人々</sup>り御事、かすく御めて度思しめし  
り、扱は年の暮の御祝義と御座<sup>人々</sup>りて、御もく録のことく  
進し<sup>人々</sup>られ、めて度忝思しめし<sup>人々</sup>り、まことにいく萬く  
年も御繁昌の御事にて、相かハらす暮の御祝義おほせ被  
進<sup>人々</sup>りやうにといわる入らせられ、此よし宜御禮申せとの  
御事<sup>人々</sup>に御さ<sup>人々</sup>り、めてたくかしく、

朱力<sup>朱力</sup>  
享保十六年 十二月廿一日

お



正文在文庫

爲歲暮之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲松平伊豆守可  
述外也、

(朱)

「享保十六年」十二月廿七日



薩摩

中將殿

349 全上

爲歲暮之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之外、遂披露候  
之處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱)

「享保十六年」十二月廿七日

安藤對馬守

信友判

松平大隅守殿

(表紙)

吉 貴 公  
 繼 豐 公 享保十七年  
 宗 信 公

追 録  
 舊 記 雜 録  
 卷七十五

吉貴公御譜中

正文在文庫

祝ひ入らせられり、此よしよろしく御申上被成りへ  
 くり、返く此はるハいつにすくれ、ハれくしき  
 御事にて、一入御めて度思しめしり、何も宜御申上  
 成られり、めてたくかしく、

あら玉りまいらせり此春の御めてたき、いつ方もおなし  
 御事にいわる入らせられり、まつく

(吉貴考) 総州様 大守様御揃あそハし御機嫌よくいらせられり、  
 めてたき春を御むかへあそハし、御ことふき御にきく

敷御いわるあそハしりハんと、かすく御め出度思しめ

しり、此御地にても

(吉貴考) 御前様 姫君様 (繼豊室、竹姫) 益之助様にも御機嫌よく被爲入、春を

御まちへあそハしり、御にきく敷御いわるあそハしり、

扱ハ此御もく録のことく年明初日まへにも進しられり

付、わさと御いわるあそはしりて進しられり御事ニ御さ

り、誠にいく千とせ萬く年も御繁昌の御事にて、相か

ハらす仰被進りやうにと、めてたくかしく、

宋カキ

享保十七年 正月二日

6

ひししま(宛房) とみ

隼人さま 岡た

津(久置) 登さま つほね

人、 藤え

継豊公御譜中

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之り、遂披露り處一段之御  
 仕合候、恐々謹言、

(宋) 「享保十七年」 正月七日

松平左近將監  
 乘邑判

松平大隅守殿

全上

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之、遂披露候處一段之御  
仕合、恐々謹言、

(卷) 「享保十七年」

正月七日

安藤對馬守

信友判

松平大隅守殿

(卷) 「享保十七年」 正月十三日

徳川鶴千代

宗總 回

松平大隅守殿

人々御中

吉貴公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被  
獻之、遂披露處一段之御仕合、恐々謹言、

(朱カキ) 享保十七年 正月十五日

松平伊豆守

信祝判

酒井讚岐守

忠音判

松平左近將監

乘邑判

松平上總介殿

全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被  
獻之、遂披露處一段之御仕合、恐々謹言、

(朱カキ) 享保十七年 正月十五日

安藤對馬守

信友判

松平上總介殿

一筆令啓達、今日就我等着袴、上使を以品々拜領之、

忝次第、此段爲可申述如斯候、恐々謹言、

全上

繼豐公御譜中

正文在文庫

吉書

一神社佛閣修造興行事、

一可專勸農事、

一可徵納國々年貢事、

右任三ヶ條之旨可有沙汰之狀如件、

享保十七年正月十一日 繼豐御判

繼豊公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被

獻之、遂披露外處一段之御仕合候、恐々謹言、

〔享保十七年〕

正月十五日

松平伊豆守  
信祝判

酒井讚岐守  
忠音判

松平左近將監  
乘邑判

松平大隅守殿

全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被

獻之、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔享保十七年〕

正月十五日

安藤對馬守  
信友判

松平大隅守殿

繼豊公御譜中

正文在文庫

御記録奉行へ

竹姫君様御儀

〔編吉〕常憲院様御養姫君様ニ被爲成外、委細林大學頭様〔信志〕に御留

守居を以御尋被成外處、別紙之通御答有之、大學頭様よ

り之御書付、御供之御記録奉行へ被相渡置外旨、此節江

戸方申來外ニ付、別紙書相渡外條、致承知可書留置外、

以上、

〔享保十七年〕

正月

〔島津久寛〕  
中務

〔朱〕〔前年十二月十六日、平岡内匠より之書參考スヘシ〕

吉貴公御譜中

なをく何もよろしく申上外へく外、かしく、

正月四日付ニ御ふミ下され外、

公方様 大納言様ますく御機けんよく御座なされ、御

めてたく覺しめしりよし、しかれハ舊臘七日御簾中様西

之御丸へ御移徙、同十五日御婚禮の御日限 仰出され外

御事御承知被成外て、御めてたき御儀に覺しめしり由、

右之段仰上られたきとの御事、御ふミの通よろしくひろ

う致まいらせ外、めてたくかしく、

〔朱カキ〕  
享保十七年

6

まつ平 豊岡  
上総介様 外山  
御返事 八嶋  
人々申給へ

全上

なをく何もよろしく申上りへくり、かしく、

正月四日付この御ふみ下されり、

公方様 大納言様ますく御機けんよく御座なされ、御  
めて度覺しめしり由、しかれハ舊臘七日

御簾中様西之御丸へ御移徙、同十五日御婚禮の御日限

仰出されり御事御承知被成りて、御めてたき御儀におほ

しめしり由、右之段

(家書) 大納言様へ仰上られ度との御事、御ふみのとをりよろし

く披露致りへくり、めてたくかしく、

朱力キ 享保十七年

6

まつ平 豊岡  
上総介様 御返事 外山  
人々申給へ 八嶋

扣在右筆所

一筆致啓上候、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦奉存り、然

者舊臘十五日

大納言様御婚禮相濟り之段承知仕、誠以目出度御儀不可  
過之奉存り、右御祝詞爲可申上呈使札候、御序之刻

御前宜様御執成所仰候、恐惶、

朱力キ 享保十七年 正月十六日

松平左近將監様

酒井讚岐守様

松平伊豆守様

安藤對馬守様

松平石京太夫様 人々 呈使札外間如此御座り、

人々

扣在右筆所

一筆致啓達り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦奉存り、然

者舊臘十五日

大納言様御婚禮相濟外之段致承知、目出度御儀奉存外、  
右御祝詞以使札申上外間如斯御座外、恐惶、

享保十七年  
正月十六日

- 松平左近將監様(老中)(兼色)
  - 酒井讚岐守様(同)(忠意)
  - 松平伊豆守様(同)(信忠)
  - 安藤對馬守様(同)(信友)
  - 松平右京大夫様(老中格)(輝貞)
  - 石川近江守様(西城御用人)(總茂)
  - 水野壹岐守様(若年寄)(忠定)
  - 本多伊豫守様(同)(貞統)
  - 太田備中守様(同)(實晴)
  - 松平能登守様(同)(乘實)
- 人々

364 吉貴公御譜中

扣在右筆所

一筆致啓上候、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦奉存外、然  
老舊臘十五日

大納言様御婚禮相濟外爲御祝儀、

大納言様 上使松平備中守、從(定意)

御簾中様 上使以本目權左衛門、御樽肴同氏大隅守拜領(親良)

之仕、於私及難有仕合奉存外、右御禮爲可申上呈飛札外、

御序之刻

御前可然様御執成所仰候、恐惶、

享保十七年  
正月廿一日

- 松平左近將監様
  - 酒井讚岐守様
  - 松平伊豆守様
  - 安藤對馬守様
  - 松平右京大夫様
- 人々  
人々  
人々  
人々  
人々
- 呈飛札外之間如比御座外、

365 吉貴公御譜中

扣在右筆所

御奉書致拜見候、舊臘

大納言様御婚禮相濟外爲御祝儀、如目錄獻上仕外處、首  
尾好被逐御披露外之旨被仰下、忝次第奉存外、恐惶謹言、

享保十七年  
二月朔日

松平左近將監様  
安藤對馬守様  
人々  
人々

享保十七年二月四日繼豊爲<sub>三</sub>述職<sub>一</sub>、發<sub>レ</sub>國赴<sub>三</sub>江都<sub>一</sub>、國老伊集院藏人久矩・平岡内匠之品、側用人町田八左衛門俊昌、近習役木村四郎左衛門時央・二階堂八太夫行孝・島津内記久胤等從<sub>レ</sub>駕焉、歷<sub>三</sub>西海之驛路<sub>一</sub>、同月十九日到<sub>三</sub>豐之大里<sub>一</sub>而開帆、三月四日著<sub>三</sub>播州坂越港<sub>一</sub>矣、自<sub>レ</sub>是取<sub>三</sub>陸路<sub>一</sub>、同月十日派<sub>三</sub>川流<sub>一</sub>入<sub>三</sub>伏見旅亭<sub>一</sub>、同月二十日發<sub>レ</sub>行、經<sub>三</sub>東海之驛路<sub>一</sub>、四月四日著<sub>三</sub>江都芝邸<sub>一</sub>矣、於是日<sub>三</sub>以執政松平伊豆守信祝<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>上使<sub>一</sub>、含<sub>三</sub>恩命<sub>一</sub>來<sub>三</sub>芝邸<sub>一</sub>、勞<sub>三</sub>繼豊之遠來<sub>一</sub>、同月十五日繼豊應<sub>レ</sub>教登<sub>レ</sub>營、拜<sub>三</sub>謁<sub>一</sub>

大樹吉宗公、獻<sub>三</sub>幣物<sub>一</sub>奉<sub>三</sub>拜禮<sub>一</sub>如例、且所<sub>三</sub>陪從<sub>一</sub>之家老亦拜禮獻<sub>レ</sub>品如<sub>レ</sub>常、

正文在文庫

御札令披見<sub>レ</sub>、如承改年之慶賀珍重<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、年始之御規式可相濟と目出度被存由得其意<sub>レ</sub>、隨<sub>レ</sub>御樽着被獻之候、各申談遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔卷〕  
「享保十七年」二月六日 酒井讚岐守 忠音判

松平大隅守殿

御札令披見<sub>レ</sub>、如承改年之慶賀珍重<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、年始御規式可相濟と目出度被存由得其意<sub>レ</sub>、隨<sub>レ</sub>御樽着被獻之候、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔卷〕  
「享保十七年」二月六日 安藤對馬守 信友判

松平大隅守殿

正文在文庫

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤<sub>レ</sub>、將又舊臘日光山 御宮 御靈屋御修復出來

正遷宮 正遷座相濟<sub>レ</sub>段被承之、目出度被存由得其意<sub>レ</sub>、  
紙面之趣各申談及 上聞<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱力平  
享保十七年 二月十九日 酒井讚岐守 忠音判

松平上總介殿

370 全上

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤<sub>レ</sub>、將  
又舊臘日光山 御宮 御靈屋御修復出來 正遷宮 正遷  
座相濟<sub>レ</sub>之段被承之、目出度被存由得其意<sub>レ</sub>、紙面趣及  
言上<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱力平  
享保十七年 二月十九日 安藤對馬守 信友判

松平上總介殿

371 継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、將  
又舊臘日光山 御宮 御靈屋御修復出來 正遷宮 正遷

座相濟<sub>レ</sub>段被承之、目出度被存由得其意<sub>レ</sub>、依之被差越  
使者<sub>レ</sub>、紙面之趣各申談及 上聞<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

二月十九日 酒井讚岐守 忠音判

松平大隅守殿

372 御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤<sub>レ</sub>、將  
亦舊臘日光山 御宮 御靈屋御修復出來

正遷宮 正遷座相濟<sub>レ</sub>段被承之、目出度被存由得其意<sub>レ</sub>、  
依之被差越使者<sub>レ</sub>、紙面之趣及言上<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

(朱)  
「享保十七年」 二月十九日 安藤對馬守 信友判

松平大隅守殿

373 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤<sub>レ</sub>、然  
老舊臘 大納言様御婚禮相濟<sub>レ</sub>之段被承之、目出度被存由得其意

外、依之被差越使者外、紙面趣及言上外、恐々謹言、

朱力半  
享保十七年 二月廿六日

安藤對馬守  
信友判

松平上總介殿

374 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

者舊臘

大納言様御婚禮相濟外段被承之、目出度被存由得其意外、

依之被差越使者外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹

言、

朱力半  
享保十七年 二月廿六日

酒井讚岐守  
忠音判

松平上總介殿

375 継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

者舊臘

大納言様御婚禮相濟外段被承之、目出度被存由得其意外、

依之被差越使者外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹

言、

(朱)  
「享保十七年」 二月廿六日  
酒井讚岐守  
忠音判

松平大隅守殿

376 御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

者舊臘

大納言様御婚禮相濟外之段被承之、目出度被存由得其意

外、依之被差越使者外、紙面趣及言上外、恐々謹言、

(朱)  
「享保十七年」 二月廿六日

安藤對馬守  
信友判

松平大隅守殿

377 継豊公御譜中

正文在文庫

なぞく御表よりも仰上られ外へとも、なを以おほ

せ上られ外よし、何もよろしく申上外へく外、めて

たくかしく、

正月十六日付にて御ふミ下されり、  
公方様

大納言様 御簾中様益御機けんよく御座なされ、御めて  
度覺しめしり由、然者舊臘十五日

大納言様御婚禮萬事御しゆひよく相濟まいらせり御事、  
御めて度覺しめしりとの御事、御祝儀仰上られり御ふミ  
の通、御めて度何もよろしくひろう致まいらせり、めて  
たくかしく、

〔享保十七年〕

まつ平 御返事 豊岡  
大隅守様 外山  
人々御中 八嶋

378

吉貴公御譜中

正文在文庫

誠にくいくひさしく御機嫌ともよく、御めて度御  
事のミ仰上られり様こといわる思しめしり、御ねん  
入られり御ふみのやう、御満そくさよく申せとの御  
事ニ御さり、めてたくかしく、

正月廿八日の御日付にて御ふミ下されり、まつく

一位様御機嫌よくならせられり、御めてたく思しめし被  
成りへくり、扱は御婚禮以後初て

大納言様

御簾中様舊臘十八日御本丸へならせられり、御賑々敷御  
いわるあいすみまいらせり段、御國許にて御窺なされ、  
御めてたく思召被成りよし、右の御悦仰上られ御ふみの  
やう、披露いたしまいらせりへハ、御満足ニ思しめしり、  
めてたくかしく、

〔享保十七年〕

まつ平 御返事 秀小路  
上總介様にて 櫻井  
人々御中 山科

379

継豊公御譜中

正文在文庫

如芳翰日光山  
御宮 御靈屋御修復出来、舊臘  
正遷 宮 正遷 座相濟目出度御事り、依之入御念り段  
欣然之至存り、恐々謹言、

〔享保十七年〕 二月廿八日

紀伊中納言 宗直判

松平大隅守殿

御返報

380 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

老舊臘

大納言様御婚禮相濟外爲御祝儀、從

大納言様 御簾中様以 上使、同氏大隅守御樽肴拜領之、

難有由得其意外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ  
享保十七年 三月朔日

酒井讚岐守

忠音判

松平上總介殿

381 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

老舊臘御婚禮相濟候爲御祝儀、從

大納言様 上使、從

御簾中様以 御使、御樽肴同氏大隅守拜領之、難有由得

其意外、紙面趣令承知外、恐々謹言、

朱力キ  
享保十七年 三月朔日

安藤對馬守  
信友判

松平上總介殿

382 緒豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

老舊臘

大納言様御婚禮相濟外爲御祝儀、從

大納言様 御簾中様以 上使御樽肴拜領之、難有由得其

意外、依之爲御禮被差越使者外、紙面之趣各申談及 上

聞外、恐々謹言、

(朱)  
「享保十七年」 三月朔日

酒井讚岐守  
忠音判

松平大隅守殿

383 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

老舊臘御婚禮相濟り爲御祝儀、從

大納言様 上使、從

御簾中様以 御使御樽肴拜領之、難有由得其意、依之爲御禮被差越使者、紙面之趣及言上、恐、謹言、

〔奉〕三月朔日

安藤對馬守

信友判

松平大隅守殿

全上

御札令披見、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤、將

亦爲歲暮之御祝儀、時服并御肴拜領之、難有由得其意、

紙面之趣各申談及 上聞、恐、謹言、

〔奉〕三月七日

松平伊豆守

信祝判

松平大隅守殿

全上

御札令披見、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤、將

又爲歲暮之御祝儀、時服并御肴拜領之、難有由得其意、

紙面之趣及言上、恐、謹言、

〔奉〕三月七日

安藤對馬守

信友判

松平大隅守殿

吉貴公御譜中

扣在右筆所

一筆致啓上、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦奉存、然

大納言様に表向并御内證より御祝儀献上物等仕、節、

向後 御簾中様に私より及相勤申度奉存旨、同氏大隅

守奉伺、願之通被仰渡承知仕、難有仕合奉存候、右

御禮爲可申上呈飛札、恐惶、

〔奉〕三月七日

松平左近將監様

人、

吉貴公御譜中

正文在文庫

返、何もよろしく申上へ、めてたくかし、

二月十三日付にて御ふみ下され、

公方様 大納言様益御機嫌よく御座なされ、御めて度覺

しめし由、しかれば年頭の御祝義として、正月七日御

めしつかひ佐川御さし上被成り所ニ 御目見仰付られ、

御祝御料理下され、かたしけなく覺しめし由御禮仰上

られ、よろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十七年

6

まつ平

上總入道様

人、申給へ

御返事

豊岡

外山

八嶋

388 全上

なをく何もよろしく申上りへくり、かしく、

二月十三日付にて御ふミ下されり、

公方様

大納言様 御簾中様益御機けんよく御座なされり、御め

て度おほしめし由、しかれ八年頭の御祝義仰上られり

ニ付、正月七日御召仕佐川御あけ被成り處、御めみえ仰

付られ、そのうへ御雑煮・御吸物・御料理下されり御事、

有かたく覺しめし由、御禮仰上られり御ふミのこそり、

よろしく披露いたしまいらせり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十七年

まつ平

上總介様

人、

御返事

豊岡

外山

八嶋

6

389

継豊公御譜中

扣正文在右筆所

惟非有徳人誰董叢林禮樂無宿因縁何又創此精舍巍々乎

號師祖之大威徳堂々乎號祖先之布金場法子法孫連々綿

々今闕猊座爰松原山實禪和尚徳超等倫才壓群英僧中之

麟一角南林久踞當促法旆移住福昌挑法燈扇祖風仰祝

皇居萬歲願祈家國鞏固是幸因疏

享保十七年壬子三月十六日

中將繼豊

390

継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然若

御簾中様に端午・重陽・歳暮并參勤之節、献上物之儀相

達、右之外

大納言様江表向且又從御内證御祝儀獻上物等被仕外節、向後

御簾中様江其方并從同姓上總介及差上度旨、願之通相濟、難有由得其意外、紙面之趣各一覽之事外、恐々謹言、

(卷) 「享保十七年」 三月十八日

松平左近將監 乘呂判

松平大隅守殿

391 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月廿日

公方様東叡山 御靈前 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

(卷) 「享保十七年」 三月十八日

松平伊豆守 信祝判

松平大隅守殿

392 御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月廿四日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

(卷) 「享保十七年」 三月十八日 松平伊豆守 信祝判

松平大隅守殿

393 繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得

其意外、然者去月十七日御曲輪之内雖火事出來外、

御城別條無之段被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及

上聞外、恐々謹言、

(卷) 「享保十七年」 三月廿二日 松平伊豆守 信祝判

松平大隅守殿

394 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得

其意外、然者去月十七日御曲輪内雖火事出來外、

御城別條無之段被承、恐悦旨尤外、紙面趣及言上外、恐

、謹言、

〔享保十七年〕

三月廿二日

安藤對馬守

信友判

松平大隅守殿

395

継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、去月廿五日

公方様〔田安宗武〕徳川右衛門督殿亭に被爲 成外段被承之、目出度

被存由得其意外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

〔朱〕

〔享保十七年〕

三月廿三日

松平伊豆守

信祝判

松平大隅守殿

396

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、去月廿五日

公方様徳川右衛門督殿亭に被爲 成外段被承之、目出度

被存由得其意外、紙面之趣及言上候、恐々謹言、

〔朱〕

〔享保十七年〕

三月廿三日

安藤對馬守

信友判

397

松平大隅守殿

神社佛閣調

御佛餉料

一銀貳貫目

龍洞院知事

右玉仙院殿・慈恩院殿御佛餉料として被差下外間、無

懈怠相勤、至後年紛敷無之様ニ帳面等可記置外、

享保十七子三月廿八日

〔比志島鑑房〕  
隼人

398

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月廿日

公方様東叡山、御靈前 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

〔朱〕

〔享保十七年〕

三月廿九日

松平伊豆守

信祝判

松平上總介殿

399

継豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、去月十三日

大納言様徳川右衛門督殿亭に被爲 成外段被承之、目出

度被存由得其意外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹

言、

〔享保十七年〕

四月朔日

松平伊豆守

信祝判

松平大隅守殿

400 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、去月十三日

大納言様徳川右衛門督殿亭に被爲 成外段被承之、目出

度被存由得其意外、紙面之趣及言上候、恐々謹言、

〔享保十七年〕

四月朔日

安藤對馬守

信友判

松平大隅守殿

401

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月廿四日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

〔享保十七年〕

四月二日

松平左近將監

乘邑判

松平上總介殿

402

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然者

大納言様に表向并從御内證御祝儀獻上物等被仕外節々、

向後

御簾中様は從其方差上度旨、同氏大隅守伺外處、願之

通相濟、難有由得其意外、紙面之趣各一覽之事外、恐々

謹言、

〔享保十七年〕

四月十二日

松平左近將監

乘邑判

松平上總介殿

403

継豊公御譜中

正文在文庫

明十五日五半時登

城參勤之御禮可被申上外、以上、

(朱)  
「享保十七年」四月十四日

松平伊豆守

酒井讚岐守

松平左近將監

松平大隅守殿

404 全上

家來二人

御目見被 仰付外間、召連可被罷出外、

405 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得

其意外、然者二月十七日御曲輪之内雖火事出來外、御

城別條無之段被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及

上聞外、恐々謹言、

(朱)  
享保十七年 四月廿五日

松平左近將監  
乘邑判

松平上總介殿

406 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得

其意外、然者二月十七日御曲輪之内雖火事出來外、御

城別條無之段被承、恐悦旨尤外、紙面之趣及言上外、恐

々謹言、

(朱)  
享保十七年 四月廿八日 安藤對馬守  
信友判

松平上總介殿

407 全上

なぞく何もくよく申せとの御事ニ御さ外、いよ

く上總介さまも御かわり被成り御事御座なく、

めて度思しめし外、かしく、

御文くたされ披露いたしまいらせ外、まつく

一位様御機嫌よく成らせられ外、御心易思しめし參

らせられ外やうにとそんしまいらせ外、

公方様

大納言様 御簾中様も御きけんよくならせられ、めて度  
おほしめしり、然者二月十七日の夜、御曲輪之内火事い  
てきり得共、御城内御別條御座なく外事御間被成りて、  
めて度おほしめし被成りよし、御きけん御伺と御座りて  
御文のやう、御念入参らせられり御事ニ思しめしり、め  
てかしく、

朱カキ  
享保十七年

まつたいら

上總介様ニて

人々御中 御返事

秀小路

さくらゐ

山科

継豊公御譜中

正文在文庫

爲端午之祝儀、帷子單物到來歡覺候、委曲松平左近將監  
可述外也、

(朱)  
「享保十七年」  
五月三日



薩摩

中將殿

全上

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之り、遂披露外處一段  
之御仕合り、恐々謹言、

(朱)  
「享保十七年」  
五月七日

忠音判

(朱)  
「在口裏」  
松平大隅守殿

(朱)  
「在右裏」  
忠音

酒井讚岐守

継豊公御譜中

正文在文庫

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之り、遂披露外處一段  
之御仕合り、恐々謹言、

(朱)  
「享保十七年」  
五月七日

信友判

(朱)  
「在口裏」  
松平大隅守殿

(朱)  
「在右裏」  
信友

安藤對馬守

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、先頃

公方様徳川右衛門督殿亭(田安宗武)に被爲 成外段被承之、目出度

被存由得其意外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ 享保十七年

五月九日

酒井讚岐守 忠音判

松平上總介殿

412 継豊公御譜中

正文在文庫

御馬二疋被獻之候、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹

言、

(朱) 「享保十七年」

五月十一日

忠音判

(朱) 「在口裏」

松平大隅守殿

忠音

(朱) 「在右裏」

酒井讚岐守

413 全上

御馬一疋被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹

言、

(朱) 「享保十七年」

五月十一日

信友判

(朱) 「在口裏」

松平大隅守殿

信友

(朱) 「在右裏」

安藤對馬守

吉貴公御譜中

正文在文庫

御狀令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、三月十三日

大納言様徳川右衛門督殿亭に被爲 成外段被承之、目出

度被存由得其意外、紙面之趣及言上候、恐々謹言、

朱力キ

享保十七年 五月廿二日

安藤對馬守

信友判

松平上總介殿

415

一重年公

一女子

於鐘

一女子

於鐵

一久峯

長熊 太郎次郎 奎

享保十七年壬子閏五月朔日誕生、母伊地知八四郎

季鄰女、

島津李久豪爲三己子、

明和九年壬辰六月廿日卒、法名君謨元弼

吉貴公御譜中

正文在文庫

返く美しき御たはこ入進しられ、かすくかたし  
 けなくおほしめしり、御めつらしき細工なかも入ら  
 せられり、いかほとかくかたしけなく思しめしり、  
 郷左衛門申あけりてきかせられりへハ、總州様少く  
 御すくれあそはしりハすよしきかせられ、かすく  
 御心もたなくおほしめしり、うち續御心やすく御さ  
 あそハしりや、きかせられ度思しめしり、何もよろ  
 しく申せとの御事ニ御さり、めてかしく、

此度小笠原郷左衛門(長 豊)のほりニ付、御細く之御口上之通  
 仰被進、忝思しめしり、ことに細工ニ仰付られりとの御  
 事にて、めつらしき御たはこ入進しられ、かすくかた  
 しけなく御ほしめしり、ことのほか美しき御事にて、こ  
 御ほとにてハ御めつらしき細工にて、ひとしほ忝思召  
 なかも入らせられり、郷左衛門のほりりて、くハしき御

左右きかせられり、かすくめて度かしくおほしめしり、  
 御揃あそハし御機嫌よく被爲入り御事、めて度御嬉しく  
 おほしめしり、くれく御くハしき御口上共仰被進、ま  
 ことに御ていねいさまの御事ニおほしめしり、此よ  
 し宜御禮御申上被成まいらせりやうに、よく申せとの  
 御事ニ御さり、めてたくかしく、

享保十七年 閏五月二日

お

とみ

鳴津 隼人さま

岡た

登 さま

つほね

藤え

417 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得  
 其意り、然者三月廿八日御曲輪之内雖火事出來り、御  
 城別條無之段被承之、恐悦旨尤り、紙面之趣各申談及  
 上聞候、恐く謹言、

享保十七年 閏五月七日

松平伊豆守 信祝判

松平上總介殿

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、目出度被存由得  
其意り、然者三月廿八日御曲輪内雖火事出来り、御城  
別條無之段被承之、恐悦旨尤り、紙面之趣及言上候、恐  
く謹言、

享保十七年 閏五月七日

松平上總介殿

安藤對馬守 信友判

419 吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく宜しく申上りへくり、めてたくかしく、

五月十八日付にて御ふみ下されり、

公方様御機嫌よく被爲成、御めてたさ、さてハ先月十五  
日御同氏大隅守様御參勤の御禮仰出され御事御聞被成、  
忝おほしめしりよしにて、御禮仰上られ御文のやう、よ  
ろしく披露いたしまいらせり、めてたくかしく、

享保十七年

6

松平

上總介様

御返事 人々御中

豊岡 外山 屋嶋

420 吉貴公御譜中

正文在文庫

返くまことにいく久しくとの御事まで思しめし  
り、時分柄ことのほか暑さもつよく御さりまゝ、な  
を御さハリも御座不被成やうにと思しめしり、何も  
宜申せとの御事ニ御さり、めてかしく、

土用なからことのほか成御あつさにて御座りへ共、まつ  
く  
總州様初させられ御機嫌よく被爲入りや、きかせられ度  
おほしめしり、此御地にても

御前様も弥御機嫌よくいらせられり、  
大守様

姫君様 益之助様もいよく御機嫌能いらせられ、あ  
つさの御障りもあらせし御事ニ御さり、扱ハ此御はこ  
の内、越後ちゝみ御美しからすりへとも、いつものこと  
く土用の御左右きかせられり御事までに進しられり、此

朱カキ  
享保十七年

6

よしよろしく申せとの御事ニ御さけ、めてたくかしく、  
 享保十七年 閏五月廿一日  
 朱カキ  
 嶋津 隼人さま  
 登 ちま 人々  
 とみ  
 おかた  
 つほね  
 藤 え

一位様より申せとの御事御座け、まつく  
 一位様御機嫌よく成らせられけり、御心易思しめし參  
 らせられけりやうにとそんしまいらせけり、弥御手まへさま  
 こも御替りなされけり御事御座なく御座なされけり哉、きか  
 せられたく思しめしけり、何かとあシレスハし久く御尋ま  
 しあそハしけりハて御とをくしき、此御目録の通御尋遊  
 しけり御事までニ參らせられけり、誠ニ御慰にもとおほしめ  
 しけり、めてかしく、

全上

なをく御手まへさま替らせられけり御事なふ御座被  
 成りやうこと思しめしけり、何もよく御心へ申せとの  
 御事け、かしく、

吉貴公御譜中  
 正文在文庫

御札令披見けり、

公方様 大納言様益御機嫌能成御座、四月廿日

公方様東叡山 御靈前 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤けり、

紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

朱カキ  
 享保十七年 六月朔日 松平伊豆守 信祝判

松平上總介殿

全上

御札令披見けり、就酷暑之節

公方様 大納言様御機嫌被相伺之けり、益御安全御儀けり間

可御心易けり、隨而饗節一箱被獻之けり、各申談逐披露けり處

一段之御仕合けり、恐々謹言、

朱カキ  
 享保十七年 六月二日

松平左近將監  
 乘邑判

まつたいら

上總介様にて

人々御中

秀小路

さくららる

山科

松平上總介殿

正文在文庫

今朝琉球布一箱・砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻之候、遂披露外處一段之御仕合外、恐く謹言、

〔享保十七年〕  
六月二日

乘邑判

〔本〕  
〔在口裏〕

松平大隅守殿

乘邑

〔本〕  
〔在右裏〕

松平左近將監

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、今度

<sup>(家様)</sup>有章院様十七回御忌御法事於増上寺御執行相濟、

公方様四月廿九日 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨

尤外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐く謹言、

朱カキ  
享保十七年 六月十二日 松平左近將監  
乘邑判

松平上總介殿

正文在文庫

いく萬／＼年も相かハラすといわる入らせられ外、此よしもよろしく御申上被成りやう申せとの御事御さ外、返／＼ことのほかあつさにて御さ外まゝ、なを御障りもあらせられ外ハぬやうこと思召外、何もよろしく申せとの御事御さ外、めてかしく、

土用の御左右被爲聞外との御事にて御文のやう、忝思召外、仰のことく土用中なからことのほか成御暑さにて御座外へとも、まつ／＼

總州様御機嫌よくいらせられ外、あつさの御障りもあらせられす御事きかせられ、かす／＼御めて度思しめし外、此御地にて御揃あそハし御機嫌よく被爲入り、扱ハ土用の御左右きかせられ、御もく録のことく進しられ、かす／＼御めて度かたしけなく思しめし外、いく久しくまん／＼年もといわる入らせられ外、此よし宜御禮御申上被成りへく外、なを御悦と御座外て御ふみのやう、端

午の御祝義

公方様より太守様へ御はいりやうあそはし、姫君様へも  
公方様 大納言様 御簾中様方も、御もく録のことく端  
午の御祝義進しられり御事、御細やかに御悦仰被進忝思  
しめしり、なを、めてたくかしく、

享保十七年 六月十六日

より

ひし嶋

津 隼人さま

嶋

登 さま

御返事

とみ

岡 た

つほね

藤 え

427 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、五月八日

公方様東叡山 御靈前 御参詣之儀被承之、恐悦旨尤り、

紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

享保十七年 六月十九日

松平左近將監

乘邑判

松平上總介殿

428 繼豊公御譜中

正文在文庫

端午之 御内書可相渡り間、明日五半時 御城に家來可  
被差出り、以上、

「享保十七年」 六月廿四日

松平左近將監

松平大隅守殿

429 繼豊公御譜中

正文在文庫

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之り、遂披露候之處一  
段之御仕合り、恐々謹言、

「享保十七年」 七月六日

忠音判

〔在口裏〕

松平大隅守殿

忠音

〔在右裏〕

酒井讚岐守

430 繼豊公御譜中

寫正文在文庫

寫

高野山惠光院より

龍伯様御寶塔御修覆之儀申出外、右付の者先年已來之譯

及有之、此節願及難取揚儀ニ付得共、

御先祖様御石塔御修覆之儀ニ付得者、其方了簡迄の者

直ニ相返り様ニ及難致由ニ有、先年已來之書留頭書等相

添、委曲江戸の内意爲申越由外、然共右之譯江戸に具ニ

不相知り付、於爰元相糺、何分ニ及直ニ其元ハ申渡り様

被申越外、依之其方ハ江戸に申越り頭書ニ引合、御記録

方先年之書留段々相糺り處、此節之儀及右願難取揚事ハ

間、不差障様致挨拶書物可相返外、右願付の者後年又々

願出外ハ及幾度及難被取揚事ハ間、此趣帳面ニ及可記置

外、此段申越外、以上、

〔享保十七年〕 七月廿一日

431 全上

寫

右者高野山惠光院方

龍伯様御石塔御修覆之儀、大坂御留守居に相申出外、

先年及及兩度爲願出事ハ得共難被取揚譯有之、大坂御留

御記録奉行に

守居より書物爲相返儀ニ付、此節之願ニ付有も、先年之

書留等段々見合、御記録所ハ及相糺り處、願難被取揚事

ハ故、別紙之通大坂御留守居に申渡り條、後年又々願出

儀及可有之ハ間、爲見合此趣帳面可記置外、

右可申渡外、以上、

〔享保十七年〕 八月

〔朱〕

主計

龍山久惣

繼豊公御譜中

正文在龍洞院

龍洞院に

儀御山内に被建置り龍洞院、先年天台宗之寺ニ被仰付、

彌勒院末寺ニ相成り處、此節礪蘇山近邊に被引移、御下

屋鋪御看經所 御位牌所龍洞院寺内に御安置被成外、

依之左之通被仰出候、

一今度龍洞院就御再興、寺格誼方別當安養院同格被仰付、

色衣被成御免外、尤人柄之儀者彌勒院門中より相應之

僧見合可申出外、現住無之節者彌勒院兼帶被仰付、年

頭御禮進上物等之儀及安養院同前被仰付外、

一高百拾七斛七斗四升五合九夕三才龍洞院に御寄附被成

筈外、右之内拾七石七斗四升五合九夕三才者、以前よ

り代官方に被差分置、礪奉行所務受取、時々龍洞院に相渡り得共、此節寺高に被仰付り付、追々御袖判頂戴可有之節、御家老連名之副書并名寄帳可相渡り、殘百斛之儀老御新田被仰付り間、御竿相究支配等相濟り節名寄帳可相渡り、右付り老委細寺社奉行より可被申渡り間、左様可被承置り、

一礪御山内并御闕外に此以前より御安置之堂社迄及、龍洞院に惣別當被仰付り、右堂社之儀老別紙書附有之り、一御看經所之儀、以前より御代々御安置之儀にり得共、

末々に成りぬ老及斷絶儀及有之り、仍往々不致破壊様との思召にぬ、此節龍洞院に御安置被成り、左りぬ今程老修甫等之儀及御隱居御方より可被仰付り、以後之儀ハ御看經所御位牌所并龍洞院永々表方より無斷絶修覆可被仰付り、

一礪御山内外諸堂社廿四ヶ所之内、此以前より表方御物修甫、御隱居御方修甫并所修甫なども有之、或小板葺・茅葺又老石之小倉も有之り、右堂社今程老有來通御隱居御方修甫、所之分ハ御隱居御方より修甫被仰付、所修甫仕來り、堂社ハ以後共其通いたし、當分表方御物修甫并今程御隱居御方より修甫有之り、堂社之儀老、

往々表方修甫被仰付、永々無斷絶被仰付り間、寺社奉行所神社帳にも記置、御記録所其外可承座くに相記置、後年紛敷儀無之様被仰渡置り、右堂社花香燈明供物掃除等之儀老、先達り御隱居御方より彌勒院に被仰渡置り通可相心得り、

一礪天神之儀老、此以前より社人西郷伊豫被仰付置、諸事神前之勤致來、參錢表伊豫申請りぬ自分ニ香花供物等差上儀及有之、尤御物よりも有之事り、此段老有來通以後共可有之り、然共龍洞院に別當被仰付事り得老、其譯を以年々參錢之内少々宛龍洞院に相渡り筋、寺社奉行より申渡可有之り、

右之通此節被仰出り條難有奉存、勤行等之儀弥無解怠相動り様可被相心得り、以上、

十一月

(鳥津久家)  
全

433 右之通享保十巳年、礪御山内并御闕外御安置之堂社龍洞院に惣別當被仰付、堂社付別紙被渡置り、其節老右ヶ條之内被記置り通、堂社貳拾四ヶ所にりぬ處、其以後御山内ニ誼方兩社・愛染堂御安置、礪海邊通路脇に石體之觀音・石之小倉山神御安置、比志嶋野牧神表方に被進、御

山内達磨彌勒院の拜領、蘇鐵山觀音月船寺の拜領付、當分堂社以上貳拾五ヶ所に相成り、依之此節別紙之通堂社付書改相渡り、以上、

享保十七年子八月

主計

全御譜中

正文在龍洞院

磯御山内堂社

一八幡

御殿小板葺、舞殿茅葺

一毘沙門

小板葺

一觀音

小板葺

一辨才天

小板葺

一稻荷

小板葺

一大師

小板葺

一不動

茅葺

一川原毘沙門

石之小倉

一釋迦

茅葺

一文珠

小板葺

一地藏

茅葺

一瀧見觀音

尊體計

一山之神

石之小倉

一普賢

小板葺

一諏方兩社

茅葺

一愛染

小板葺

右拾六ヶ所御隠居御方御修甫

礪御闕外堂社

一天神

小板葺寺社方修甫

一蛭子宮

小板葺御勝手方支配ニテ諸浦獵師より修甫

一白山權現

茅葺礪百姓相中修甫

一花倉觀音

茅葺礪中より修甫

一山下之觀音

茅葺礪百姓中修甫

一西口山之神

石之小倉所講中修甫

一鳥越山之神

石之小倉御隠居御方御修甫

一礪海邊通路脇觀音

石之尊體龍洞院支配

一同所山之神

石之小倉 西郷伊豫支配

右九ヶ所

御山内外堂社

合貳拾五ヶ所

以上

〔享保十七年〕八月

435

繼豊公御譜中

正文在琉球國國司

爲年頭之嘉儀被差渡使簡、殊目錄之通送給之、入念外段令祝着り、猶期後喜之時り、恐惶不宣、

〔享保十七年〕八月二日 中將繼豊御判

謹上 中山王

436

吉貴公御譜中

嚮レ是吉貴賜レ告、自退ニ老于薩府大礪之館ニ以來、數訟緩ニ參府之期一、療ニ浴平温泉之地ニ有リ年ニ于茲一矣、少得ニ快愈ニ則至ニ于江都ニ欲レ奉レ拜ニ調 台顔一、雖レ然毎時發ニ眩暈一、宿痾尚未レ愈、今也氣力衰至ニ于温泉之地ニ亦難也、且頃年因ニ病痾ニ髮短不能レ櫛、希剃髮欲レ改ニ名於上總入

道一也、仍繼豐筆三兩件之事實二而粟之 官府一矣、於是同年八月十二日蒙二 台許一、吉貴剃髮稱三上總入道一、

正文在文庫

同姓上總介隱居以後奉願、病氣爲養生私國許に御暇被下置、緩く保養仕難有仕合奉存外、病氣少衰快御座外者致參府、御目見仕度上總介所存候得共、今以眩暈眩と無御座、温泉に入湯及難仕躰御座外、病身付る者事之外髪薄罷成、元結及懸り不申躰に御座外、可罷成儀外者剃髪仕度旨奉願外、願之通剃髪被 仰付外者、名表上總入道と相改度由申外、右之段於私及奉願外、以上、

朱力キ

享保十七年 八月七日

松平大隅守

張紙二而

上總介事致剃髪上總入道と名被改度由、可爲願之通旨

可被違外、

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをいくひさしくあひかハらす御たつね被遊外様ニ  
と祝入まいらせ外、なにもよく申せとの御事ニ御さ  
外、めてたくかしく、

七月六日の御ふみ被下、まつく、  
一位様御機嫌よくならせられ御めてたさ、扱は土用中御  
尋被遊、六月三日には奥さまへ御もく録の通まいらせら  
れ外へハ、有かたさ 上總介様もかたしけなく思召被  
成りよし、御ふみのやう披露致參らせ外得ハ、御念入せ  
られ外御事、御満そくニ思しめし外、めてたくかしく、

朱力キ

享保十七年

まつ平

上總介様ニて 御返事

人々御中

秀小路

櫻井

山科

お

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく何もよろしく申上外へく外、かしく、

七月十六日付にて御ふみ下され外、

公方様 大納言様 御簾中様ますく御機けんよく御座  
なされ、御めて度覺しめし外よし、しかれハ六月十一日  
公方様より土用の御みまいとして、御もく録之通おくさ  
まへ御拜領被成り御事にて、かたしけなくおほしめし外  
よし、御禮御禮仰上られ外御ふみのとをり、よろしくひ  
（衍カ）

ろういたしまいらせり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十七年

お

まつ平

上總介様

御返事

人々

豊岡

外山

八嶋

吉貴公御譜中

正文在文庫

返くいよく御機嫌よくいらせられりや、きかせ

られたく御ほしめしり、何も宜申せとの御事にて御

座り、めてたくかしく、

時分柄次第冷氣になりまいらせり、まつく

總州様御機嫌よく被爲入、御障もあらせられりハすりや、

被爲聞たくおほしめしり、此御地にても

大守様初させられ 姫君様 益之助様にも御機嫌よくい

らせられ御事にてり、御左右きかせられたさ仰被進り、

此よろしく御申上被成りへくり、めてたくかしく、

朱カキ

享保十七年

八月十六日

お

とみ

吉貴公御譜中

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、今度

淨圓院様七回御忌御法事於東叡山御執行相濟、

公方様六月九日 御位牌所 御參詣之儀被承之、恐悦旨

尤り、紙面之趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

朱カキ

享保十七年

八月十八日

松平伊豆守

信祝判

松平上總介殿

継豊公御譜中

正文在文庫

以上

薩摩國鹿兒嶋城下東口番所通、良方外北東之間、土居貳

ヶ所、同堀岸三ヶ所崩り付り、修補之事繪圖朱引之通得

其意外、願之通如元可被申付候、恐々謹言、

ひし嶋

隼人さま

鳴津

登さま

人々

岡田

つほね

藤 丞

享保十七子八月廿八日

松平伊豆守  
信祝判

445

吉貴公御譜中  
正文在文庫

酒井讚岐守  
忠音判  
松平左近將監  
乘邑判

返く此御地表御揃あそはし御機嫌よく御さあそはしり、なにもよろしく申せとの御事ニ御さひ、めてかしく、

松平大隅守殿

443

継豊公御譜中

正文在文庫

爲重陽之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲酒井讚岐守可述也、

〔卷〕  
「享保十七年」  
九月七日



薩摩

中將殿

444

全上

爲重陽之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之、遂披露外處一段之御仕合、恐々謹言、

〔卷〕  
「享保十七年」  
九月七日

黒田豊前守

(直判)  
直判

松平大隅守殿

朱カキ  
享保十七年  
九月十五日

右

御悦と御座りて御文のやう、かたしけなく思しめしり、まつく御揃あそはしりて御機嫌よく被爲入り御事、かすく御めてたく御ほしめしり、扱は盆の御祝儀  
公方様より御ふた所様へ蓮の飯・御樽肴御はいりやうあそはしり御事、總州様もかすく御めて度おほしめしりよしにて、御悦仰せられ忝思しめしり、まことにいゝ萬々年も御機嫌よく御繁昌の御事にて、かきりあらず御拜領あそはしりやうといわる入らせられ、此よし宜御申上被成りへくり、めてたくかしく、

ひし嶋

隼人さま

嶋津

登さま

人々

とみ

岡田

つほね

藤え

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又其方儀剃髮、名及改度之段願之通被 仰出之、難有由得其意外、紙面之趣各一覽之事情、恐々謹言、

朱力キ 享保十七年 十月十二日

酒井讚岐守 忠音判

松平上總入道

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又其方儀名及改度之段願之通被 仰出之、難有由得其意外、紙面之趣令承知外、恐々謹言、

享保十七年 十月十二日

黒田豊前守 直判

松平上總入道

正文在文庫

なをく御表よりも御禮仰上られ外よし、御念入ま

いらせ外御ふみの通、何もよろしく申上外へく外、めてたくかしく、

九月十一日付にて御ふみ下され外、

公方様 大納言様

御簾中様益御機けんよく御座なされ、御めてたく覺しめし外由、しかれば御てまへ様御事御剃髮被成度、御名も御あらためなされたきたん、御同姓大隅守様御願被成外所こ、御ねかひの通こ被成へきよし、早速仰わたされ外御事、かたしけなく覺し召外よし、御ふみのとをりよろしく披露致まいらせ外、めてたくかしく、

朱力キ 享保十七年

お

まつ平

上總入道様

御返事 人、

豊岡 外山 八嶋

同年八月六日

法皇崩御元院、八月十七日從先躰、吉貴以使者財部傳

五左衛門盛尚伏見殿馬格、獻納御香燐銀三枚於泉涌寺之

尊靈前、乃粟之東都 官府一矣、因執政以奉書見報焉、

450 正文在文庫

御札令披見、

法皇御所 崩御之段被承之、被絶言語由得其意、依之御機嫌以使者被相伺之、被爲替御儀無之、間可御心易、紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

享保十七年 十月十八日

松平上總入道

酒井讚岐守 忠音判

451 全上

御札令披見、

法皇御所 崩御之段被承之、被絶言語由得其意、依之御機嫌以使者被相伺之、被爲替御儀無之、間可御心易、紙面之趣及言上、恐々謹言、

享保十七年 十月十八日

松平上總入道

黒田豊前守 直判

452 吉貴公御譜中 正文在文庫

なをく、  
萬く年とめてたさ何もよく申せとの御事、かし

一位様より申せとの御事ニ御座り、まつく  
一位様御機嫌よく成らせられり、御心易思しめし参らせられりやうにと存まいらせり、上總入道様にも御ふしの御事ニ御座なされり哉、きかせられたく思しめし、今日益之助さまも御袴着御祝なされりよし、かすくめてたさ、此御目録の通御祝義おほせられり御事まで上總入道様へ参らせられり、誠にく幾久しく萬く年も御はんしやう被成り事、かきりあらすと祝入られり、めてかし、

享保十七年

まつたいら

上總入道様にて

人々御中

秀小路 さくらゐ 山科

453 継豊公御譜中

正文在文庫  
重陽之

御内書可相渡外間、明日五半時 御城に家來可被差出外、  
以上、

(卷)  
「享保十七年」

十月廿日

酒井讚岐守

松平大隅守殿

繼豊公御譜中

正文在文庫

益之助儀者大隅守嫡子に可仕旨、先達の被 仰出之、

竹姫君様御猶子に及被遊相極有之事外、此度

竹姫君様御出生御女子に及御座外者格別、男子に及外者  
相極外通如家法、次男以下者陪臣に罷成事外條、出生

之節より其趣に取計可申事外、兼承知有之儀外得  
共、猶又申聞外間、可爲其心得外、

(卷)  
「享保十七年」

(在口裏)

竹姫君様御用人・女中等に以太田備中守申聞外趣之書付」

全上

正文在文庫

全上

正文在文庫

益之助儀者大隅守嫡子に可仕旨、先達の被 仰出之、

竹姫君様御猶子に及被遊相極有之事外、此度 竹姫君様

御出生御女子に及御座外者格別、男子に及外者相極外通

如家法、次男以下者陪臣に罷成事外條、出生之節より

其趣取計可申事外、兼承知有之儀外得共、猶又申聞

外間可爲其心得外、

(卷)  
「享保十七年」

(在口裏)

遠山久四郎殿より寫被遣外書付」

全上

正文在文庫

御記録奉行に

一別紙御書付壹通、十一月七日松平左近將監様方小野

次郎(御)右衛門様被招呼、此旨御承知被成外様こと次郎右

衛門様迄被仰渡、御書付御渡被成、右御書付者直此御

方に可被留置旨被仰渡、次郎右衛門様方此御方に御渡

被成外付、即日次郎右衛門様御頼、左近將監様に御受

被仰上外、御記録に書載外儀者其通任可納置外、

一若御年寄大田備中守様、御留守居大久保下野守様

御守殿に御出、右同之御書付御持参る、御上臈・御

年寄并御附之御用人衆に披見被仰付、右御書付之通可

相心得旨被仰達、其段 姫君様達 御聽、御家老并御

守殿附之御用人承知仕置様ニと御意有之、子十一月

六日藏人并御用人於御三之間、御上臈・御年寄・遠山

久四郎殿列座ニ右御書付披見被仰付、久四郎殿處寫

被遣付同前相渡置付、

右之通可申渡付、以上、

(卷)

「享保十八年」五月

(伊集院久矩  
藏人)

457 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見付、就寒中

公方様 大納言様御機嫌被相伺之付、益御安全之御儀付

間可御心易付、隨而觸一箱被獻之付、各申談遂披露付處、

一段之御仕合付、恐々謹言、

朱力キ  
享保十七年 十二月六日

松平上總入道

松平左近將監

乘邑判

458 全上

御札令披見付、就寒中

公方様 大納言様御機嫌被相伺之付、益御安全御儀付間

可御心易付、隨而觸一箱被獻之付、遂披露付處一段之御

仕合付、恐々謹言、

朱力キ  
享保十七年 十二月六日

松平上總入道

黒田豊前守

直判

459

継豊公御譜中

正文在文庫

今朝蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之付、遂披露候處一段之御

仕合付、恐々謹言、

(朱)  
「享保十七年」 十二月六日

乘邑判

(朱)  
「在口裏」

松平大隅守殿

乘邑

(朱)  
「在右裏」

松平左近將監

460 全上

今朝蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之付、遂披露付之處一段之

御仕合付、恐々謹言、

朱カキ 享保十七年 十二月十六日

お

463

吉貴公御譜中

〔朱〕「享保十七年」十二月六日 直判

〔朱〕「在口裏」 松平大隅守殿 直邦

〔朱〕「在右裏」 黒田豊前守

吉貴公御譜中  
正文在文庫

返くいよく御機嫌よくいらせられり御事、御めて度思しめしり、何もよろしく申せとの御事御さり、寒中の御左右きかせられりよしにて御ふみのやう、忝思しめしり、仰被進りことく、時分柄ことのほか寒氣もつよく御座りへ共、まつく

總州様初させられ御機嫌よくいらせられり御事被爲聞、かすく御めてたく思しめしり、此御地にて御揃あそはし御機嫌よく御さあそはし、寒中の御左右きかせられ、ことに御もく録のことく進しられ、かたしけなくおほしめしり、此よし宜御禮御申上被成りやうに、よくく申せとの御事御さり、めてたくかしく、

ひししま 嶋 隼人さま とみ

登津 さま おかた

御返事 つほね

藤 え

吉貴公御譜中  
正文在文庫

よろしく申せとの御事御さり、かしく、御文のやう忝思しめしり、まつくその御地にて御機嫌よく被爲入り御事、御めて度思しめしり、扱ハ此度常院様御廿五回忌の御法事、御とこをりも御座なく御しゆ行なりまいらせり、姫君様此元の御事思しめしり、御細くと仰被進かたしけなく思しめしり、此よし宜申せとの御事御さり、めてたくかしく、

朱カキ 享保十七年 十二月十六日

ひし嶋 嶋 隼人さま とみ

登津 さま つほね

御返事 藤 え

正文在文庫

返く御悦仰被進かたしけなくおほしめしり、何もよろしく申上被成りへくり、めてたくかしく、

歳暮の御祝義と御座りて御文のやう、まつく

總州様御機嫌よく被爲入、御めて度思しめしり、此御地

こても御揃あそはし御機嫌よく被爲入り御事ニ御さり、

暮の御祝義仰被進かたしけなく思しめしり、誠にいく久

しく萬く年もといわゐらせられり、此よしよろしく

申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

朱カキ  
享保十七年 十二月十六日

ひししま

隼人さま

嶋津

登さま

御返事

とみ

つほね

藤え

464 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、今度

常憲院様二十五回御忌御法事、於東叡山御執行相濟り段

被承之、恐悦旨尤り、紙面趣各申談及 上聞候、恐々謹

言、

朱カキ  
享保十七年

十二月十八日

松平左近將監

乘邑判

松平上總入道

465 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、十月十四日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤り、

紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

朱カキ  
享保十七年

十二月廿二日

松平左近將監

乘邑判

松平上總入道

466 継豊公御譜中

正文在文庫

爲歳暮之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲松平伊豆守可

述り也、

(朱)  
「享保十七年」 十二月廿七日



薩摩

中將殿

全上

爲歲暮之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之外、遂披露外  
處一段之御仕合外、恐々謹言、

(米)

「享保十七年」

十二月廿七日

黒田豊前守

直判

松平大隅守殿